

南箕輪村

第5次総合計画

【 後期基本計画 令和3年度～令和7年度 】

【 令和3年3月 】

南箕輪村では、平成 28 年（2016 年）に、「安全・安心！健やかに、手と手を取り合い、きよらかな自然環境のむらづくり（すてきなむらづくり）」を基本理念と定め、「いつまでもあふれる緑 笑い声～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～」を村民と行政がともに目指す村の将来像とした第 5 次総合計画によるむらづくりを進めてきました。



本村は、保育園から大学院までの教育環境が全てそろっていることや子育てへの環境や施策が充実していること、伊那谷の平地の中心に位置し、コンパクトな村であり効率的な行政経営ができること、豊かな自然環境の中、都市景観と自然景観がほどよく調和していることなどから、全国的には人口減少が進む中において、計画策定時に目標人口とした 15,500 人を 7 年前倒しで達成するなど順調なむらづくりが進められています。

しかしながら、前期基本計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間）を振り返ってみますと、人口の増加により新しい村民をむかえた地域コミュニティにおける支え合いなどの課題、年少人口の増加に伴い子どもたちのための公共施設の整備を優先したことにより、道路等インフラやその他の公共施設の老朽化への対策などの必要性が著しくなっています。

また、目覚ましく発展している ICT や AI、ロボット技術などの先端技術のあらゆる分野での導入や人材育成、想定外の被害を繰り返している自然災害に対する強くしなやかなむらづくり、アンケート調査において評価の低かった買い物環境の整備や公共交通、医療・介護・福祉の連携、さらには、Society 5.0 時代を見据えたむらづくりなどを十分に検討し取り組む必要があります。

この度、第 5 次総合計画の中間見直し及び後期基本計画を策定するにあたり、アンケート調査や前期基本計画の取組み結果からみえる課題や時代の潮流への対応を検討し後期基本計画の施策に取り組むことで、緑豊かな自然環境と住みよい気候風土のもと、子育て環境や健康、福祉などのより一層の充実を図り、産業と自然環境が調和のとれた景観を保ち、財政の健全化を図りつつ、村民とともに日本一の「子どもがのびやかに育つ村」、「みんなが元気に暮らせる村」、「安心して暮らせる村」を目指します。

村 長 唐 木 一 直

目 次

序 論	1
1. 南箕輪村の位置と地勢	1
2. 南箕輪村第5次総合計画改訂の目的と役割	2
(1) 南箕輪村第5次総合計画改訂の目的	2
(2) 南箕輪村第5次総合計画の役割	3
(3) 総合計画の構成と期間	4
3. 南箕輪村創生総合戦略について	5
(1) 基本構想の重点目標と総合戦略の基本目標	5
(2) 施策展開の横断的な考え方	7
4. 南箕輪村の特性	9
5. 時代の潮流	10
(1) 安全や安心に対する意識の一層の高まり	10
(2) 地域の結びつきの重要性	10
(3) 人口減少、少子高齢化の進行と地方創生の深化	11
(4) 誰もが生涯活躍できる社会の実現	12
(5) ICTの急速な進展に伴う社会の変化	12
(6) 環境問題への意識の高まり	12
(7) 地方分権の進展と行政課題の広域化	13
(8) SDGsを推進し持続可能な社会を目指す機運の高まり	13
6. 人口の推移	15
7. 村民の意識と期待	17
(1) 村への愛着度・満足度	17
(2) 今後の定住意向	17
(3) 村の各環境に関する満足度	18
(4) 村の各環境に関する重要度	18
(5) 満足度と重要度の相関（優先度）	18
(6) 10年後の将来像	19
8. むらづくりの課題	21
9. 前期基本計画の指標達成状況	23
 基本構想	 29
1. むらづくりの基本理念	29
2. 村の将来像	29
3. むらづくりの枠組み	30
(1) 将来人口の予測	30
(2) 土地利用構想	32
4. 将来像実現のための目標	35
(1) 重点目標	35
(2) 基本目標（施策の大綱）	36
(3) 目標指数	39

後期基本計画	45
基本目標1 健やかに生きいき暮らせる村	45
施策1-1 村民の健康づくりの推進	45
施策1-2 地域福祉の充実	50
施策1-3 高齢者福祉の充実	54
施策1-4 障がい者福祉の充実	59
施策1-5 社会保障の充実	63
基本目標2 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村	66
施策2-1 子育て支援の充実	66
施策2-2 学校教育の充実	71
施策2-3 生涯学習の推進	77
施策2-4 青少年の健全育成	81
施策2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進	84
施策2-6 文化・芸術活動の推進	88
基本目標3 安全・安心に暮らせる村	92
施策3-1 防災・消防対策の充実	92
施策3-2 交通安全対策・防犯体制の充実	97
施策3-3 消費者対策の充実	100
基本目標4 産業と観光の振興で活気を生む村	103
施策4-1 商工業・サービス業の振興	103
施策4-2 農林業の振興	108
施策4-3 観光の振興	114
基本目標5 住みやすい環境づくりを進める村	118
施策5-1 道路・交通網の充実	118
施策5-2 住宅・公園・緑地の整備	122
施策5-3 水循環・水環境の整備	126
施策5-4 情報化社会の構築	130
基本目標6 自然と共生する魅力あふれる村	133
施策6-1 循環型社会の形成	133
施策6-2 自然環境の保全・活用	136
施策6-3 景観の整備・形成	139
基本目標7 協働と満足度の高い行政経営を進める村	141
施策7-1 参画・協働の推進	141
施策7-2 地域コミュニティの育成	144
施策7-3 人権尊重・男女共同参画の推進	147
施策7-4 行政経営の推進	150
SDGs（持続可能な開発目標）の施策別一覧	156
総合戦略施策一覧	158
総合戦略数値目標・指標一覧	163
資料	165

序 論



序 論

1. 南箕輪村の位置と地勢

南箕輪村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望み、伊那谷の中で一番広い平地の中心に位置しており、経ヶ岳山麓を扇頂部とする広大な扇状地には、緑濃い田園と畑作地帯が広がり、伊那谷有数の美しい風景をつくり出しています。

本村は、緑豊かな自然環境と住みよい気候風土のもと、農・商・工・住宅地が調和のとれた発展を続け、なかでも約 150ha の平地林を有する大芝高原は、村民の憩いの場として、様々なスポーツ施設や宿泊施設、また、温泉施設を整備し、自然を存分に楽しめる素晴らしい環境となっています。

村の面積は 40.99 km²あり、村域は、東側の市街地と西側の中央アルプスの一部を含む山岳地帯の飛地とでおよそ半々に分かれています。

中央自動車道等の高速交通網の整備により、東京まで約 3 時間・名古屋まで約 2 時間半の位置にあります。

平成 18 年 2 月には権兵衛トンネルが開通し、これまで車で 1 時間 30 分を要していた木曽と南箕輪村が 30 分で通行できるようになり、各所へのアクセスの利便性が向上しています。



2. 南箕輪村第5次総合計画改訂の目的と役割

(1) 南箕輪村第5次総合計画改訂の目的

本村では、平成28年（2016年）に、「安全・安心！健やかに、手と手を取り合い、きよらかな自然環境のむらづくり（すてきなむらづくり）」を基本理念と定め、「いつまでも あふれる緑 笑い声 ～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～」を村民と行政がともに目指す村の将来像とした第5次総合計画によるむらづくりを進めてきました。

前期基本計画（平成28年度から令和2年度の5年間）の計画期間においては、村の人口の現状と今後の在り方を示した「南箕輪村人口ビジョン」^{*1}を策定し、「まち・ひと・しごと」の創生を定めた「南箕輪村創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」^{*2}によるむらづくりも進められ、計画策定時に目標人口とした15,500人を超過した現状となるなど順調なむらづくりが進められてきました。

また、我が国では、人口減少及び少子高齢化の一層の進行、想定を超える大規模自然災害への対応、世界的な規模で発生した新型コロナウイルス感染症への対策、Society 5.0^{*3}の実現に向けた最先端技術の進展、地域共生社会へ向けた取組み、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs^{*4}（持続可能な開発目標）への取組みなどの新たな社会情勢の変化が発生しています。

この度、第5次総合計画の中間見直しにあたり、前期基本計画の各施策の進み具合や村民ニーズの再確認、総人口の推移や社会情勢への対応を踏まえた取組みの修正等の見直しを行い、今後5年を対象とした後期基本計画を策定しました。

本計画は「南箕輪村創生総合戦略」との整合・連携を深め一体的に進めることで、より効果的・効率的なむらづくりに努め、村の将来像である「いつまでも あふれる緑 笑い声 ～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～」の実現を目指します。

^{*1} 人口ビジョン：村の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する村民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

^{*2} 総合戦略：「人口ビジョン」を踏まえ、人口の東京一極集中の是正のための基本的な方向、施策をまとめたもの。

^{*3} Society5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。自動車の自動運転やドローンによる宅配など、必要な時に必要なサービスが提供されるといった社会が挙げられる。

^{*4} SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」など、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標。

(2) 南箕輪村第5次総合計画の役割

村の最上位計画であり“本村の行財政運営の指針”

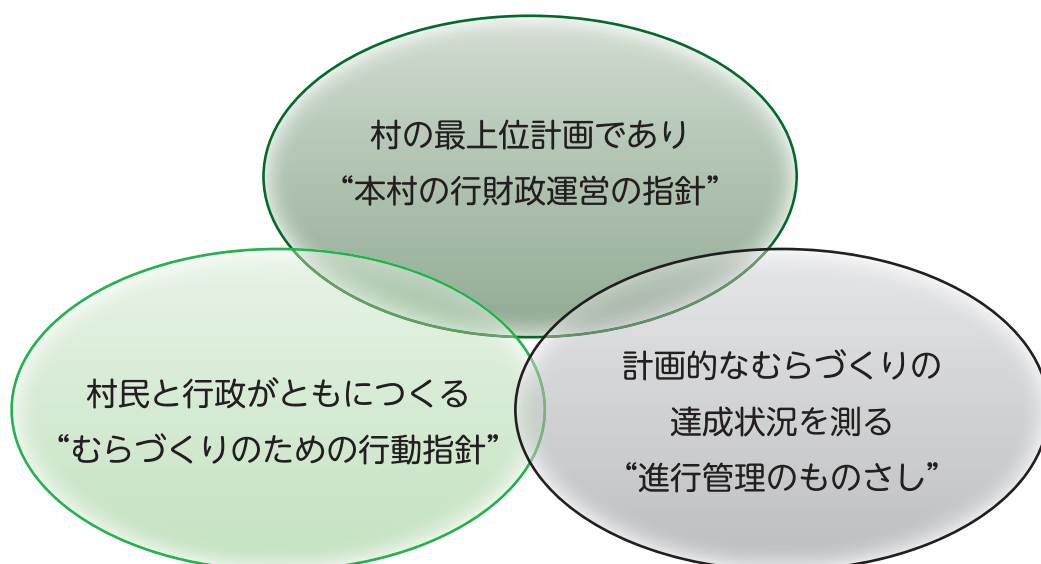
総合計画は、本村における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組みの方向性を示す“本村の行財政運営の指針”としての役割があります。

村民と行政がともにつくる“むらづくりのための行動指針”

総合計画は、村民と行政が対話を重ね、協力し合う関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてむらづくりを進めていくため、「ともにつくる“むらづくりのための行動指針”」としての役割があります。

計画的なむらづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本村が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組みが計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。目標(目指す姿)を明確にし、その目標の達成状況を測る“進行管理のものさし”としての役割があります。



(3) 総合計画の構成と期間



■基本構想（10 年間）

基本構想は、本村の特性、村民のニーズ、時代の潮流、本村の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、平成 28 年度を初年度とし、令和 7 年度を目標年度とする 10 か年の長期構想です。

■基本計画（前期 5 年・後期 5 年）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を前期計画、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を後期計画とします。また、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価するマネジメントシステムの確立を目指します。

なお、本計画は、総合戦略との連携のもと、効果的・効率的な施策の取組みを図ります。

■実施計画（3 年間 1 年ごとに見直し）

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3 か年計画として別途策定し、ローリング方式（毎年見直す方式）により毎年見直しを行い、マネジメントシステムとの連携を図って、総合計画の進行管理を行います。

※マネジメントシステムとは、目標を達成するための活動の仕組みやルールのこと。

基本構想	平成28年度～令和7年度（10年間）									
基本計画	前期 平成28年度～令和2年度					後期 令和3年度～令和7年度				
総合戦略	第1期 平成27年度～令和2年度					第2期 令和3年度～令和7年度				
実施計画	平成28年度～30年度									
	毎年度、見直し									

3. 南箕輪村創生総合戦略について

我が国は「人口減少時代」に突入しており、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、令和 42 年（2060 年）に 1 億人程度の人口を確保することを目指しており、人口減少と地域経済縮小の克服などを基本的な考え方に据えた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して人口減少の克服に向けた取組みを進めています。

本村においては、平成 27 年度（2015 年度）に南箕輪村人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を策定（令和 2 年度（2020 年度）見直し）し、本村の人口の現状と将来の展望を提示し、総合戦略において、4 つの基本目標を掲げ、持続的で将来にわたって活力ある南箕輪村の実現を図ってきました。

国では、令和元年（2019 年）12 月 20 日に「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方においても切れ目のない計画策定を求めていることから、村は第 1 期総合戦略を 1 年間延長し、第 2 期総合戦略の計画期間を第 5 次総合計画に計画期間を合わせ、基本構想に掲げる「重点目標」を総合戦略の基本目標に位置づけることで、総合計画と連動した施策や事業の推進を図ることとしています。

また、4 つの基本目標に取り組むにあたっては、時代の潮流等を踏まえ 2 つの横断的な目標の下に、総合計画の横断的な目標としても連動しながら取り組みます。

（1）基本構想の重点目標と総合戦略の基本目標

① 子どもを安心して産み育てることができる環境の整備

（総合戦略 基本目標 3：安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり）

子どもを安心して産み育てられるよう、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「子どもを産み育てやすい村」を目指します。

また、南箕輪村の「将来展望人口」を実現し、人口減少に転じる時期を遅らせるためには、現在 1.6 前後で推移する合計特殊出生率を上昇させることが必要であり、そのために、結婚への支援や子育て世代への切れ目のない支援に取り組みます。そして、地域の活力を増加させ、子どもたちの本村への定住意向を高めるために、子どもの郷土愛の醸成への取組みを拡充します。

<目標>

合計特殊出生率の上昇

村の人口の増加

＜施策の方向＞

妊娠出産・子育て支援の充実
教育の充実
移住者や女性の就業支援

② 生涯元気で暮らせる地域づくり

（総合戦略 基本目標4：誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり）

これからさらに進む高齢化に備えて、村民一人ひとりが心身ともに健康であり、楽しみや生きがいを持つことや社会が明るく活力のある状態であること等、生活の質の向上を目指して村民が自らの健康を維持・増進できるように支援していきます。

また、「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「むら」に活力があふれ、村民の誰もが安心して暮らし続けられる「むらづくり」が必要です。そのため、様々な主体が連携し地域で支え合うことで、生活に必要なサービス機能の提供を維持し、豊かな自然の中、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送り続けることのできる環境の創出を支援します。

＜目標＞

むらへの愛着度の増加
今後の定住意向の増加

＜施策の方向＞

自然災害に強い地域づくり
参画・協働の推進とコミュニティの育成
自然環境の育まれるむらづくり

③ 地域の創意を生かした自立・協働によるむらづくりの推進

（総合戦略 基本目標2：若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり）

「自助・共助・公助」の考え方のもと、村民と行政が「ともにむらづくりを担う」という意識を持って、協働による公共サービスの提供に取り組み、村民の力が地域に生きる、より暮らしやすい自立・協働のむらづくりを目指します。

また、「人口維持」は、地域コミュニティや地域経済の維持等における基本的な要素です。本村は、用途地域指定地を中心に積極的に宅地化を図りつつ、住宅地や住宅の取得、空き家の有効活用などへ支援を行います。特に、子育て世代の若者の住宅取得や定住に対して、積極的な支援を行い、さらに、様々な施策展開によって、人口の減少抑制とバランスのとれた年齢構成を実現します。

<目標>

- 村の人口の増加
- 村の社会動態の転入超過

<施策の方向>

- 安全で快適な住宅・住環境づくり
- 村内移住・定住・若者回帰の推進
- 南箕輪の魅力開発とブランドづくり

④ 自然環境や歴史的資源を生かした個性あるむらづくりの推進

(総合戦略 基本目標1：立地特性を生かした職住近接のむらづくり)

豊かな自然環境を守り、村に受け継がれている歴史的・文化的遺産を活用して個性豊かなむらづくりを目指します。

また、産業の振興による「働く場の確保」は、地域の活力と持続可能な地域づくりに必要不可欠であり、村内の企業を支援し雇用を創出するとともに、本村の立地を最大限活用し、近隣市町村へ通勤する村民への支援も行います。このことにより、雇用の安定化と新たな雇用の創出、職住近接による人口の増加を目指します。

<目標>

- 製造品出荷額の増加
- 村内の事業所数の増加
- 村内企業の従業員数の増加

<施策の方向>

- 商工業・サービス業の振興による雇用の創出
- 魅力的な農業経営の確立
- 移住者や女性の就業支援（再掲）

(2) 施策展開の横断的な考え方

① 多様な人材の活躍の推進

a 多様な人々の活躍による地方創生の推進

村内外にかかわらず、地域の関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に合わせた発展につなげていくため、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めます。

b 誰もが活躍する地域社会の推進

活気あふれる村をつくるため、若者、高齢者、女性、障がい者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できるむらづくりを進めます。

② 新しい時代の流れを力に

a 地域における Society5.0 の推進

Society5.0 の実現に向けた技術は、地域の魅力をより一層向上できる可能性があるため、活用について推進していきます。

b SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するという SDGs の理念は、村が目指すむらづくりの方向性とも重なり合う部分が多く、総合計画を推進することが SDGs 達成に向けた取組みを推進することに資するものと考え、横断的に取組みを進めます。

4. 南箕輪村の特性

伊那谷有数の美しい風景をもつ調和のとれた村

○本村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望み、伊那谷の中で一番広い平地の中心に位置しており、また、経ヶ岳山麓を扇頂部とする広大な扇状地には緑濃い田園と畑作地帯が広がり、伊那谷有数の美しい風景をつくり出しています。さらには、約 150ha の平地林を有する大芝高原をはじめ、緑豊かな、農・商・工・住宅地が調和のとれた発展を続ける村です。

子育てと教育に力を注ぐ村

○村内には、保育園から大学院まであり、教育環境が整っているとともに、子育て支援に積極的に取り組んでおり、この地で子育てしたいとの評価の高い村です。

魅力ある豊かな観光・交流資源を持つ村

○大芝高原を中心に「大芝高原まつり」、「イルミネーションフェスティバル」等のイベント開催や「森林セラピーロード」、天然温泉「大芝の湯」、農産物加工直売施設「大芝高原味工房」、中央アルプスの日本二百名山である「経ヶ岳」等、魅力ある豊かな観光・交流資源を持つ村です。

立地特性に優れた村

○村の中央部を中央自動車道が南北に縦断し、村内には伊那インターチェンジがあります。県の南部にはリニア中央新幹線等の高速交通網の整備も計画されており、また、木曽地域とは権兵衛トンネルで結ばれるなど交通網の急速な発展により、ますます全国各地への利便性が向上する村です。また、伊那谷の中央部の平地に位置しており、比較的自然災害が少ない村です。

地域づくりを支える人材が豊富な村

○村内の行政区においては、それぞれ特色ある活動が進められています。また、むらづくり活動やボランティア活動を担う団体や人材が数多く存在する村で、こうした人材が活躍できる環境づくりを進める村です。

5. 時代の潮流

南箕輪村第5次総合計画を改訂するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに的確に対応することが重要です。以下にその流れを示します。

(1) 安全や安心に対する意識の一層の高まり

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う津波により、戦後最大の被害を記録するとともに、近年における集中豪雨等の自然災害は、毎年のように想定外の災害をもたらす異常気象となっており、災害に強いまちづくりに向けて強靱化を図る必要があります。

また、住民の生命と生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、安全や安心への意識を一層高め、新しい生活様式や社会経済の在り方などへの対策が必要となっています。

さらに、交通事故、消費者トラブル等の身近な暮らしの安全・安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、村民、行政が一丸となった安全で安心なむらづくりへの取り組みの強化が求められており、地域コミュニティ^{*5}を核とした防災・防犯体制の必要性が再認識されています。

(2) 地域の結びつきの重要性

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は、物質的な豊かさのみならず心の豊かさを求めるなど多様化しています。

一方、核家族化をはじめとする世帯の多様化、少子高齢化、都市への人口集中等により、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立等が社会問題となっています。

こうした中で、人々の助け合いの主体として、NPO^{*6}・ボランティアが、災害の支援に限らず、青少年の健全育成や子育て支援、環境問題、高齢者福祉、障がい者福祉等様々な分野できめ細かなサービスを提供するなど、新しい公共の仕組みづくりが始められています。

これらの取り組みにより、地域の人のつながりを強め、互いに支え合うとともに、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、新たな起業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み

^{*5} 地域コミュニティ：消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。地域住民が生活している場所。

^{*6} NPO：Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。これらのうち「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」に基づき設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

出し、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を図っていくことが求められています。

(3) 人口減少、少子高齢化の進行と地方創生の深化

わが国の人口は、少子化が深刻化し、既に減少に転じています。また、平成 30（2018）年 10 月 1 日時点で、我が国の老年人口は 3,557 万 8 千人で、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は 28.1%となっています。国立社会保障・人口問題研究所^{※7}が公表した日本の将来推計人口（平成 29 年推計）によると、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は増加を続け、令和 24 年（2042 年）に 3,935 万 2 千人で、ピークを迎え、その後は、総人口の減少とともに老年人口も減少しますが、高齢化率は上昇を続け令和 42（2060）年には 38%を超える水準まで高まると推計されています。

こうした人口減少、少子化の進行により、労働力や購買・消費力の低下による地域活力の減少、社会保障費の増加等様々な面での影響が懸念され、高齢化については、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題が提示されるなど、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉の連携、移動や買物、見守り活動など、高齢者の在宅生活を支援する体制整備を進めるとともに、いつでも学び直し・働き直しができる社会を実現し、高齢者が仕事や地域活動など社会の中での役割を果たしながら、健康で生きいきと暮らすことができるよう、社会参加を促進する必要があります。

国においては、東京圏への人口一極集中の是正や地方における人口減少の拡大などに伴う過疎化の進行や集落消滅のおそれなどの懸念から、地方とともに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、総力をあげた地方創生・人口減少対策への取組みを一層加速させています。

^{※7} 国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省の施設等機関。1939 年（昭和 14 年）に厚生省人口問題研究所として設立され、1996 年（平成 8 年）12 月に、特殊法人社会保障研究所との統合によって設立。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(4) 誰もが生涯活躍できる社会の実現

高齢化がさらに進み「人生 100 年時代」を迎えることが予測されている中で、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっています。一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、生涯にわたって、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が大切となってきました。

また、女性や高齢者、障害のある方や外国人などが、多様な働き方の実現による生産性向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい環境の整備などを進めていく必要があります。

(5) ICT^{*8}の急速な進展に伴う社会の変化

今後の国の成長や地方創生を実現していく鍵として、IoT^{*9}、ビッグデータ^{*10}、AI^{*11}、ロボット・センサーなどのイノベーション^{*12}を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「Society5.0」の実現が掲げられています。

人口減少が進む中で、交通、医療、福祉、観光、教育、防災等の様々な分野で、課題の解決を促し、社会経済活動全体を変革するとともに、地域が抱える課題を解決に導き村民の暮らしをより豊かにするためには、ICTの効果的な利活用が不可欠となっています。

(6) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、わが国のエネルギー政策のあり方を問う大きな問題を提起しました。

こうした中、政府は令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること

^{*8} ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

^{*9} IoT：「Internet of Things」の略称。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

^{*10} ビッグデータ：データの「量（Volume）」「種類（Variety）」「発生頻度・更新頻度（Velocity）」の 3 つの V から成り、日々、膨大に生成・蓄積される様々な種類・形式のデータを指す。

^{*11} AI：（Artificial Intelligence）人工知能」の略称。辞書的な定義では「学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム」と記されている。

^{*12} イノベーション：それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

を表明しました。このような環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの発生抑制・再利用・資源化、食料の地産地消等、環境に配慮した低炭素循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、村民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

(7) 地方分権の進展と行政課題の広域化

地方分権の進展により、基礎自治体としての市町村の役割や権限が拡大しており、各市町村が自主・自立しながら結びつきを深め、圏域全体の個性や魅力、活力を育んでいくことが期待されています。

人々の日常生活や経済活動が、交通や情報通信網の整備などにより行政区域を越えて大きく広がる中で、行政のみでは対応が困難な地域課題が増加しており、広域で取り組むべき行政課題は、他機関との連携がより求められているため、市町村にとって避けては通れない重要なテーマとなっています。

(8) SDGs を推進し持続可能な社会を目指す機運の高まり

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが、先進国、開発途上国を問わず始まっています。

SDGs 達成に向け政府が定めた「持続可能な開発目標指針（平成 28 年（2016 年）12 月）においては、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限反映することが奨励されました。

誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、令和 12 年（2030 年）までに「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」など 17 の目標を掲げた SDGs の理念は、南箕輪村が目指すむらづくりの方向性と重なる部分が多く、総合計画を推進することが SDGs 達成に向けた取組みを推進することに資するものと考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsと17のゴール

1. 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
6. 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8. 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10. 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11. 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17. パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

6. 人口の推移

本村の人口推移は、国勢調査結果でみると、表1のとおり平成12年から平成17年にかけては216人の増、平成17年から平成22年にかけては923人の増、平成22年から平成27年にかけては520人の増と増加傾向にあります。

人口の構成をみると、年少人口はやや増加傾向ですが、人口全体からの比率でみると微減となっています。老年人口は近年増加傾向で推移しており、平成27年では全国平均（平成22年が23.0%、平成27年で26.6%）を下回っているものの少子高齢化の進行がうかがえます。また、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は減少傾向にあります。

世帯数は、人口増加とともに増加していますが、一世帯当たりの人数は減少し、単独世帯の増加等世帯の多様化が進行していることがうかがえます。

表1 人口・世帯等の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯、人／世帯、％）

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率（％）		
					H12～H17	H17～H22	H22～H27
総人口	13,404	13,620	14,543	15,063	0.32	1.36	0.72
年少人口 [15歳未満]	2,206 (16.5%)	2,202 (16.2%)	2,336 (16.1%)	2,406 (16.0%)	△0.04	1.22	0.60
生産年齢人口 [15歳～64歳]	9,068 (67.6%)	9,005 (66.1%)	9,285 (64.0%)	9,214 (61.4%)	△0.14	0.62	△0.15
老年人口 [65歳以上]	2,130 (15.9%)	2,413 (17.7%)	2,877 (19.8%)	3,377 (22.5%)	2.66	3.85	3.48
世帯数	4,835	5,026	5,560	5,839	0.79	2.12	1.00
一世帯当たりの人数	2.77	2.71	2.62	2.58	—	—	—

注：各年10月1日現在（平成22年、平成27年総人口には年齢不詳を含む。）各年の（ ）内は構成比を示す。

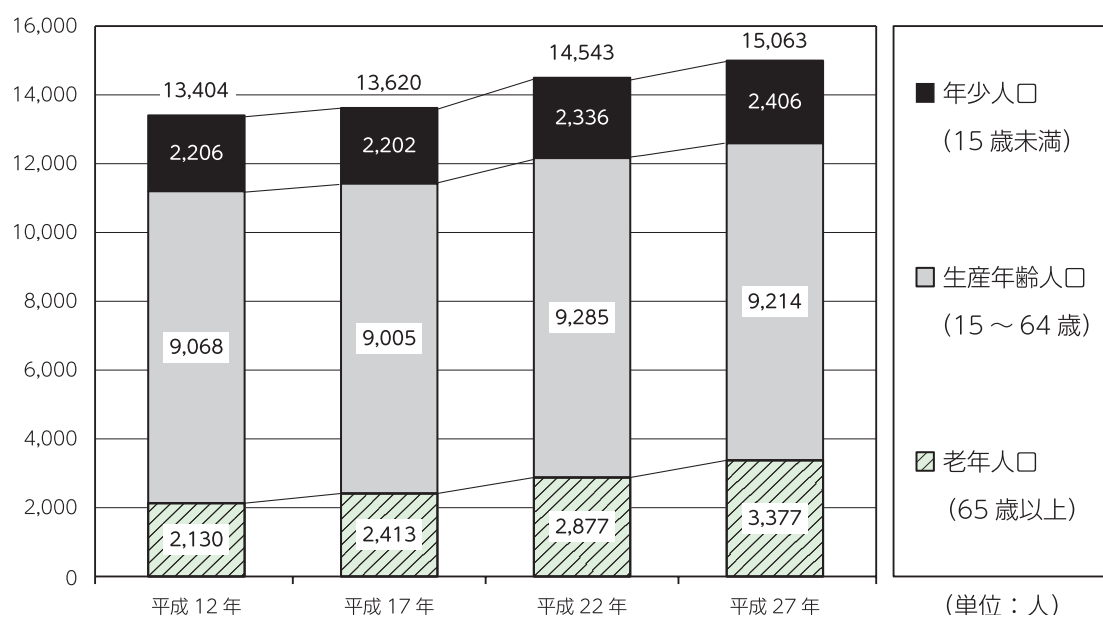


図1 人口の推移(国勢調査)

7. 村民の意識と期待

南箕輪村第5次総合計画後期基本計画の策定にあたって、村に関する村民の意識を把握し、計画づくりの基礎資料を得るためにアンケートを令和元年7月に実施しました。その概要は次のとおりです。

表2 アンケート概要

調査対象	配布数	有効回収率
①18歳以上の村民	①1,250(無作為抽出)	①40.8%(510回収)
②10年以内に村内に転入された村民	②750(無作為抽出)	②34.9%(262回収)
③高校生世代	③全数(460)	③39.6%(182回収)
④小・中学校生	④全数(996)	④92.5%(921回収)

(1) 村への愛着度・満足度

- 18歳以上の村民では、“愛着を感じている”が79.1% (“愛着を感じていない”は6.5%)
- 10年以内に転入された村民では、“満足している”が78.6% (“満足していない”は5.0%)
- 高校生世代では、“愛着を感じている”が85.2% (“愛着を感じていない”は2.7%)
- 小・中学校生では、“好きだ”が84.9% (“好きではない”は2.1%)

(2) 今後の定住意向

18歳以上で「住み続けたい」と答えた方は、「H16年度：71.2%」、「H21年度：80.2%」、「H26年度：88.2%」、「R1年度：85.7%」であり、平成21年度調査以降は8割以上を維持しています。

- 18歳以上の村民では、“住み続けたい”が85.7% (“住みたくない”は2.4%)
- 10年以内に転入された村民では、“住み続けたい”が78.2% (“住みたくない”は3.1%)
- 高校生世代では、“住み続けたい”が56.6% (“住みたくない”は10.4%)
- 小・中学校生では、“住み続けたい”が52.7% (“住みたくない”は12.3%)

(3) 村の各環境に関する満足度

自然環境が豊かで景観がよく、生活基盤施設^{*13}の整備は進んでいますが、公共交通機関や買い物の利便性が課題です。

表3 満足度

	全 体
上位3位	自然が豊かで潤いがある
	田園風景などの景観がよい
	下水道の整備が進んでいる
下位3位	公共交通機関の利便性
	買い物の便利さ(衣料品・電化製品等)
	国際交流が活発である

(4) 村の各環境に関する重要度

交通事故や犯罪等から身を守るための対策や日常生活での買い物の利便性を重要視していることが伺えます。

表4 重要度

	全 体
上位3位	子どもにとって安全・安心なむらづくり
	交通事故防止対策の充実
	買い物の便利さ（食品・日用品等）

(5) 満足度と重要度の相関（優先度）

満足度と重要度の分析結果により、今後優先的に取り組むべき施策項目（優先度）を抽出するため、満足度評価と重要度評価を相互に関連づけてみると上位10位は次のとおりです。

表5 優先度

① 公共交通機関の利便性	⑥ 子どもの遊び場等
② 交通事故防止対策の充実	⑦ 高齢者用施設
③ 防犯対策	⑧ 高齢者の働く場
④ 買い物の利便（日用品等）	⑨ 土地利用の適切さ
⑤ 働く場の確保	⑩ 子どもにとっての安全・安心なむらづくり

^{*13} 生活基盤施設：学校、病院、公園等の生活基盤になる施設。一般的に道路・鉄道・空港等の交通施設、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の公共施設、公益施設をいう。

(6) 10年後の将来像

村の10年後の将来像(あるべき姿)を尋ねたところ、第1位が「高齢者や障がい者が暮らしやすい健康と福祉の充実した村」(47.6%)、第2位が「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」(46.7%)、第3位が「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせる村」(38.0%)の順となっています。

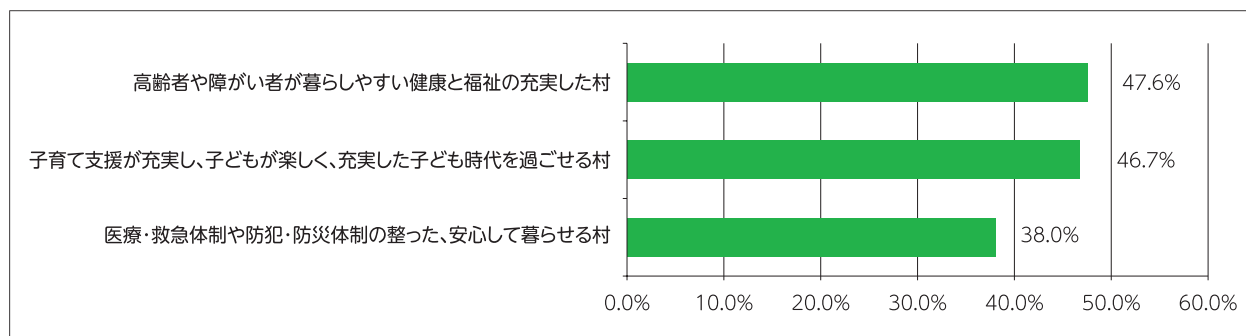


図2 村全体上位3位 (回答総数 510)

10年以内に村内に転入された村民では、「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」(63.4%)、「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせる村」(34.7%)、「高齢者や障がい者が暮らしやすい健康と福祉の充実した村」(24.4%)の順となっています。

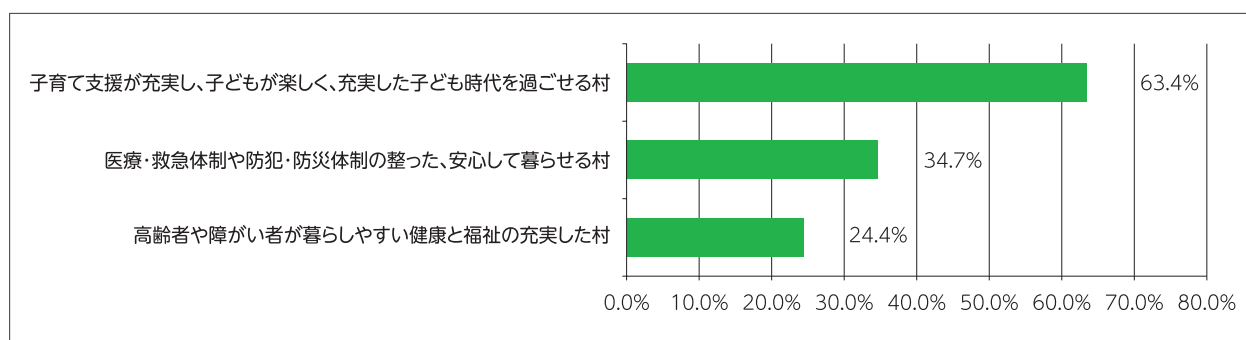


図3 村全体上位3位 (回答総数 262)

高校生世代では「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる村」(44.5%)、「観光・レクリエーション施設や祭り・イベントの充実した村」(30.2%)、「自然環境や歴史的資源をいかした個性ある村」(26.9%)の順になっています。

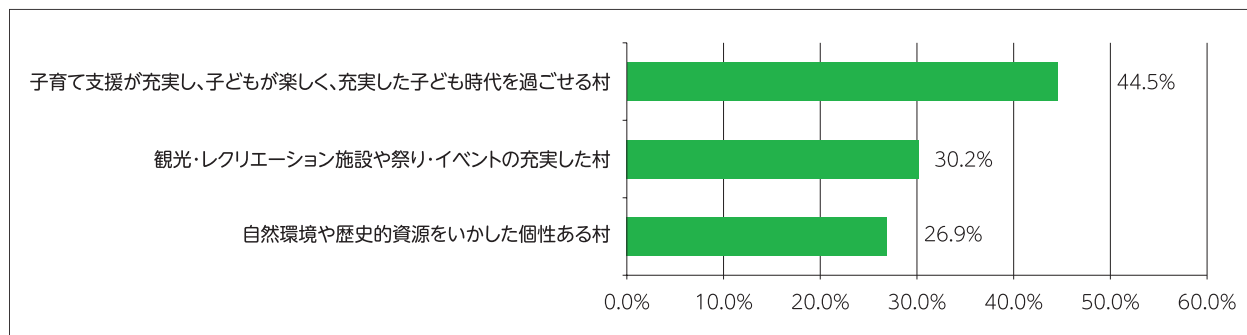


図4 高校生上位3位(回答総数 182)

小・中学校生にしてほしいことを尋ねたところ「自然を守ってほしい」(57.7%)、「公園などの遊び場をつくってほしい」(29.6%)、「人と人が助け合っていくようにしてほしい」(24.4%)となっています。

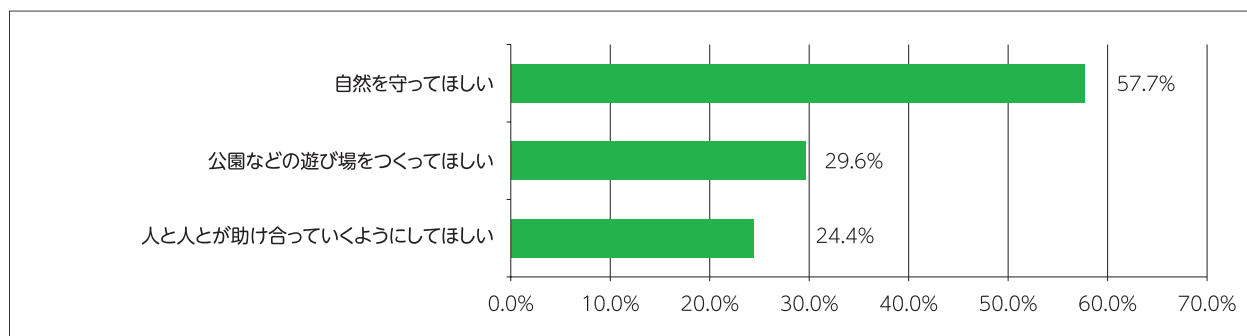


図5 小・中学校生上位3位(回答総数 921)

8. むらづくりの課題

南箕輪村第5次総合計画策定の背景となる本村の現況・特性や時代の潮流、住民ニーズ等から、これからの本村のむらづくりにおいて解決していくべき、課題を整理します。

課題1

健康に生きいき暮らせるむらづくり

高齢者や障がいのある人、国籍・性別・年齢や言葉、生活習慣等の違いによらず、誰もが地域で支え合いながら、健康で生きがいをもって安心して暮らすことができるむらづくりが求められています。

課題2

次代の担い手の育成

学校や保育園、家庭、地域等と行政が一体となって子育て支援施策の一層の充実や家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが求められています。

村民がボランティア等の社会参加を通して自ら成長することができる環境づくりが求められています。

村民が心のゆとりや生きがいを実感できるよう、文化・スポーツ学習活動等の充実が求められています。

課題3

暮らしの安全・安心の確保

災害や身近な地域での犯罪、事故等の不安を軽減し、安全・安心に暮らすことができるむらづくりが求められています。

課題4

村の活力・魅力の向上

村の経済の活力を高めるため、産業をより一層振興することが求められています。

村全体の魅力を高めるため、大芝高原をはじめとする豊かな自然環境や村が保有する歴史的・文化的資源を観光資源として活用することが求められています。

課題 5

ゆとりや潤いある生活基盤の整備

ゆとりある暮らしを支える生活基盤として、居住環境の計画的な整備を行うことが求められています。村民の生活・交流の拠点となる場の活気や魅力を高めていくことが求められています。

課題 6

環境に配慮した持続可能なむらづくり

本村の個性でもある自然環境の保全を図り、持続的な社会づくりを進めることが求められています。地球規模で深刻化する環境問題に対応した公害のない低炭素循環型のむらづくりを進めていくことが求められています。

課題 7

村民と行政の信頼関係の強化

地域コミュニティ組織や団体、事業者等との協働を進め、村に活気と活力を生み出していくことが求められています。

より良いむらづくりを実践していくため、「自助・共助・公助」の考え方に基づき、村民一人ひとりの意識や地域活動を底上げし、むらづくりの担い手、リーダーとなる人材や団体の育成が求められています。

村民と行政の信頼関係を強化するため、情報の共有化を図るとともに、職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図ることが求められています。

持続可能なむらづくりを進めるため、効率的で効果的な行政経営^{*14}を行うことが求められています。

時代の要請に合った適切な社会資本^{*15}の維持管理・更新を行っていくため、総合的かつ計画的な管理を行うことが求められています。

^{*14} 行政経営：限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ・時間・情報）を有効活用し、経営的な視点で成果を重視した行政活動を行うための仕組み。

^{*15} 社会資本：道路、学校、公園等、生活に必要な基盤のこと。

9. 前期基本計画の指標達成状況

●基本目標1 健やかに生きいき暮らせる村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
1-1	村民の健康 づくりの推進	1	住民健診や健康指導が充実している	50.6%	45.5%	↗
		2	がん検診受診率	26.4%	28.0%	28.0%
		3	乳幼児健診受診率	95.9%	99.4%	96.0%
		4	運動サポートデー利用者数	642人/年	2,871人/年	770人/年
1-2	地域福祉 の充実	5	ボランティア活動が活発である	7.5%	8.5%	↗
		6	福祉ボランティア登録者数	328人	343人	360人
		7	まっくん生活支え愛事業ボランティア 登録者数	0人	61人	50人
		8	地区社会福祉協議会への登録者数	251人	252人	276人
1-3	高齢者福祉 の充実	9	高齢者のための福祉サービスが 充実している	19.1%	20.8%	↗
		10	配食サービス	3,550回/年	5,666回/年	3,700回/年
		11	認知症サポーター	172人	1,202人	700人
		12	まっくん支え愛事業利用者数	0件/年	42件/年	50件/年
		13	緊急通報装置貸与台数	33台	27台	40台
1-4	障がい者福祉 の充実	14	障がい者のための福祉サービスが 充実している	17.6%	18.6%	↗
		15	計画相談支援支給決定者数	11人	129人	150人
		16	訪問系サービス月間利用時間	834時間	572時間	1,200時間
		17	日中活動系サービス月間利用日数	1,444日	1,631日	2,400日
		18	障がい者施設入所者数	9人	10人	8人

●基本目標2 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
2-1	子育て支援の充実	19	子どもにとって安全・ 安心なむらづくりをしている	41.6%	41.6%	↗
		20	ファミリーサポート協会会員登録者数	4人	28人	10人
		21	通学路安全プログラム現地合同点検	1回/年	0回/年	3回/年
		22	登下校見守りボランティア実施回数	10回/年	54回/年	20回/年
2-2	学校教育の充実	23	小・中学校の学習活動の充実と成果	16.7%	21.8%	↗
		24	体験学習実施時間数	27時間/年	39.8時間/年	40時間/年

2-2	学校教育の充実	25	キャリア教育・郷土教育実施時間数	15時間/年	21.0時間/年	20時間/年
		26	副学籍・交流活動	3回/年	6回/年	6回/年
2-3	生涯学習の推進	27	誰もが学べる生涯学習の機会が充実している	17.2%	16.9%	↗
		28	生涯学習講座参加者数	502人/年	443人/年	600人/年
		29	図書館人口一人当たりの貸出数	8.3点/年	8.1点/年	8.5点/年
2-4	青少年の健全育成	30	子ども同士、親同士のネットワークづくり	12.1%	14.2%	↗
		31	子ども体験教室等の実施回数	3回/年	3回/年	4回/年
		32	親子教室実施回数	3回/年	5回/年	5回/年
2-5	スポーツ・レクリエーション活動の推進	33	スポーツ・レクリエーション施設が整っている	29.0%	30.4%	↗
		34	わくわくクラブ会員数	1,441人	1,511人	1,500人
		35	スポーツ施設利用者数	118,261人/年	130,065人/年	121,600人/年
2-6	文化・芸術活動の推進	36	文化施設が充実し、文化的環境が整っている	17.3%	16.0%	↗
		37	文化財歴史講座等開催数	10回/年	10回/年	12回/年
		38	文化団体連絡協議会登録団体数	36団体	29団体	38団体

●基本目標3 安全・安心に暮らせる村

施策		番号	指標名	当初 平成25年度 (2013年度)	現状 平成30年度 (2018年度)	前期目標 令和2年度 (2020年度)
3-1	防災・消防体制の充実	39	防災対策が整っている	22.9%	25.9%	↗
		40	出前講座開催数	2回/年	10回/年	8回/年
		41	防災士要請人数	13人	25人	28人
3-2	交通安全対策・防犯体制の充実	42	交通事故防止対策が充実している	16.4%	19.0%	↗
		43	交通事故件数	470件/年	377件/年	380件/年
		44	交通事故死亡者数	0人/年	1人/年	0人/年
		45	交通安全教室実施回数	8回/年	20回/年	20回/年
		46	シートベルト着用率	99%	95.2%	100%
3-3	消費者対策の充実	47	消費生活に関する相談体制が充実している (消費生活年間相談件数)	12件/年	58件/年	21件/年
		48	広報回数	15回/年	20回/年	20回/年
		49	消費生活講座参加者数	120人/年	267人/年	581人/年

●基本目標4 産業と観光の振興で活気を生む村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
4-1	商工業・ サービス業の振興	50	製造品出荷額等（4人以上の事業所）	597億円 (H26)	765億円 (H30)	633億円
		51	企業振興補助金交付事業所数	12社/年	16社/年	15社/年
		52	村・県制度資金申請件数	73件/年	67件/年	80件/年
4-2	農林業の振興	53	耕作放棄地の面積	11.1ha	9.5ha	8.6ha
		54	効率的経営体が地域の農用地に占める 面積のシェア	57.0%	59.0%	64.0%
		55	市民農園、観光体験農園	0.3ha	0.5ha	0.5ha
		56	地域の農地を有効活用し、農業発展の ための担い手の確保	72人	95人	↗
		57	人・農地プランに位置づけられた中心経営体	72人	95人	82人
		58	認定農業者数	45人	37人	52人
		59	新規認定就農者	2人	7人	7人
4-3	観光の振興	60	観光入り込み者数	593,797人/年	604,000人/年	625,000人/年
		61	観光PRイベント開催回数	11回/年	24回/年	15回/年
		62	観光パンフレット配布部数	2,000部/年	4,500部/年	3,000部/年

●基本目標5 住みやすい環境づくりを進める村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
5-1	道路・交通網の充実	63	バス等の公共交通機関の利便性	11.4%	12.9%	↗
		64	まっくんバス利用者数	15,775人/年	13,220人/年	16,000人/年
5-2	住宅・公園・ 緑地の整備	65	ゆったりと過ごせる公園等がある	36.7%	39.6%	↗
		66	村内の公園の数	19箇所	19箇所	20箇所
		67	大芝公園の施設整備	0箇所	9箇所	10箇所
5-3	水循環・水環境 の整備	68	水道の整備が進んでいる	56.3%	51.7%	↗
		69	配水池耐震率	66.6%	100%	100%
		70	管路耐震率	23.6%	9.5%	41.8%
		71	下水道の整備が進んでいる	57.1%	53.3%	↗
		72	下水道普及率	99.8%	99.84%	99.9%
		73	水洗化率	84.5%	92.6%	93.0%
5-4	情報化社会の構築	74	ホームページやメール配信から村の情報 収集している	41.1%	25.9%	↗
		75	村ウェブサイトへの1月あたりの アクセス件数	4,200件	14,278件	10,000件
		76	メール配信サービス登録者数の増加	3,400件	5,717件	6,000件

●基本目標6 自然と共生する魅力あふれる村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
6-1	循環型社会の 形成	77	ごみの収集や資源の回収が進められている	55.7%	58.1%	↗
		78	ごみ1人1日排出量（家庭系）	454g/人/日	417g/人/日	450g/人/日
		79	生ごみ処理機設置世帯数（稼働分）	476戸	623戸	580戸
		80	ごみの資源化率（家庭系）	21.9%	15.2%	26.9%
6-2	自然環境の 保全・活用	81	騒音・振動・悪臭・大気汚染等の公害問題 が少ない	55.0%	53.0%	↗
		82	温室効果ガス排出量	1,009t/ CO2	1,053t/ CO2(H30)	928t/CO2
		83	公害苦情処理件数	59件/年	41件/年	47件/年
6-3	景観の整備・形成	84	田園風景等の景観がよい	64.1%	53.0%	↗
		85	景観審議会開催回数	0回/年	0回/年	2回/年
		86	啓発活動回数	0回/年	2回/年	2回/年

●基本目標7 協働と満足度の高い行政経営を進める村

施 策		番号	指 標 名	当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	前 期 目 標 令和2年度 (2020年度)
7-1	地域コミュニティ の育成	87	持ち家世帯の区加入率	89.1%	88.8%	90.0%
7-2	人権尊重・男女 共同参画の推進	88	審議会委員の女性比率	32.9%	22.2%	↗
		89	研修会・講演会等の開催数	3回/年	3回/年	5回/年

基本構想



基本構想

1. むらづくりの基本理念

第5次総合計画を実現していくため、「安全・安心！健やかに、手と手を取り合い、きよらかな自然環境のむらづくり(すてきなむらづくり)」を基本理念と定め、今後10年間取り組んでいきます。

「安全・安心！すこやかに てと手を取り合い きよらかな自然環境の むらづくり」

◆安全・安心！

災害や事故、犯罪等からも安全で、子ども、高齢者、障がい者、全ての村民が暮らしやすく、福祉制度全般、子育て支援制度の整った安心できるむらづくりを進めます。

◆健やかに

健康管理体制、母子保健体制の整備、健康長寿で暮らせる、村民自らの健康づくりを支援するむらづくりを進めます。

◆手と手を取り合い

村民一人ひとりの活動が地域に生かされ、にぎわいと活気を生み出すとともに、人と人々が相互に助け合いながら、ともに生きる意識を持ち、一層暮らしやすい村とするため、村民と行政による自立・協働のむらづくりを進めます。

◆きよらかな自然環境

美しい田園地帯や大芝高原の緑をはじめ、村の豊かな自然は全村民にとって大切な宝です。自然が豊かできよらかな環境の中で日々の生活を送り、この大切な宝を保全していくとともに、人と自然の美しいむらづくりを進めます。

2. 村の将来像

むらづくりの基本理念を踏まえて、村民と行政がともに目指す村の将来像を次のとおり設定します。

いつまでも あふれる緑 笑い声

～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～

3. むらづくりの枠組み

(1) 将来人口の予測

コーホート要因法^{*16}による推計では、表6のとおり今後、本村の人口はまだ増加傾向で推移しますが、少子高齢化と生産年齢人口の減少は徐々に進行することになります。本構想では、子育て支援・福祉・教育の充実、居住環境の整備、産業・観光の振興等の施策を積極的に講じ、より一層の定住の促進につなげていくことを目標とし、令和7年度の人口を15,900人と設定します。

令和7年度の目標人口 **15,900人**

表6 人口の推計結果

(単位:人、%)

項目 \ 年	平成27年	令和2年	令和7年	年平均増減率 (%)	
				H27～R2	R2～R7
総人口	15,063	15,629	15,894	0.75	0.34
年少人口 [15歳未満]	2,406 (16.0%)	2,533 (16.2%)	2,497 (15.7%)	0.87	△0.28
生産年齢人口 [15歳～64歳]	9,274 (61.6%)	9,401 (60.2%)	9,556 (60.1%)	0.27	0.33
老年人口 [65歳以上]	3,383 (22.5%)	3,695 (23.6%)	3,841 (24.2%)	1.84	0.79

注：総人口は四捨五入の端数処理のため合計があわない場合がある。各年の（ ）内は構成比を示す。

(令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計をもとにした独自推計)

^{*16} コーホート要因法：コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、コーホートごとに人口増減の要因となる死亡、移動（転入・転出）、出生等の係数を掛け合わせ、将来の値を推計し、それを全コーホートで合計することで、将来における人口を推計する方法。

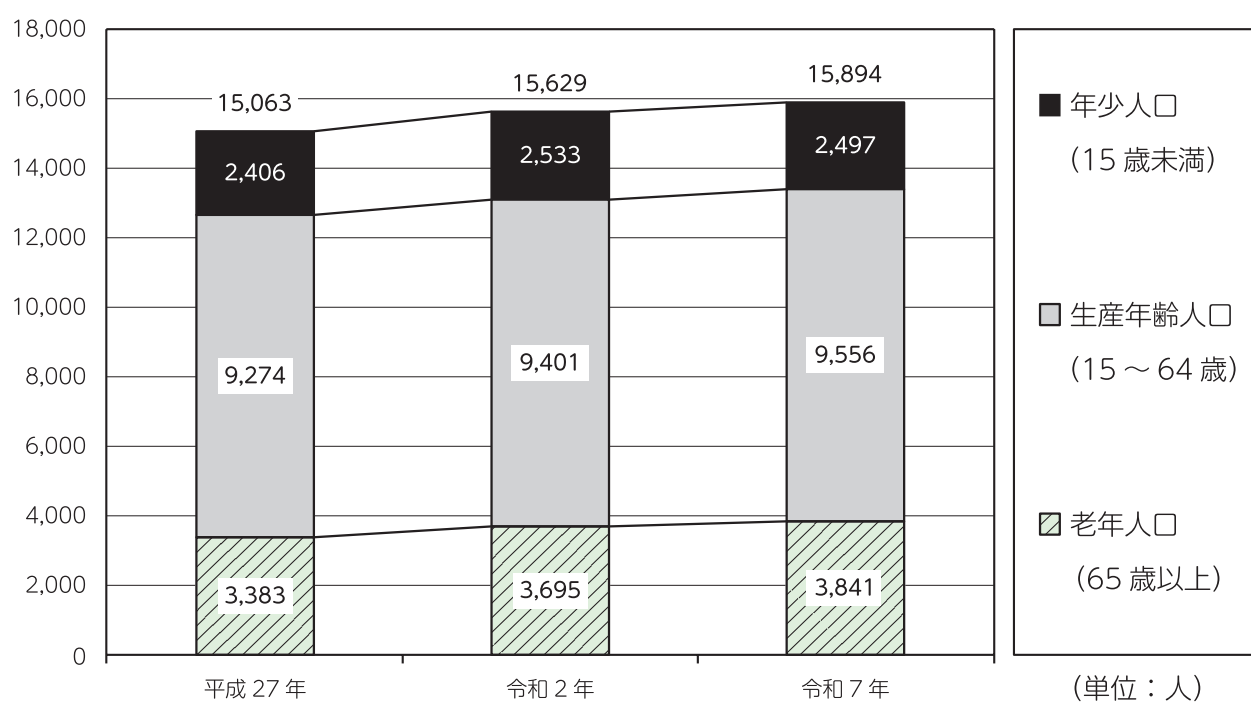


図6 人口の推計結果

(2) 土地利用構想

これからの土地利用は、超高齢社会^{*17}の中で景観・自然環境への配慮等の時代潮流の変化に対応していく必要があります。

また、村民が感じている、「自然が豊かで潤いがある」、「田園風景などの景観がよい」という本村の特徴をさらに伸ばし、一方で、買い物の便利さ、公共交通機関の利便性、子どもの遊び場の確保とともに、安全・安心な環境整備を基調とした暮らしやすさの向上を図るなど質的成長へと転換していく必要があります。

今後は、本村の目指すべき将来像を実現するために、各区分（ゾーン）の土地利用が健全な調和を保つことを基本として、村民が安心して快適に暮らすことができるむらづくりを進めていくため、計画的な土地利用に努めます。

●住宅ゾーン

住宅地域については、生活道路等の交通体系、住宅等の生活基盤を地域の実情に応じて計画的に整備を図ります。

緑地空間の確保等、良好な景観・自然環境の保全を図りつつ、地域防災拠点^{*18}の整備やオープンスペース^{*19}、子どもの遊び場の確保等により災害に対する安全性の向上を図ります。

●商業業務ゾーン

国道153号沿いの商業業務地等については、生活基盤の整備とあわせて、地域の活性化、良好な環境の形成に配慮した開発・整備等を誘導します。

●工業ゾーン

工業用地については、環境保全を第一に考慮しながら、既存企業の増設、新規企業の誘致等を行い、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

●観光レクリエーションゾーン

観光レクリエーションゾーンについては、村民をはじめ多くの人々の憩いとふれあいの空間として活用する地域とします。

^{*17} 超高齢社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の状態である社会。なお、高齢化率7-14%を「高齢化社会」、高齢化率14%-20%を「高齢社会」という。

^{*18} 地域防災拠点：災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。

^{*19} オープンスペース：交通や建物等、特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地。

● 農業ゾーン

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災のための空間や緑地としての空間、遊水池的機能^{※20}、生態系の維持機能^{※21}等の役割を担っています。農業者をはじめ地域住民と多様な主体が関わる適切な農地の保全とともに、生活的土地利用^{※22}や自然的土地利用^{※23}との調和に努め、特産物の振興のためにも活用します。

● 森林ゾーン

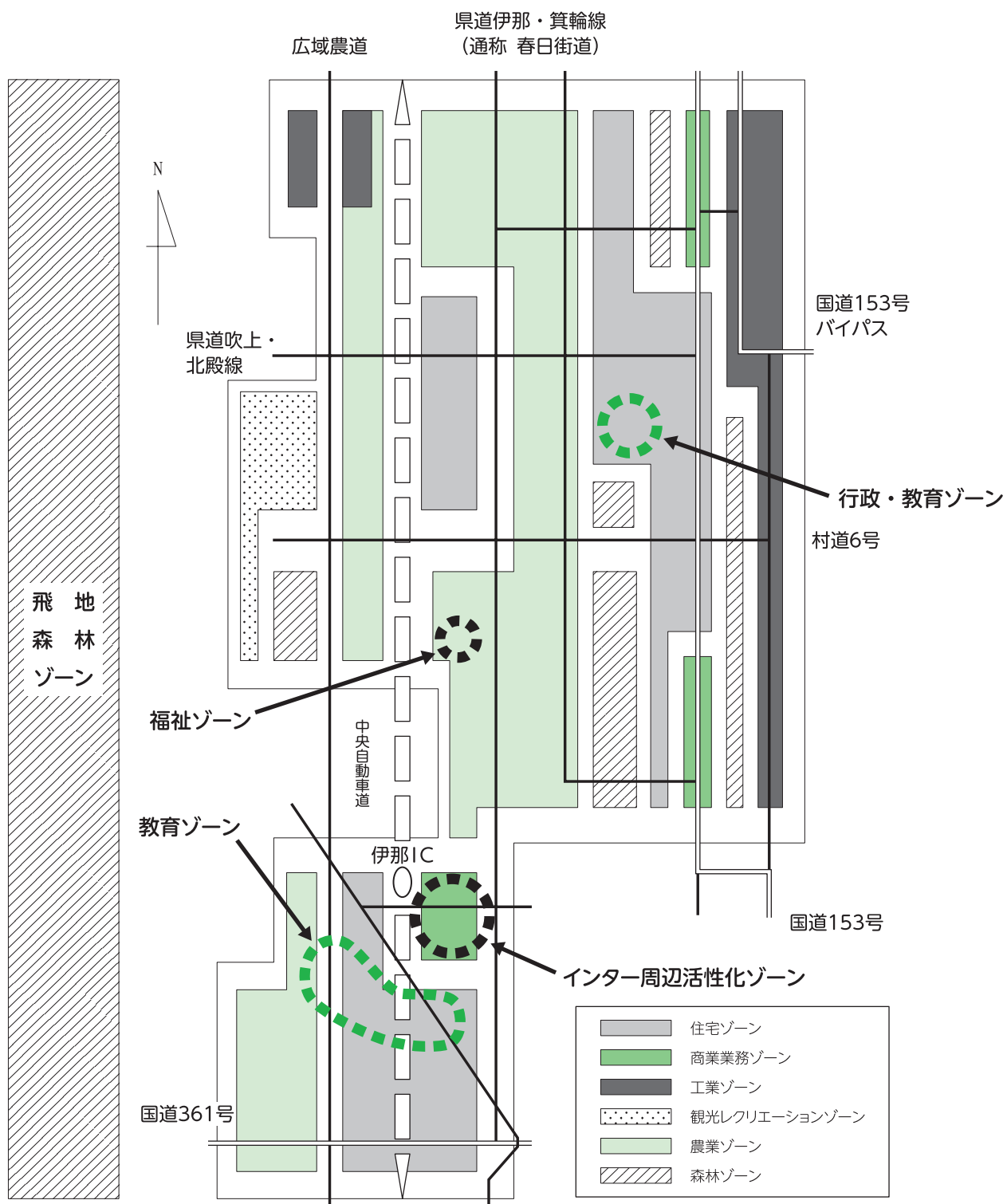
本村の景観や自然の豊かさを特徴づけている山林については、生活にやすらぎや潤いを与えるだけでなく、環境保全や防災、景観形成等の機能面からも大きな役割を果たしています。公益的機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の保全・育成と活用を図ります。

※20 遊水池的機能：洪水時の河川の流水を一時的に氾濫させる土地の機能のこと。

※21 生態系の維持機能：水田・畑等には、自然との調和を図りつつ適切かつ持続的に管理されることによって、生物相の適度なく乱と回復が促され、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成・維持される働きがある。

※22 生活的土地利用：住宅、公園、緑地等の暮らしに関わる土地利用。

※23 自然的土地利用：森林、河川等の自然の状態での土地利用。



4. 将来像実現のための目標

将来像を実現するために、次のとおり4つの重点目標と7つの基本目標を定め、本村の誇りである豊かな自然と人のつながりの中で、いつまでも住み続けたいと思えるむらづくりを村民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

(1) 重点目標

① 子どもを安心して産み育てることができる環境の整備

子どもを安心して産み育てられるよう、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「子どもを産み育てやすい村」を目指します。

② 生涯元気で暮らせる地域づくり

これからさらに進む高齢化に備えて、村民一人ひとりが心身ともに健康であり、楽しみや生きがいを持つことや社会が明るく活力のある状態であること等、生活の質の向上を目指して村民が自らの健康を維持・増進できるように支援していきます。

③ 地域の創意を生かした自立・協働によるむらづくりの推進

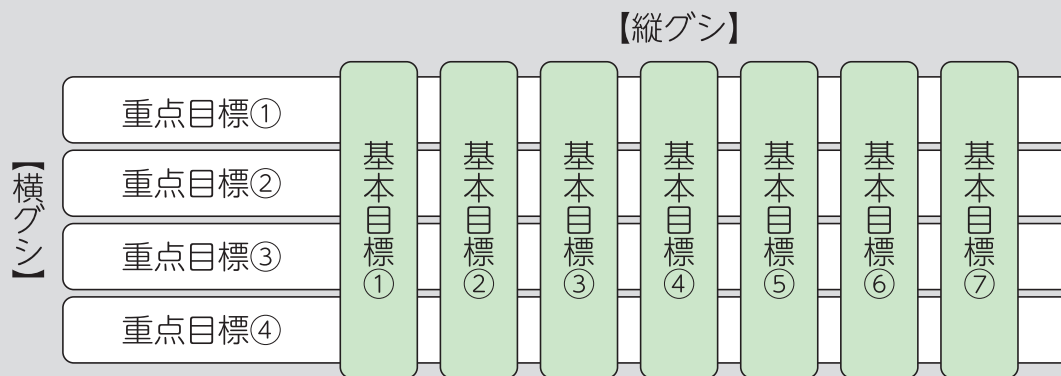
「自助・共助・公助」の考え方のもと、村民と行政が「ともにむらづくりを担う」という意識を持って、協働による公共サービスの提供に取り組み、村民の力が地域に生きる、より暮らしやすい自立・協働のむらづくりを目指します。

④ 自然環境や歴史的資源を生かした個性あるむらづくりの推進

豊かな自然環境を守り、村に受け継がれている歴史的・文化的遺産を活用して個性豊かなむらづくりを目指します。

重点目標と基本目標の関係

基本目標は、施策ごとの展開である縦グシであるのに対し、重点目標は全ての基本目標を貫く横グシとなります。従って、重点目標を進めていくにあたっては、基本目標①～⑦の相互の連携・協力が重要となります。



(2) 基本目標（施策の大綱）

① 健やかに生きいき暮らせる村

自らの健康は自らで守ることを基本とし、全ての村民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

超高齢社会にあって、高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができるよう努めます。

障がいがある人の社会参加を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、全ての人が地域とともに生活できる「共生の社会」に向けた取組みを推進します。

② 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、子育てしやすい環境づくりを推進します。

学校においては、基礎的な学力や自ら学び考える力等の確かな学力、他者や郷土を思いやる豊かな心、たくましく生きるための健康や体力等の育成を推進します。

全ての村民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組みを推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

村民が生涯にわたり、それぞれのライフステージ^{※24}に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれた村の歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

③ 安全・安心に暮らせる村

生活を災害から守るため、消防団活動の活性化、自主防災組織の充実、防災対策を推進します。

村民が安心して生活できるよう交通安全、防犯に関する啓発、見守り活動、組織の育成、消費者被害の防止等地域でのお互いの助け合いに取り組みます。

④ 産業と観光の振興で活気を生む村

中小企業の基盤強化等を支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、コミュニティビジネス^{※25}等新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

農業の担い手の育成や経営の効率化の推進を図るとともに、農地や森林の持つ多面的な機能にも着目し、その保全に努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした観光の振興に努めます。

⑤ 住みやすい環境づくりを進める村

道路については、歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設等の設置に努め、ボランティア活動等による美化と維持管理を促進します。また、幹線道路との道路ネットワーク^{※26}を構築し、利便性の向上を図ります。

公共交通については、利用者ニーズを生かした利便性の高い誰にも使いやすいきめ細やかな公共交通網の構築を促進します。

住宅については、村営住宅の適切な維持管理に努め、民間による優良住宅の整備を促進します。

公園・緑地については、子どもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場としての保全・整備に努めます。

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、公共下水道事業等を推進します。

生活の質的向上と村全体の活性化に向け、電子自治体^{※27}の構築と村全体の情報化を一体的に進めます。

※24 ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

※25 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

※26 道路ネットワーク：道路間の接続等道路網のこと。

※27 電子自治体：コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（ICT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図り、効率的な自治体運営を実現しようとするもの。

⑥ 自然と共生する魅力あふれる村

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、村民一人ひとりから企業、行政に至るまで環境美化、ごみの4 R^{*28}、公害防止に対する意識向上を目指したさらなる啓発に取り組めます。

⑦ 協働と満足度の高い行政経営を進める村

村民の地域コミュニティ活動への理解と情報の共有化を図りながら、行政だけではなく多様なむらづくりの担い手との協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域コミュニティ活動を支援します。

村民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるむらづくりの実現を目指して、人権教育・啓発、男女共同参画の取組みを推進します。

行財政改革をさらに進め、効果的かつ効率的な行政経営を推進します。

社会経済の変化に即応できるよう職員の意識改革、能力向上等人材の育成を図ります。

社会資本の維持管理・更新については、現状を整理し、評価した上で適切な対応に努めます。

^{*28} ごみの4 R：リフューズ(Refuse：ごみの発生回避)、リデュース(Reduce：ごみの排出抑制)、リユース(Reuse：製品、部品の再利用)、リサイクル(Recycle：再資源化)の頭文字をとった運動。4 R活動は、この4つの“R”の取組みによってごみを減らしていく取組み。

(3) 目標指数

① 目標指標設定の意義

計画の客観性を確保するためには、その業績を的確に表現する指標を設定し、数量的に測定することが有効です。

また、こうした評価指標を設定し、数値化することにより、評価に対する説得力や信頼性が増し、評価自体もわかりやすくなります。

② 指標の種類

目標指標	「成果指標（アウトカム）」と「活動指標（アウトプット）」
活動指標	事務事業における活動量や活動実績（アウトプット）を表すもの
成果指標	事務事業を通じて対象にもたらされる成果（アウトカム）を表すもの

行政が事業を行うためには、まず予算措置がなされ、実際に事業を行うために職員の労働や時間、情報などが投入されます（インプット）。この投入によって事業が執行され、事業の量が住民や社会に対して直接提供されます（アウトプット）。さらに、施策や事業が行われたことにより、住民の生活条件や社会状態が変化するなど、間接的な効果が社会に及ぶ効果・成果が表れます（アウトカム）。

③ 指標の設定

南箕輪村第5次総合計画基本計画策定にあたっては、アウトカムである成果指標を住民アンケートにより把握した「満足度」を活用することとし、活動指標は、施策の「住民満足度」を向上させる活動指標（アウトプット）を採用することとしています。

ただし、成果指標である「満足度」は、施策や事業等の実施結果をみて把握する必要があることから、基本計画期間の中間年に再度住民アンケートを行い、数値の推移をみて後期の5年間の数値を設定するという考え方に立ち、今回は矢印でその方向を示すこととしています。

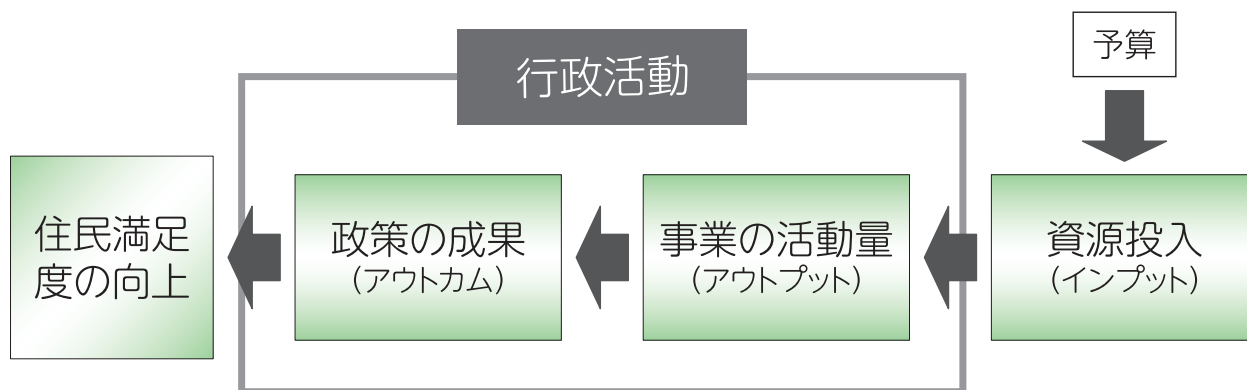


図7 インプット、アウトプット、アウトカムの関係

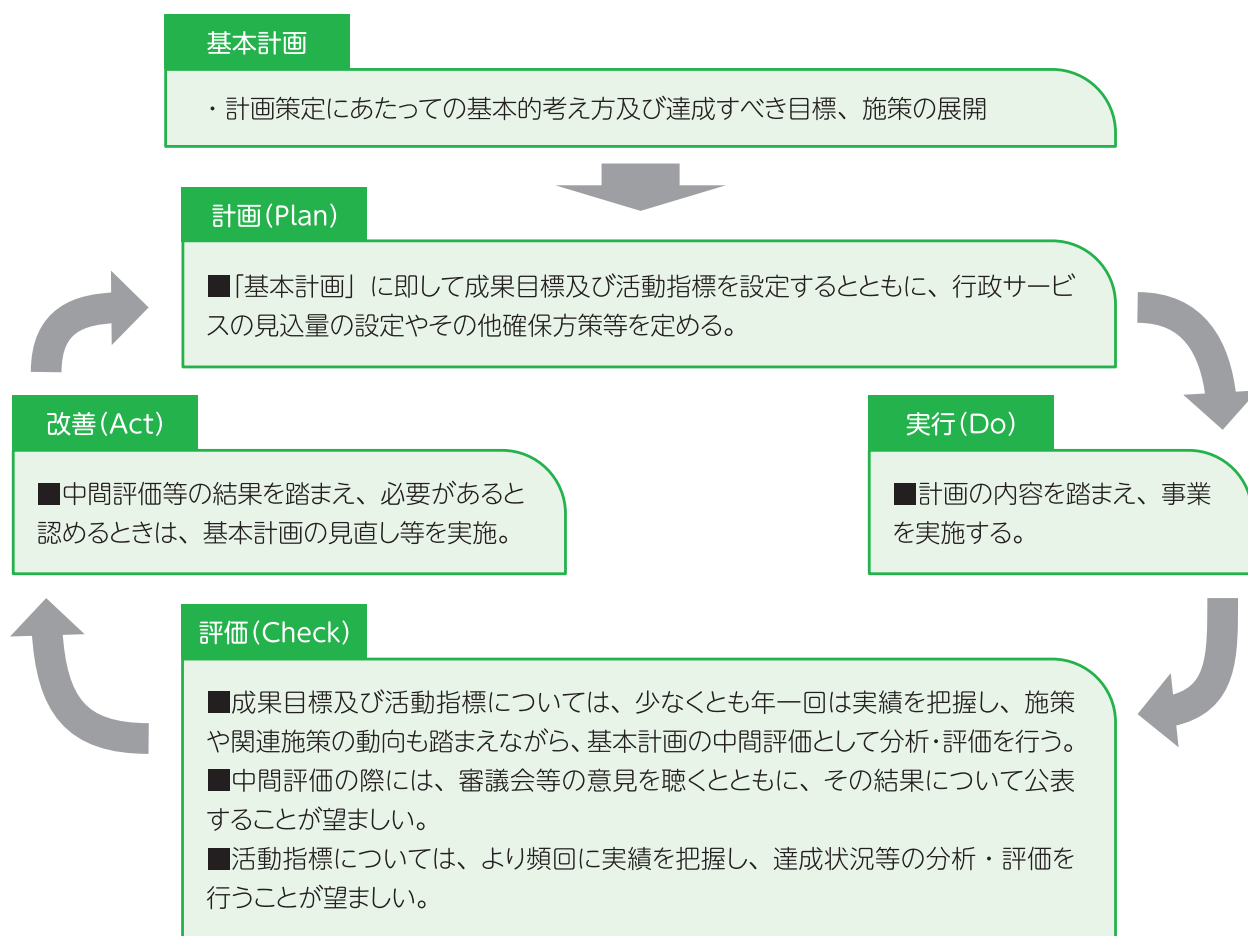


図8 総合計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

総合計画の施策体系

基本構想及び基本目標の体系

横断的な
考え方

総合戦略

むらづくりの基本理念

「安全・安心！ すこやかに てと手を取り合い
ぎよらかな自然環境の むらづくり」



村の将来像

いつまでも あふれる緑 笑い声
～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～



重点目標

子どもを安心して産み育てることができる環境の整備
(総合戦略 基本目標 3)

生涯元気で暮らせる地域づくり
(総合戦略 基本目標 4)

地域の創意を生かした自立・協働によるむらづくりの推進
(総合戦略 基本目標 2)

自然環境や歴史的資源を生かした個性あるむらづくりの推進
(総合戦略 基本目標 1)

基本目標①健やかに生きたい暮らしらせる村

- 施策 1-1 村民の健康づくりの推進
- 施策 1-2 地域福祉の充実
- 施策 1-3 高齢者福祉の充実
- 施策 1-4 障がい者福祉の充実
- 施策 1-5 社会保障の充実

基本目標②次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村

- 施策 2-1 子育て支援の充実
- 施策 2-2 学校教育の充実
- 施策 2-3 生涯学習の推進
- 施策 2-4 青少年の健全育成
- 施策 2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 施策 2-6 文化・芸術活動の推進

基本目標③安全・安心に暮らせる村

- 施策 3-1 防災・消防対策の充実
- 施策 3-2 交通安全対策・防犯体制の充実
- 施策 3-3 消費者対策の充実

基本目標④産業と観光の振興で活気を生む村

- 施策 4-1 商工業・サービスの振興
- 施策 4-2 農林業の振興
- 施策 4-3 観光の振興

基本目標⑤住みやすい環境づくりを進める村

- 施策 5-1 道路・交通網の充実
- 施策 5-2 住宅・公園・緑地の整備
- 施策 5-3 水循環・水環境の整備
- 施策 5-4 情報化社会の構築

基本目標⑥自然と共生する魅力あふれる村

- 施策 6-1 循環型社会の形成
- 施策 6-2 自然環境の保全・活用
- 施策 6-3 景観の整備・形成

基本目標⑦協働と満足度の高い行政経営を進める村

- 施策 7-1 参画・協働の推進
- 施策 7-2 地域コミュニティの育成
- 施策 7-3 人権尊重・男女共同参画の推進
- 施策 7-4 行政経営の推進

【基本目標】

(総合計画の重点目標と連動)

◆基本目標 1

立地特性を生かした
職住近接のむらづくり

◆基本目標 2

若者定住と郷土愛の
醸成による帰って
来たいむらづくり

◆基本目標 3

安心して子どもを
産み育てることの
できるむらづくり

◆基本目標 4

誰もが安心して
暮らし続けられる
むらづくり

① 多様な人材の活躍を推進する

② 新しい時代の流れを力にする

後期基本計画



後期基本計画

基本目標1 健やかに生きいき暮らせる村

施策1-1 村民の健康づくりの推進



現状と課題

本村では、健康づくりの知識の普及等により生活習慣改善の促進を図るとともに、「南箕輪村保健計画」、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画」等の計画に基づき、村民の健康づくりについて総合的な取組みを進めています。

本村の健康診査の結果をみると、生活習慣病やその予備軍が若い世代からみられ、年齢とともに高血圧、脂質異常、高血糖等、複数の疾患を併せ持つ方が多くなっています。高齢化の進展・長寿化に伴い医療費・介護給付費も増加しています。

また、社会環境の変化に伴い心の不調等についての相談が増えています。

さらに、本村は転入者が多く、核家族化が進んでいることから、育児不安を抱える保護者からの相談が多様化しており、乳幼児のころから生活リズムや食習慣等が乱れがちになっているケースも見受けられます。加えて、発達障がい等専門的な関わりが必要な子どもが増えてきています。

今後は、保健・医療・福祉、関係機関の連携をより強化し、個々のケースに応じた相談・支援を提供するとともに、村民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、各ライフステージにわたる保健事業の充実に努める必要があります。

医療体制については、伊那中央病院において高度医療や救急医療、感染症医療等の機能が充実していますが、今後必要なこととして、病院、かかりつけ医等が機能分担と連携をして急性期から回復期、慢性期の医療を提供する体制の整備が挙げられます。また、上伊那地域は、医師などの医療従事者や病床数の少ない状況が課題となっており、村内においても開業医が少ないため、今後も検討が必要です。

施策の方向

全ての村民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、地域・行政・医療機関等が連携した健康に関する啓発・相談・支援等の体制を整え、村民が主体となる健康づくりを推進します。

施策の体系

1-1 村民の健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの充実
- (2) 母子保健の充実
- (3) 成人保健の充実
- (4) 保健サービス体制の充実
- (5) 地域医療体制の充実
- (6) 救急医療体制の充実

施策

(1) 健康づくりの充実

① 生涯を通じた健康づくりの推進

- a 「南箕輪村保健計画」に基づき、生活習慣病予防事業を中心に、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた健康づくりや健康寿命を延ばすための取組みを総合的・計画的に進めます。
- b 教育委員会や学校、保健、医療、福祉、スポーツ等の関係機関が連携を強化し、運動習慣の定着や活発な生活活動を推進します。
- c 「南箕輪村食育推進計画」に基づき、教育委員会や学校、保育園、保健、農業等の関係機関が連携して、食育・食生活の改善を促進します。
- d 高齢になっても健康な歯等を維持できるよう、乳幼児から継続した歯と口腔の健康づくりを進めます。

② 心の健康の推進

- a 平成31年（2019年）3月に策定した「いのち支える南箕輪村自殺対策計画」に基づき、知識の普及に加えて「生きることの包括的な支援」に全庁的に取り組みます。村ウェブサイトにおけるメンタルヘルスチェックの利用促進や心の健康づくり、相談窓口の周知を広報等で行っていきます。
- b 関係機関との連携を密にしながら、うつ病、統合失調症、依存症等心の病気を持つ方とその家族への支援の充実を図ります。

③ 感染症対策の充実

- a 感染症についての正しい知識の普及と予防接種等による感染症予防を図るとともに、新型コロナウイルス等の発症時に迅速に対応できる体制の整備を図ります。
- b 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止を想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう啓発活動等を行い、自身や身の回りの人、そして地域を感染拡大から守るため、村民それぞれの日常生活において、自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践できるよう推進していきます。

④ 地域ぐるみの健康づくりの充実

- a 運動や食生活改善、健康診査等、地域の健康づくりを推進するため、各区健康部すこやか係や食生活改善推進協議会等の住民組織との協働、活動支援の充実を図ります。
- b 住民主体の健康づくりが推進できるよう、健康教室OBへの支援やリーダーやボランティアの育成に努めます。

(2) 母子保健の充実

① 心身ともに健やかな成長への支援

- a 「南箕輪村保健計画」及び「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子保健事業の充実を図ります。
- b 家庭と保育園や幼稚園、学校、保健や医療等の関係機関が連携し、食育を含めた小児生活習慣病予防教育等、乳幼児期からの望ましい生活習慣、食習慣の定着を推進します。
- c 思春期の児童・生徒に対し、性についての正しい知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- d 妊娠や出産、育児に関する知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- e 心身の発育・発達を観察し、障がいや疾病の早期発見に努めます。
- f 不妊治療に対する県の補助制度や相談センター等についての情報の提供を行うとともに、経済的負担軽減のため不妊治療費の助成を行います。

② 障がいや発育発達に不安のある子どもへの支援

心身の成長・発達において支援を必要とする子どもと家族に対し、育児相談や療育^{*29}等の支援を充実します。

(3) 成人保健の充実

① 生活習慣病対策の充実

生活習慣病予防、重症化防止のため、健康相談・栄養相談、健康教室の開催等、自分の健康状態を知り生活習慣を改善するための支援を充実します。

② 疾病の早期発見、早期治療の充実

生活習慣病等の早期発見、早期治療のために、健康診査、各種がん検診等を充実するとともに、受診率の向上に努めます。

③ 在宅療養者への支援

医療・福祉等関係機関と連携しながら、相談・訪問事業の充実を図るなど、在宅で暮らす疾病や障がいのある方への支援を行います。

(4) 保健サービス体制の充実

① 関係機関との連携強化

一人ひとりの村民に応じたきめ細かな保健事業を効果的に推進するため、関係機関の連携を強化します。

② マンパワーの充実

村民の多様なニーズに応えるため、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職の確保と職員の資質向上に努めます。

(5) 地域医療体制の充実

質の高い医療の供給を図るため、医療機関相互の連携や地域と医療機関の連携強化を図るとともに、地域の中核病院である伊那中央病院の充実を促進します。

また、県や上伊那地域の市町村、公立病院、医師会等と連携して医師等の医療従事者の確保に努めます。

(6) 救急医療体制の充実

- a 医師会や歯科医師会、伊那中央病院をはじめとする医療機関等と連携し、救急医療体制の整備・充実を図ります。
- b 公共施設等に設置されている自動体外式除細動器（AED）について、講習等により使用方法の普及を図り、緊急時の迅速かつ的確な活用を図ります。
- c 村民一人ひとりが家庭等において応急手当ができるよう、関係機関と連携し、応急手当を学ぶ機会の確保や知識の普及を図ります。

^{*29} 療育：発達の遅れや特性を理解し、症状や状態に応じた適切な接し方や環境を整備すること。また、能力を伸ばし生活の不自由さを少なくするため、支援プログラムに沿った遊びやトレーニングを行うこと。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	住民健診や健康指導 が充実している	50.6%	45.5%	51.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活 動 指 標	がん検診受診率	26.4%	28.0%	28.0%
		※平均受診率（がん検診実施指針年齢分）		
	乳幼児健診受診率【戦略】	95.9%	99.4%	99.5%
		※3ヶ月児、1.6歳児、3歳児健診受診率の平均		
	森の交流施設運動講座・ 相談利用者数	642人/年	2,871人/年	3,000人/年
		※年間の利用者数		

施策1-2 地域福祉の充実



現状と課題

本村では、地域に密着した福祉サービスを提供するため社会福祉協議会等と連携を取っています。南箕輪村社会福祉協議会は、介護保険制度においてサービス事業者として指定されており、村からの各種福祉サービス事業の委託を受け、多くの方へサービスを提供しています。

また、村、社会福祉協議会、民生児童委員協議会（民児協）で福祉ネットワークを形成しており、連絡調整や必要に応じた検討会等を実施するなど、公的サービスのみでは困難な部分について、生活実態に即したきめ細かい福祉サービスの提供を図っています。

さらに、社会福祉協議会を中心に地区単位のボランティア組織を育成する取組みが進んでおり、地区の実情に合わせた活動が行われています。

しかし、地域において援助を必要とする高齢者が増加する一方、転入者の増加や核家族化、若者の地域離れなどにより、地域の相互扶助機能が低下しています。

今後、高齢化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、村民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

施策の方向

全ての村民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

また、福祉サービスを必要とする村民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めます。

施策の体系

1-2 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉体制の強化
- (3) ボランティア活動の促進

施策

(1) 地域福祉意識の高揚

① 啓発活動の推進

村民の福祉に関する理解と関心を高め、ともに助け合う福祉の心を養うため、広報紙や村ウェブサイト等を活用した啓発活動を推進します。

② 福祉教育の推進

子どもや高齢者、障がい者等とともに生きるむらづくりに向け、学校教育や社会教育において体験を重視した福祉教育の推進を図ります。

(2) 地域福祉体制の強化

① 「南箕輪村地域福祉計画」の推進

「南箕輪村地域福祉計画」に基づき、村民や事業者等と協働して地域福祉体制の充実を図ります。

② 情報提供・総合相談体制の整備

- a 介護・福祉サービス等を適切に利用できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備等に努めます。
- b 障がいや能力低下等が原因で情報格差が生まれないよう、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

③ 社会福祉協議会の活動強化

- a 地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の基盤強化を図るため、自主財源の確保及び体制の強化を支援します。
- b 地域福祉の核となる地区社会福祉協議会を各区に設立するため、その立ち上げを支援するとともに、自主的な活動を促進します。

④ 地域福祉ネットワークの形成

- a 地域福祉体制を強化するために、保健・医療・福祉・生涯学習・コミュニティ・防災等各分野の団体や関係者等で構成する地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- b 関係機関や地域（区）等の連携により、地域の子どもや高齢者、障がい者等を温かく見守るネットワークの形成を図ります。
- c 「南箕輪村地域防災計画」に基づき、村、社会福祉協議会、防災関係機関、各地区自主防災組織等が連携し、災害時の連絡方法の確保・徹底や避難に援助が必要な世帯の把握等、避難体制の整備を図ります。
- d 高齢者や障がい者等を中心に、地域住民が自由に交流できる拠点として、ぽっかぽかの家^{※30}や生涯活躍交流センター「こもれびの家」^{※31}の利用を促進します。
- e 地域づくりの基盤となる「普段の生活の中にある支え合い」の理念の普及、地域で行われている支え合いの発掘及び広報、サロン等の活動実践者向けの講座の開催、活動費の補助などの支援を通じて、支え合いの地域づくりを推進していきます。

⑤ 移動・活動が容易な地域づくり

- a 高齢者や障がい者等の交通弱者が利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- b 誰もが安全に安心して各種公共施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化^{※32}を推進します。
- c 誰もが社会参画し、地域の一員としてあらゆる活動ができるよう、支援体制の充実を図ります。

(3) ボランティア活動の促進

① ボランティアセンターの活動支援

- a ボランティアセンターがボランティア活動やネットワークの拠点となり、活動の充実が図れるよう支援します。
- b 村民のボランティア・ニーズの把握と活動の調整、活動支援を行うため、社会福祉協議会に配置しているボランティア・コーディネーター（調整員）を中心にボランティアの育成に努めます。

※30 ぽっかぽかの家：高齢者及び障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター及び交流施設のこと。

※31 生涯活躍交流センター「こもれびの家」：就労継続支援B型事業所「ひまわりの家」の定員増加に伴い、利用者の安全を確保するとともに、障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、誰でも交流できる、誰でも活躍できる場所として整備した施設。

※32 ユニバーサルデザイン化：年齢・性別・人種等にかかわらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインする考え方。バリアフリーは、障がい者・高齢者を主な対象として、生活の支障となるものを除去していく考え方。

② ボランティア活動の促進

広報紙や地元新聞、村ウェブサイト等を活用し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、ボランティア活動の意義や社会的役割等について学ぶ機会を設けるなど、ボランティア意識の向上に努めます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	ボランティア活動が 活発である	7.5%	8.5%	9.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活 動 指 標	福祉ボランティア 登録者数	328人	343人	370人
		※登録者数		
	まっくん生活支え愛事業 ボランティア登録者数	—	61人	70人
		※平成 26年度から開始 登録者数		
	地区社会福祉協議会 への登録者数	251人	252人	300人
		※登録者数		

施策1-3 高齢者福祉の充実



現状と課題

本村の65歳以上の人口(平成27年国勢調査)は、3,377人で、総人口に占める割合(高齢化率)は、22.5%、また、令和元年(2019年)10月の住民基本台帳による65歳以上の人口は、3,657人で、高齢化率は23.5%と、年々上昇しています。高齢者のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみ世帯が増加する傾向にあり、これに伴い介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。また、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが求められます。

さらに、自助努力を基本にしつつ、保健・福祉・医療の専門職相互の連携に加え地区組織や有志の団体による互助の活動など、地域の様々な資源を活用し、高齢者を包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の充実が求められます。

本村では、「高齢者福祉計画」・「介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉に関する施策を実施していますが、今後、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、村全体の大きな課題となっています。

介護予防を重視した施策を展開するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化等に取り組む必要があります。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で生きいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

施策の体系

1-3 高齢者福祉の充実

- (1) 在宅医療と介護の連携強化
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 生きがいづくりの推進
- (4) 福祉施設の整備充実
- (5) 安心な老後生活の支援
- (6) 介護保険制度の充実

施策

(1) 在宅医療と介護の連携強化

地域包括支援センター^{※33}を中心に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築に向けて、村の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討するための医療・介護の関係者による連絡会、研修会を実施します。

また、上伊那の各市町村や病院、医師会等の関係団体で構成される上伊那在宅医療・介護連携推進事業研究会に参加し、広域的な課題の解決や研修等について共同して取り組みます。

(2) 在宅福祉サービスの充実

① 「高齢者福祉計画」の推進

「高齢者福祉計画」に基づき、在宅での自立した生活を支援するための福祉サービスの充実に努めます。

② 自立生活支援の充実

介護保険の対象とならない高齢者の在宅生活の維持・継続を支援するため、家事援助等を中心とした在宅福祉サービスや閉じこもり防止のための支援等、生活支援サービスの提供を、地域のボランティアやNPO等の民間資源の育成、活用も視野に入れ行っていきます。

③ 家族の心のケアの充実

自宅で家族を介護している方の心身のリフレッシュを目的に開催している座談会や食事交流会、介護者教室について、内容の充実を図っていきます。

^{※33} 地域包括支援センター：高齢者の地域ケアの中核拠点として市町村が設置するもの。介護、福祉、健康、医療等様々な面から総合的に支援を行う。

(3) 生きがいの推進

① 老人クラブ等の支援

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブ等の活動の場の提供に努めるなど、活動への支援を行うとともに、加入者が減少傾向にある地区老人クラブ等への加入促進の支援を図ります。

② 交流活動の充実

様々な人々との交流の中で、高齢者が生きがいを見出せるよう、保育園等との世代間交流事業をはじめ、学習やスポーツ、ボランティア活動等高齢者の自主的な交流活動の促進を図ります。

③ 就業・社会参加機会の確保

高齢者の就業機会の確保や社会参加を促進するため、シルバー人材センターの支援やシニア大学の活用を図ります。

(4) 福祉施設の整備充実

① 広域的福祉施設の充実促進

在宅介護や居宅生活が困難な高齢者のため、広域的な視点から養護老人ホーム、特別養護老人ホームの整備充実を支援します。

② 松寿荘の充実

村の介護予防施策の拠点として、介護予防事業の充実を図るとともに、施設・設備の充実と適切な維持管理に努めます。

③ 宅幼老所・地域密着型サービス事業者等への支援

高齢者が住み慣れた地域で、家庭的な雰囲気の中できめ細やかなケアを受けながら暮らせるよう、民間事業者等との連携を強め施設整備や活動への支援を行います。

(5) 安心な老後生活の支援

① 経済的負担の軽減

年金制度や各種貸付制度の充実、税負担の軽減等を国に対して要望していくとともに、村独自の生活支援対策を検討します。

② 高齢者住宅の整備の促進

高齢者の住宅改修への支援を行うとともに、民間等による高齢者向け賃貸住宅建設等の支援や、高齢者共同住宅の整備促進を検討します。

③ 権利擁護・成年後見制度の支援体制の充実

高齢者虐待等の個別事例への速やかな対応に努めるとともに、成年後見制度等の権利擁護に関する諸制度の普及啓発の充実と、相談窓口の機能強化を図ります。また、個別事例への対応の質の向上や権利擁護に関する地域課題の解決に向けて、司法、医療、福祉等の専門職で構成される南箕輪村権利擁護ネットワーク連携協議会を活用していきます。

④ 認知症対策の推進

認知症について正しい知識を持ち、本人や家族を支えるボランティアである認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成及びレベルアップのための研修を行い、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる体制を目指します。

また、認知症予防の観点から介護予防事業を充実させるとともに、認知症の症状が表れたときには、必要に応じて医師、看護師等の病院の専門職と村の保健師、社会福祉士らとともに共同で動く「認知症初期集中支援チーム」を活用して、適切な診断と適切なサービスにつなげます。

(6) 介護保険制度の充実

① 「介護保険事業計画」の推進

- a 「介護保険事業計画」に基づき、地域支援事業を実施するとともに、介護給付のサービスの充実を促進します。
- b 被保険者の資格管理、保険給付及び保険料の徴収等の事務を適切に行い、介護保険制度の安定的な運用を図ります。また、より効果的な運用ができるよう国等に対して要望していきます。
- c 介護保険制度について村民の理解を促進するために、広報紙や小冊子等を活用し、制度の周知を積極的に行います。また、希望に応じて介護保険制度に関する出前講座を行います。

② 地域包括支援センターの充実

地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターに適切な人員配置を行い、関係機関との連携、総合相談業務、地域支援事業、介護予防マネジメント等を行うための体制の整備と機能の強化に努めます。

③ 介護予防の推進

- a 介護予防・日常生活支援総合事業^{※34}では、デイサービスやヘルパーなど村の指定事業所が行う介護予防・生活支援サービス事業を継続するとともに、個々の事例に関しては自立支援型のケアプランにより、対象者の社会復帰や重度化防止が図られるようマネジメントの質の向上を図ります。
- b フレイル^{※35}の状態にならない、また、その状態からの改善を目指すため、運動、栄養、社会参加等の要素を含んだ通所型の介護予防事業を実施します。また、介護予防に効果があるサロン等の住民主体の通いの場については、開催箇所の増加や内容の充実につながるよう実施団体への経済的な支援を行っていきます。加えて、住民を対象にフレイルについて学ぶ講座を開催し、個々で又はサロン等の場で参加者への指導を実践できる人材を育成します。

※34 介護予防・日常生活支援総合事業：介護保険制度の枠組みの中で市町村が主体となって行う介護予防のための事業で、要支援状態や虚弱と判定された方、もしくは高齢者全体を対象とした事業がある。

※35 フレイル：加齢に伴い心身の活力が低下した状態で、将来要介護の状態に陥る恐れのある状態。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	高齢者のための福祉サービスが充実している	19.1%	20.8%	21.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	配食サービス	3,550回/年	5,666回/年	6,000回/年
		※年間配食サービス延べ食数		
	認知症サポーター	172人	1,202人	1,600人
		※認知症サポーター数（累計）		
	まっくん生活支援事業利用者数	—	42件/年	50件/年
		※平成 26年から開始 1年間で当該事業を利用した件数		
	緊急通報装置貸与台数	33台	27台	40台
		※貸与実績		

施策1-4 障がい者福祉の充実



現状と課題

平成25年（2017年）4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、「障害者自立支援法」の内容を概ね踏襲し、障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。

本村においても、「南箕輪村障がい者福祉計画」に基づき、「障害者総合支援法」の趣旨に沿った施策を展開し、障がい者の相談支援事業、自立や介護に必要な用具の支給等、各種の支援事業を行っています。また、公共施設における障がい者用トイレや手すりの設置等のバリアフリー化も進めています。

しかし、障がい者数は社会の複雑化・高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでいるため、介護者亡き後を見据えながら、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、ノーマライゼーション^{※36}、ソーシャルインクルージョン^{※37}の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのむらづくり、地域による支え合いの強化等、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

施策の方向

障がい者が地域社会の一員として、生まれながらに基本的人権を持つ個人としての尊厳にふさわしい生活ができるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め合いながらともに生きる共生社会を目指します。

※36 ノーマライゼーション：障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動できる社会を目指す理念のこと。

※37 ソーシャルインクルージョン：「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

施策の体系

1-4 障がい者福祉の充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 生活環境の向上・情報提供
- (3) 社会参加と自立支援

施策

(1) 障がい福祉サービスの充実

① 相談体制・権利擁護体制の充実

- a 利用者本位で総合的かつ効率的な障がい福祉サービス等の提供を図るため、上伊那圏域障がい者総合支援センターや社会福祉協議会、相談支援事業所等と連携し、相談体制の充実を図ります。
- b 関係機関と協力して、障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。
- c 障がい者虐待防止センターを中心に、障がい者の権利を擁護し、あらゆる虐待の防止・早期発見に努めます。
- d 障害者差別解消法により、不当な差別を受けないよう合理的配慮に努めます。

② 障がい福祉サービス事業の充実

- a 障がい者が地域で共に暮らす村を目指し、障がい者の自立と社会参加の支援・福祉サービスの充実に取り組みます。
- b 事業所等と広域的に連携し、障がい福祉サービスの提供体制の充実を促進します。
- c 関係機関と連携し、機能回復訓練、社会適応訓練等の充実を図ります。
- d 障がい者の日常生活の利便性を向上させるため、補装具、日常生活用具等の給付を行います。
- e 広報紙や村ウェブサイト等を活用して各種生活支援制度の周知を図るとともに、その有効活用を促進します。

(2) 生活環境の向上・情報提供

① 住宅改良の促進

住宅のバリアフリー化等、障がい者が安心して生活できる住宅の整備を支援します。

② ノーマライゼーションの追求

障がいの種類にかかわらず、地域で不自由なく暮らせるよう、あらゆる分野における社会的障壁をなくし、また、障がいを理由とした不当な差別を受けないよう合理的配慮に努めます。

③ 情報提供

信州パーキングパーミット制度^{*38}やヘルプマーク等の普及啓発や情報のバリアフリー化に努めます。

(3) 社会参加と自立支援

① 組織活動・交流活動の推進

- a 身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会等の支援組織、当事者会・家族会等の育成と活動の支援に努めます。
- b 障がい者がスポーツ活動や文化活動に気軽に参加できるよう、ボランティアによる活動支援体制の確保等を促進するとともに、上伊那地区障害者スポーツ大会等各種大会への参加を支援します。

② 就労の促進

- a 上伊那圏域障がい者総合支援センター等と連携し、福祉的就労から一般就労へのステップアップの促進や職場定着のためのサポート体制を充実させ、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。また、障がい者を受け入れる企業等に対して、障がい者への理解を深めるための研修等を推進します。
- b 障がい者が、適性と能力に応じて働けるよう、事業所や関係機関と連携して、ジョブコーチの活用や職業訓練機会の充実、一般雇用の場の確保に努めます。

③ 障がい児の就学相談体制の充実

- a 保育園と小中学校、関係機関が連携して就学相談を行うなど、障がい児本人と保護者の希望や個々の能力に応じた就学相談体制の充実を図ります。
- b 障がい児が懸念される児童を早期に発見し、障がい児の発達促進と、発達の段階に合わせた療育の推進と支援体制づくりに努めます。
- c 障がい児を持つ保護者に相談の機会を設け、障がい児との関わり方などを相談できる場の充実を図っていきます。

^{*38} 信州パーキングパーミット制度：公共施設や店舗など、様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適切に利用していただくために、長野県が県内共通の「利用証」を交付する制度。障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方が対象。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	障がい者のための福祉 サービスが充実している	17.6%	18.6%	19.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	計画相談支援 支給決定者数	11人	129人	150人
		※計画相談支援の支給決定者数		
	訪問系サービス 月間利用時間	834時間	572時間	800時間
		※訪問系サービス(自立支援給付に限る)の月当たりの利用時間		
	日中活動系サービス 月間利用日数	1,444日	1,631日	2,000日
		※日中活動系サービスの月当たりの利用日数		

施策 1-5 社会保障の充実



現状と課題

国民健康保険制度については、広報紙や村ウェブサイトにて制度に関する記事等を掲載し、村民の理解を深めるように努めています。また、特定健診、がん検診、歯科検診を実施し、病気の早期発見・治療を促すとともに、生活習慣病対策により医療費の抑制を推進しています。さらに、保険税の収納率の向上を目指し、国民健康保険の充実に取り組んでいます。

長野県後期高齢者医療広域連合を運営主体とする後期高齢者医療制度においては、循環器検診、がん検診、歯科検診を実施し、医療費の抑制を図るほか、保険料の適正な収納業務を行い後期高齢者医療財政の健全化に努めています。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度ですが、近年、年金に関する不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する村民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮する全ての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

今後も関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用に努め、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取組みを継続して実施していく必要があります。

施策の方向

全ての村民が健康で安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

施策の体系

1-5 社会保障の充実

- (1) 国民健康保険の充実
- (2) 後期高齢者医療の充実
- (3) 国民年金制度の啓発
- (4) 低所得者福祉の充実

施策

(1) 国民健康保険の充実

① 国民健康保険税の確保

- a 広報紙やパンフレット、村ウェブサイト等により、国民健康保険制度への理解を求め、加入を促進します。
- b 国民健康保険税の徴収率の向上を図るため、口座振替の推進、コンビニ収納の利用PR、納税相談・指導、戸別訪問、納付状況に応じた短期被保険者証等の交付により滞納整理の強化を図ります。

② 国民健康保険財政の健全化

- a レセプト^{*39}の内容点検の強化や医療費の分析等により、被保険者の受診の適正化と保健事業の充実を図ります。
- b 健康に関わる関係行政部門、保健医療機関等が連携し、特定健診、がん検診、歯科検診、結核検診等各種健診及び健康教室をはじめとする生活習慣病の予防や介護予防の総合的な取り組みを促進し、医療費の抑制を図ります。

(2) 後期高齢者医療の充実

① 後期高齢者医療保険料の確保

- a 新規加入者に向けた制度説明会を行い、後期高齢者医療制度の内容を周知するとともに、口座振替を勧奨することで納付の効率化を図ります。
- b 後期高齢者医療保険料の徴収率の向上を図るため、文書・電話による督促、納付相談・指導、戸別訪問、納付状況に応じた短期被保険者証の交付により滞納整理の強化を図ります。

^{*39} レセプト：診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書のこと。この内容を点検することによって診療報酬の算定誤りなどをチェックし、過誤調整等を行う。

② 後期高齢者医療財政の健全化

国民健康保険及び介護保険担当部門と連携し、健診等のデータを活用しながら高齢者の保健事業を行い、医療費の抑制に努めます。

(3) 国民年金制度の啓発

国民年金制度の意義や役割、現行制度及び新たな制度等について正確な情報提供ができるよう日本年金機構との協力連携を行い、啓発活動に取り組みます。

(4) 低所得者福祉の充実

① 適正な生活保護の推進

- a 生活保護を必要とする方に対し、健康で文化的な生活水準を維持するための最低限度の生活を保障するとともに、就職相談等自立を促進する取組みを推進します。
- b 上伊那福祉事務所と連携して、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握するなど、不正受給の防止に努めます。

② 資金貸付制度の適正運用

経済的自立、生活意欲の助長及び生活の安定を図るため、県社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業や村社会福祉協議会で実施している暮らしの資金貸付制度の周知と効果的な活用を促進します。

③ 生活困窮者等の自立への支援

- a 生活困窮者等の自立に向け、村社会福祉協議会、生活就労支援センターまいさば、民生児童委員、ケースワーカー等との連携を密にするなど、生活上の悩み・課題・問題等に対応できる相談・支援体制の充実に努めます。
- b 生活就労センター、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携し、生活困窮者等への就業相談、支援、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	国民健康保険 特定健診受診率	45.9%	52.5%	60.0%
		※年間の受診率（国民健康保険団体連合会出典数値）		

基本目標2 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村

施策2-1 子育て支援の充実



現状と課題

本村は30～40代の人口が多く、そのため子どもの人数も増加しています。村では子育て支援を充実させるため、様々な施策に取り組んでいます。

就園前の支援としては、村民交流支援センター「すくすくはうす」を、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供等を行っています。

村内5か所の保育園では、女性の社会進出に伴う多様な保育ニーズに対し、一時的保育や長時間保育を行っています。施設面では増改築等を行い園児の増加に対応しています。また、伊那中央行政組合と上伊那医療生活協同組合に委託し、病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育を実施しています。

児童の発達障がい等の早期発見・早期支援のため、健康推進係、言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士等専門分野と連携を強化し、ステップ教室との連携、専任保育士の配置、巡回相談、子育て教育支援相談員による相談といった支援体制を取っています。療育施設「たけのこ園」では、親子通園を基本に、子どもだけでの単独通園、また、併行通園^{※40}、SST^{※41}にも取り組んでいます。

村では18歳までの切れ目のない児童の総合的な支援を行うため、子育て支援課・健康福祉課・教育委員会事務局が連携した子育て世代包括支援センターにより、育児相談、教育相談、発達障がい・児童虐待・非行・不登校等の課題を抱えた保護者の支援に取り組んでいます。また、児童虐待、非行等に対応するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・早期支援に努めています。

新しい国の動向としては、令和元年（2019年）10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され3歳以上児の保育料が無償となりました。保育料の無償化に伴う園児数の増加、3歳以上児の保育認定基準の見直しによる長時間保育利用者の増加に対応するため、保育士の確保が課題となっています。

本村も「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて見直しを行いながら、子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進していく必要があります。

※40 併行通園：たけのこ園と村内の保育園の両方に通園すること。

※41 SST：ソーシャルスキルトレーニングの略。他者と良い関係を築き、社会に適応するために必要な能力を身につける訓練を指す。発達障がいのある子どもなどに対して効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられている。

施策の方向

保育の量的拡大と質の向上を図るとともに、地域での子育て支援を推進するなど安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。また、子育て支援拠点施設を中心に子育て相談、子ども達の居場所づくりに取り組みます。

施策の体系

2-1 子育て支援の充実

(1) 児童の健全育成

(2) 保育の充実

施策

(1) 児童の健全育成

① 子育て環境及び家庭教育の充実

- a 家庭児童福祉相談の機能強化等、養育に関する相談機能の周知・充実を図ります。
- b 保育園・家庭・地域住民等の連携により「子どもを真ん中にした地域づくり活動」など地域ぐるみの児童の健全育成を図ります。
- c 乳幼児期のしつけや家庭教育の重要性について広報紙等による啓発を促進します。
- d 子育て支援拠点施設「こども館」・「すくすくはうす」を拠点に、ニーズに応じた保護者間の交流機会の充実を図ります。
- e 「子育て教育支援相談室」では、児童虐待、巡回相談、就学相談等と併せて、子どもとの関わり方のアドバイスや相談を実施します。

② 子どもの見守り運動の定着と推進

子どもたちが安心して遊べる地域にし、子どもの安全を確保するため地域で子どもを見守り育てる意識の醸成を図り、地域ぐるみの取組みを促進するとともに、必要に応じて活動の支援を行います。

③ 要保護児童への対応の充実

児童虐待等を防止するため、「子育て教育支援相談室」を中心に、要保護児童対策地域協議会（保健師や児童相談所、民生児童委員、学校、医療、保育士、行政等）でのネットワークを生かし、養育困難な保護者等に対して支援を行うとともに、子育てを学べる場の創出を検討します。

④ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活の状況を把握した上で、経済的支援及び関係機関と連携した生活支援事業を行うなど、実態に基づいた適切な支援を行います。就業活動や疾病や学校行事への参加等のための一時的な生活援助、家庭における保育サービスが必要な場合、ひとり親家庭日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣を実施し、生活の安定を図ります。

⑤ 子育てを支える地域づくりの充実

- a 保育園や子育て支援団体、児童相談所、医療機関等、関係機関との連携強化を促進し、地域で子育てを支える体制の整備を促進します。
- b 保護者同士の交流機会の拡充や、保護者が自主的に行うグループ活動が円滑に進むよう支援します。
- c 子育て相談員やプレイリーダー^{*42}、ファミリーサポートセンター協力会員等、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。
- d 男女共同参画行動計画に基づき、研修や啓発活動を通して子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の改革を図ります。
- e 児童公園の充実、学校施設の開放等を進めるなど、地域で子どもが楽しく遊べる場の確保を図ります。
- f 働きながら子どもを育てられる社会環境を形成するため、「放課後児童クラブ」等の充実を図り、保護者や事業所等に関係法令等を周知し、仕事と子育てを両立しやすい労働環境の整備を促進します。
- g こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、子どもの居場所の確保に努めます。

（２）保育の充実

① 総合的・計画的な子育て支援の推進

「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが伸びやかに育つ村を目指して、総合的・計画的な子育て支援を推進します。

^{*42} プレイリーダー：遊びを見守り、困ったときに対応したり、子どもの言葉にならない思いを周りの大人に伝える“代弁者”のこと。

② 保育サービスの充実

- a 保護者の就労形態の多様化に応じた保育サービスの充実を図ります。
- b 高齢者や小中学生等異世代と関わる機会や自然体験・農業体験機会の充実、「運動あそびプログラム」の実施等、保育内容の充実を図ります。
- c 研修の充実等、保育士の資質向上と人材の確保を図ります。

③ 障がい児保育の充実

保育施設のバリアフリー化や新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策等、障がい児保育の充実を図るとともに、障がいのある子どもを育てる家庭への支援を図ります。

④ 保育施設の充実

必要に応じた保育園施設等の計画的な改築・補修整備を進めます。また、新型コロナウイルス等の感染症防止対策のための設備を充実していきます。

⑤ 放課後児童の健全育成

- a 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育、福祉の所管部署が協力し、一貫性のある放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）の充実を図ります。
- b 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等ができる事業を推進します。

⑥ 子育て支援の人材育成

子育て支援ボランティアの育成や子育て支援サークルの活動を支援します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	子どもにとって 安全・安心な むらづくりをしている	41.6%	41.6%	42.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	ファミリーサポート 協力会員登録者数	4人	28人	30人
		※ファミリーサポート協力会員の登録者数		
	登下校見守り ボランティア 登録者数【戦略】	—	169人	200人
		※小学校の登下校見守りボランティアの登録者数		
	切れ目のない支援の ための連携会議 (子育て世代包括 支援センター)【戦略】	—	8回/年	12回/年
		※年間の子育て支援課・健康福祉課・ 教育委員会事務局の連携会議開催数		
	ノーテレビ・ノーゲームの 促進実施保育園数【戦略】	—	1園	5園
		※取組み確認実施保育園数		

施策2-2 学校教育の充実



現状と課題

子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっており、未来を担う子どもを育成するために学校や教育委員会だけではなく、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。地方教育行政改革を踏まえ、関係機関とさらに協働し合い、家庭や地域をはじめとして、教育関係者やボランティア、企業、大学等と連携しながら、教育の充実を目指しています。

本村ではこれまで、教育施設の整備をはじめ、子どもの状態の変化に対応して、一人ひとりに応じたきめ細やかに配慮した指導を行い、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ってきました。総合的な学習の時間には、地域を題材にしたテーマを設け、地域の良さを再発見できるように取り組み、りんごの収穫や水稻栽培等の農業体験にも積極的に取り組んでいます。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、ASD（自閉症スペクトラム^{※43} 障がい）等の障がいがある児童・生徒が近年増加傾向にあることから、特別支援教育を進めるとともに、障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるような環境整備を進めています。

さらに、増加傾向にある不登校児童・生徒に対応するため、中間教室支援員や心の教室相談員等と連携を図り、不登校対策に取り組んでいます。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う教育の一層の充実が求められているほか、変化の激しい社会の中で生き抜いていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

このため、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、療育体制の連携強化、安全対策の強化、学校給食の充実、信州型コミュニティスクール^{※44}の推進等、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

※43 自閉症スペクトラム：コミュニケーション・対人関係の困難さとともに強いこだわりを持つ特徴がある発達障がいのこと。

※44 信州型コミュニティスクール：地域住民が日常的に学校を訪問したり、子どもたちへの支援や学校運営について話し合うなど、学校と地域が一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域とともにある学校のこと。

施策の方向

児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援します。

保育園・小学校・中学校が連携して基本的な生活習慣の育成を図り、発達や学びの連続性を踏まえ、一貫した子ども達の豊かな人間力形成を推進します。

学校教育施設・設備の整備・充実やデジタル化の推進を図るとともに、学校での新型コロナウイルス等の感染症対策、防災・防犯対策の強化に努め、安全で安心な学校づくりを推進します。

学校・家庭・地域の連携・協力を図り、地域ぐるみで子どもの健全な育成に努めます。

施策の体系

2-2 学校教育の充実

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 義務教育の充実
- (3) 障がい児教育の充実

施策

(1) 就学前教育の充実

① 子育て支援体制の充実

- a 子育てグループや地域のボランティア、小中高生と連携し、世代間交流の充実を図ります。
- b こども館では、就学前の子ども達が学び、遊び、様々な体験ができる場を提供していきます。

② 家庭と保育園・幼稚園と小学校との連携強化

小学校生活に円滑に移行できるよう、保育園と小学校の交流や、体験入学、巡回相談等を行うなど、家庭と保育園・幼稚園と小学校との連携を強化します。

(2) 義務教育の充実

① 教育環境の整備充実

- a 「興味を持てる、わかる」「“できる”を実感する」授業の実現に向けて、教員の授業力と指導力の向上を図るための環境整備を進めます。また、教材、教具等の整備充実と教育研究を促進します。
- b 小学校・中学校の少人数学級等を推進します。
- c 学校内の安全を確保するために、不審者等に対応した安全設備の整備と不審者の制圧や避難等の体制づくりを推進します。
- d 通学路安全プログラムを基本に、通学路安全推進協議会が核となり、地域ぐるみによる通学路等における安全を確保するため、合同点検や検証、改善等に継続して取り組みます。また、防犯カメラの設置についても検討を行います。
- e 学校図書館の機能や図書を充実し、朝読書の実施や読書週間・旬間を設けるとともに、司書や外部講師による読み聞かせなどを行い、児童・生徒たちの読書機会を増やします。
- f 情報教育の向上を引き続き図るため、必要に応じて情報環境整備を実施します。

② 教育内容の充実

- a 基礎学力の向上を図るため、学習指導を充実します。また、音楽、美術、図工等、感性を養う教育のレベル向上を図ります。
- b 保育園、学校、村図書館、読書サークルと連携しながら読書運動を推進します。また、読書に親しみを持てるような読書イベントを開催します。
- c 健康と体力の増進を図るため、「南箕輪村食育推進計画」に基づいた食生活、食育の推進を進めます。
- d 心豊かな子どもたちの育成に向けて、道徳教育、人権教育、平和教育やボランティア活動等を通して、人を思いやるやさしさの醸成等、心の教育を推進します。
- e 「生きる力」の育成に向けて、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育、一人ひとりが自分に自信を持てるようになる教育を推進するとともに、小学校高学年からは、将来の生活や仕事、社会生活でのキャリア教育を推進します。
- f 「総合的な学習の時間」や教科授業等を通してあいさつができるなどの、コミュニケーション能力を高める学習、自然・農業体験学習や環境学習、福祉体験や仕事体験等、社会体験を取り入れた学習の場や機会を充実します。
- g 課外活動をはじめ、英語学習やICTを活用した授業等を通じて、個性や自主性を伸ばす教育を推進します。
- h 郷土愛を育むため、地域の村民や企業等と連携し、校外学習や住民講師による授業を通して、郷土に対する理解や愛着を持てる学習を実施していきます。

- i いじめや不登校のない学校づくりを進めるとともに、悩みや不安を持つ児童・生徒、保護者を支援するため、教育相談員・心の教室相談員、中間教室支援員、子育て支援員の配置や巡回スクールカウンセラー、SSW^{※45}の活用を継続して行います。また、「いのち支える南箕輪村自殺対策計画」に基づき、SOSの出し方教育を実施します。
- j 「いつでも、どこでも、誰とでも」が合言葉の総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」と連携したクラブ活動の充実を図るとともに、地域指導者の育成に努めます。
- k 教職員の資質向上のため、働き方改革を進めるとともに、研修機会等を充実します。
- l 中学生への学習ボランティアの拡充を図ります。

③ 学校給食の充実

- a 学校給食施設の整備を進め、安全・安心な給食の提供に努めます。
- b 地産地消の推進や児童・生徒と生産者とのふれあいを図るなど、地域と連携した食育を進めます。

④ 就学への支援

- a 就学困難な児童・生徒への経済的支援を継続します。
- b 外国籍児童・生徒への教育支援を推進します。
- c 遠距離通学の対策として、南部地区の中学生及び概ね4kmの北原地区小学生の冬季間のスクールバス等の交通手段を確保します。

⑤ 地域に開かれた学校づくり

- a 地域と連携を図り、放課後や休日の子どもたちの居場所づくり、遊び場づくりとして、放課後児童クラブ施設の有効活用や、学校を使ってのイベント開催を推進します。
- b PTA活動や学校評議員制度、信州型コミュニティスクール等により、保護者や村民の参画を図り、地域との協働による開かれた学校づくりを促進します。
- c ボランティアを募り、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる体制整備を進めます。

⑥ 安全対策の強化

児童の安全が確保できるよう通学路への防犯カメラの設置等を検討します。

※45 SSW：スクールソーシャルワーカーの略。教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築などにより、課題解決への対応を図っていく役割を持つ。

(3) 障がい児教育の充実

① 障がいのある児童・生徒の就学体制の確保

- a 児童・生徒の障がいの程度に応じて最もふさわしい教育が受けられるよう、教育と福祉の連携を強化し、専門性の高い教員や相談員、介助員、特別支援教育支援員を配置するなど、障がい児の就学体制を充実します。
- b 学校施設のユニバーサルデザイン化を計画的に進めます。

② LD・ADHD等の児童・生徒への支援体制の整備

LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、自閉症スペクトラム等の障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育ができるよう、乳幼児から児童・生徒に至るまでの一貫した支援体制を整備します。

③ 副学籍^{※ 46}・交流活動の推進

- a 障がいのある児童・生徒との日常的なふれあい、交流及び共同学習の場を充実します。
- b 障がいのある児童・生徒が学校や地域の行事に参加できる環境を整備します。
- c 障がいのある児童・生徒とともに生活することの大切さの啓発活動を進めます。
- d 障がいのある児童・生徒を包む温かい環境を創出します。

※ 46 副学籍：特別支援学校に通う村内の児童・生徒が、村内の小中学校に副次的学籍を置く制度のこと。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	小・中学校の 学習活動の充実と成果	16.7%	21.8%	22.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	体験学習 実施時間数【戦略】	27時間/年	39.8時間/年	40時間/年
		※年間の各小中学校平均時間		
	キャリア教育・郷土教育 実施時間数【戦略】	15時間/年	21.0時間/年	20時間/年
		※年間の各小中学校平均時間		
	学校教育での 自然学習時間【戦略】	25時間/年	22.5時間/年	15時間/年
		※年間の各小中学校平均時間		

施策2-3 生涯学習の推進



現状と課題

村内には社会教育関連施設として、村民センター・図書館、郷土館をはじめ村公民館、地区公民館（12分館）等があります。地区公民館等の拠点施設については、計画的に整備を進めています。

公民館活動は地区公民館等での活動も含めて活発であり、分館長・主事を中心に地区での自主的な取組みが行われています。

本村では、「南箕輪村生涯学習推進基本構想」に基づき、子どもたちが自分自身に誇りと満足感を持ち、自己教育力を高める生涯学習を推進してきました。しかし、少子高齢化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなどに伴い、村民のニーズも年代により多様化しており、時代や年代層に適応した学習機会が求められています。引き続き、社会教育関連団体と連携し、村民の学習ニーズを把握しながら学習プログラムの充実に取り組む必要があります。

また、村民の学習活動の成果を地域づくり、むらづくりにつなげていく体制づくりが必要です。

施策の方向

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

施策の体系

2-3 生涯学習の推進

（1）生涯学習の充実、推進体制の確立

（2）生涯学習拠点施設の整備充実

施策

(1) 生涯学習の充実、推進体制の確立

① 生涯学習の推進

生涯学習を進めるため庁内各課等の連携体制の確立、村内各種機関・団体、NPO法人や小中学校、上伊那農業高等学校、南信工科短期大学校、信州大学農学部等との連携による実効性の高い生涯学習推進体制を整備します。

② 人材の確保・育成・活用

- a 学習ニーズの多様化と専門化に対応するため、生涯学習活動をコーディネートする社会教育指導員等の専門職員を確保します。
- b 地域に住む各種専門家、ボランティア活動に関心のある人や定年退職者等の協力を得て、生涯学習ボランティアバンクを設置するなど、住民相互に学び合う仕組みづくりを進めます。

③ 自主的学習活動の支援

- a 生涯学習に関する情報の提供や相談機能を充実します。
- b 自ら学び、自らを高めていくために、社会教育関連団体の育成に努め、自主的な学習活動やボランティア活動等、団体活動の促進を図るとともに、各種団体相互の交流や相互支援の促進、リーダーの養成を行います。
- c それぞれの文化・歴史等の地域資源を発掘・再発見し、情報発信するなど、地域文化伝承の担い手の確保に努め、地区公民館等を拠点に地域に根ざした社会教育活動を推進します。
- d 学習の成果がむらづくりに生かせるよう、村民文化祭をはじめ発表の機会の充実を図るとともに、ボランティア人材の確保に努め、むらづくり活動との連携を強化します。

④ 学習機会及び内容の充実

- a 子どもたちが様々な体験を通じ、将来への夢を育み、目標を持つとともに、生活の知恵や社会知識を身につけられるよう、家庭・地域・学校と連携を図りながら、子どものための社会教育を推進します。
- b ライフステージや時代の変化に対応した知識・能力を高められるよう、講座開催の検討に努め、幅広い学習機会の提供を図ります。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症対策のため、オンラインの活用を含め進めていきます。
- c 保健や福祉、環境や景観、産業振興、国際交流等、各分野の住民活動との連携を図りながら、関係各課と協力し、むらづくりに必要な知識・技術の学習活動や共同研究活動を支援します。

⑤ 図書館活動の推進

地域の情報センターとして、村民の読書活動や暮らしを支える幅広い分野の資料を収集して提供します。幼児から高齢者まで利用できるように、読書普及活動の一環として世代別の「おはなし会」、「出前講座」等を実施します。幼年期からの子どもの読書習慣の定着化に向けて、絵本リストの作成や絵本作家の講演会の開催など関係機関と協力して取り組むことで、図書館活動を一層推進します。

⑥ 人権・平和の意識の啓発

- a 村民が人権問題を自らの課題として解決し、人権尊重の社会を構築していくことができるように、村民の人権意識の向上を目指した研修や啓発活動を推進します。
- b 平和な社会を構築するために、平和に関する学習機会を設けるとともに、村民自らが考え行動できるよう、平和の大切さの意識を育む啓発活動を推進します。

(2) 生涯学習拠点施設の整備充実

① 村公民館の充実

生涯学習活動の拠点として、より利便性の高い施設整備を進めるとともに、子どもから大人まで気軽に立ち寄れる雰囲気づくりなど、利用の促進を踏まえた適正な維持管理を行います。

② 地区公民館等の充実

地域における生涯学習活動の拠点施設であり、コミュニティ活動の場であるため、地域の実情に応じた適切な維持管理を行います。

③ 村民センターの充実

文化的な催しや学習活動、会議等に利用できる村民センターの積極的な活用を推進するとともに、施設の適切な維持管理を行います。

④ 図書館の充実

多様化する村民ニーズに応えられるように幅広い分野の資料を収集して、県立図書館、県内の公共図書館、大学図書館との連携を一層強化して、図書館機能の充実を図ります。また、自己学習の場所としても定着してきており、幅広い年齢層の利用に配慮するとともに、施設の老朽化状況を把握し、誰でも安全に過ごせるよう適切な維持管理を進めていきます。

⑤ 郷土館の充実

村に保存される歴史・生活文化資料を活用した学習活動の環境整備や特別展の開催、村ウェブサイト等を活用した情報発信を図るなど、郷土館の充実を図るとともに、郷土館の老朽化に対応するための施設整備や管理体制について検討します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	誰もが学べる生涯学習の 機会が充実している	17.2%	16.9%	18.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	生涯学習講座 参加者数	502人/年	443人/年	600人/年
		※年間の村公民館講座参加者		
	人口一人当たりの 年間図書貸出数	8.3点	8.1点	8.3点
		※人口一人当たりの図書の貸出数		

施策2-4 青少年の健全育成



現状と課題

青少年はかけがえのない存在であり、未来に向けて一人ひとりが健やかに成長していくことは、私たち村民の願いです。

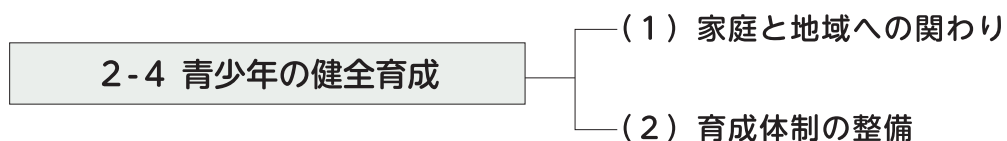
これまで、有害環境の浄化活動、自然や人とのふれあい体験活動を実施する等、青少年の育成に関わる環境整備を家庭・学校・地域と連携して行ってきましたが、近年では、青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、特に高度情報化社会の急速な発展は、利便性の向上の反面、多感な時期の青少年に悪影響も及ぼすこともあります。また、青少年健全育成に関わるこれまでの課題に加えて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等によるいじめや人との関わりをうまく結ばず孤立する青少年の増加など、深刻な課題も増加しています。社会環境の変化は、大人の意識にも影響を与えたり、青少年の健全育成を支える家庭や地域コミュニティが変化したりしてきており、青少年の育成を支援する新たな体制づくりも課題となってきています。

これらの問題の解決を図り、青少年の心豊かで健やかな成長を支援していくためには、これまで以上に、家庭、学校、地域をはじめ企業、行政など、社会を構成する全ての組織、そして青少年を含む村民一人ひとりが手を携え、青少年育成に取り組んでいくことが必要となっています。

施策の方向

青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域、関係機関や団体等がそれぞれの教育機能を発揮しながら一体となって取り組む体制づくりを推進し、村民をあげて青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

施策の体系



施策

(1) 家庭と地域への関わり

① 家庭教育の充実

- a 家庭において正しいしつけや道德教育、家事や職業体験等のキャリア教育がなされるよう、家庭教育の具体的なあり方をまとめ、啓発活動を行います。
- b 家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるために、家庭教育に関わる情報提供を行うとともに、関係機関や PTA 等の団体と連携した家庭教育を支える体制づくりを推進します。

② 地域活動の充実

- a 家庭をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- b 青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりが推進できるように、健全育成に関わる関係機関や団体の連携強化を促進します。
- c 子どもたちのニーズに合わせた居場所づくりに努めながら、青少年活動を充実させ、地域ぐるみでの青少年を守り育てる活動を促進します。

③ 青少年のむらづくりへの参画促進

関係機関や各種団体との情報共有を図り、むらづくりに関する活動やイベント、ボランティア活動、文化・伝統の継承活動等への青少年の自発的な参加を促進します。

(2) 育成体制の整備

① 相談・啓発活動の充実

- a 青少年の悩みや非行等の問題に対して、安心して相談できる体制を整備するため、中学校に配置している心の教室相談員やスクールカウンセラー、SSW、教育相談員等を活用します。
- b 青少年健全育成に関わる相談を「子育て世代包括支援センター」と連携して実施します。

② 青少年健全育成推進体制の充実

- a 青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりを推進するとともに、青少年団体を育成します。
- b 家庭教育をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- c 子どもの居場所づくりや青少年活動を充実させるため、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

③ 育成環境の整備

- a P T A 活動や地域活動等を通じて、親や地域住民への学習機会の充実を図るとともに、情報提供や啓発活動を進めます。
- b 子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、子どもを性被害から守り、安全で安心して暮らすことのできる社会環境を整備します。
- c 反社会的グループとの接触等少年非行の誘引となる事象の除去に努め、地域ぐるみの社会環境の浄化活動を進めます。
- d スマートフォンやインターネット等の正しい使い方について広報・啓発活動を進めます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	子ども同士、親同士の ネットワークづくり	12.1%	14.2%	15.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	あいさつ運動・青少年育成 啓発活動数	—	5回/年	12回/年
		※年間のあいさつ運動等の活動数		

施策2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進



現状と課題

本村では、村民の皆さんが安全に利用できるよう大芝高原のスポーツ施設や村民体育館等を整備しています。

総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」は、設立から15年以上経過しており、地域に根ざした活動を行っています。また、本村を本拠地として活動しているバレーボールチーム「VC長野トライデンツ」とスポーツ活動の推進を基軸とした活力あるむらづくりの推進を目的に、平成30年（2018年）に連携協定を結びました。これにより、バレーボールを通じた村の活力向上が期待されます。

村や地区、スポーツ団体は、様々なスポーツやイベントを開催しています。日常的なスポーツの必要性は、多くの人が認識しており、今後もスポーツ実施率の向上が期待されます。

多くの村民が、生涯にわたり、それぞれのライフスタイル・ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりが求められています。

一方で、ライフスタイルの多様化に伴い、これまで継続して行われてきたスポーツ・レクリエーション活動の一部で持続性が課題となっています。

施策の方向

スポーツ・レクリエーション活動を通じた村民の体力維持向上が、豊かな生活や青少年育成、ライフスタイルやライフステージをまたいだ繋がりになるような環境づくりに努めます。

また、スポーツ・レクリエーションを行う個人・団体が、新型コロナウイルス等の感染症に罹患しないことも含め、安全かつ継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるための施設の適切な運営に努めます。

施策の体系

2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション行事の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

① 子どものスポーツ機会の充実

子どもの体力向上とともに、次世代を担う人材を育成するための、スポーツ機会を充実します。

② スポーツ・レクリエーション活動の日常化

- a 村民一人ひとりの健康の増進と体力の向上を図るため、各種健康スポーツ教室を充実します。
- b 誰もが気軽に楽しめるパラスポーツ・ニュースポーツの普及や地区でのスポーツイベントの支援など、地域生活に密着した活動を促進します。
- c 村民一人ひとりがスポーツに対し興味、関心を持ち、それぞれのライフステージに応じて、スポーツ活動が行えるような情報提供を行います。

③ 総合型地域スポーツクラブの活動支援

総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」の活動を支援します。

また、スポーツと健康に関わる関係機関・団体の連携、情報共有を図り、村のスポーツ振興について検討します。

④ 指導者の確保・育成

各種スポーツ団体の指導者の確保や育成に向けて、若い世代の参加を促すとともに、研修の充実等資質向上のための取組みを推進します。

⑤ スポーツ・レクリエーション団体等の活動支援

スポーツ・レクリエーション団体の育成、強化を図るとともに、地区におけるスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

(2) スポーツ・レクリエーション行事の充実

① 村民体育祭の充実

各地区の実態を注視しながら、スポーツ・レクリエーションを通じた各地区の交流機会となるよう、村民体育祭の充実を図ります。

② その他スポーツ・レクリエーションイベントの開催

- a 村内施設や自然を活用し、誰もが参加できる多様なスポーツ・レクリエーションイベントの開催を促進します。また、全国レベルのイベント開催やプロスポーツの試合、合宿等の誘致等を目指し、交流が生み出す成果を村民の健康づくり等につなげていきます。
- b 総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」を通じた、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に密着した大会やイベントの充実を促進します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

① 大芝高原の整備充実

大芝公園内の各種施設の整備充実と適切な維持管理を行います。

② 社会スポーツ施設の整備充実

社会スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るとともに、「南箕輪村公園施設長寿命化計画」等に基づき施設整備を行います。

③ 学校体育施設の開放

地域住民にとって身近なスポーツ施設となるよう、適切な維持管理・運営を行います。

④ 野外活動施設の整備

自然志向に対応した野外活動施設の利用が増加しており、信州大芝高原みんなの森やオートキャンプ場等について、利用者のニーズを踏まえた適切な維持管理を行います。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	スポーツ・レクリエーション 施設が整っている	29.0%	30.4%	31.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	わくわくクラブ会員数 【戦略】	1,441人	1,511人	1,600人
		※会員数		
	スポーツ施設利用者数 【戦略】	118,261人/年	130,065人/年	130,000人/年
		※年間の施設利用者数		

施策2-6 文化・芸術活動の推進



現状と課題

本村では、村民の自主的な文化・芸術活動が活発に行われており、そのまとめ役の文化団体連絡協議会の組織的な活動が展開されています。

また、日ごろの活動の発表の場として、例年11月上旬の2日間、村民文化祭を開催しています。

平成29年度（2017年度）に村の土器4点が県宝指定を受け、また、平成30年度（2018年度）に「南箕輪の史跡」の改訂版となる「南箕輪の史跡の話」が刊行されるなど、村文化財保護と継承に努めるとともに、文化財施設の整備充実を図っています。

文化・芸術は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種文化・芸術団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、文化・芸術の鑑賞機会や発表機会の充実等に努め、文化・芸術を身近に感じることができるむらづくりを進めていく必要があります。

施策の方向

村民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、文化財の保存と活用、地域特有の民俗文化の伝承に努めます。

施策の体系

2-6 文化・芸術活動の推進

- (1) 文化活動の充実
- (2) 文化行事の充実
- (3) 文化施設の充実・活用
- (4) 文化財、伝統文化の保護・伝承

施策

(1) 文化活動の充実

① 文化講座の充実

村民に文化的な活動や経験を提案し、ともに考え、活動、経験していく中で、新しい発見や感動などを通して、村民が積極的な活動を自主的に行っていけるよう支援します。

② 文化団体連絡協議会の強化促進

文化団体連絡協議会の組織強化を図るなど、自主運営ができるよう支援します。

③ 指導者の確保・育成

各種講座等の開催などを通して、文化活動団体の指導者を確保・育成します。

④ 文化活動団体の育成

講座などの人が集い、繋がる場から、地域を支える文化団体を発掘、育成します。また、文化団体が地域における日常的な文化活動を行えるよう支援します。

(2) 文化行事の充実

① 村民文化祭の充実

村民の文化的な生活、伝統、活動を広く共有し、また、成果を発表する場として村民文化祭の充実を図るため、芸術美術の制作者や文化活動の参加者の発掘に努めます。

② 芸術文化イベントの開催

村民が多様な文化に接する機会を拡充するため、各種団体等と連携し、芸術文化イベントを開催します。

③ 子ども・若者への文化・芸術活動普及

子どもや若者が文化・芸術活動に積極的に参加できるよう、各種団体等と連携し、講座やイベントを開催します。

(3) 文化施設の充実・活用

① 村公民館の整備

文化・芸術活動の拠点となる村公民館を整備し、適切な維持管理と設備の充実を図るとともに、活用の利便性向上に努めます。

② 地区公民館等の充実

地域における文化・芸術活動の拠点となる地区公民館等の適切な維持管理と設備の充実を促進します。

③ 村民センターの充実

文化的な催しや各種の学習活動、会議等に利用できる村民センターの積極的な活用を促進するとともに、施設の適切な維持管理と設備の充実を図ります。

(4) 文化財、伝統文化の保護・伝承

① 文化財保護意識の高揚

文化財に関する学習会の開催や郷土館の活用等によって、文化財保護意識の高揚を図り、地域での文化財保護・伝承につなげていきます。

② 文化財保護活動の推進

- a 村内に数多く点在している史跡・遺跡について、保護措置を推進し、記録・保存を行います。
- b 文化財の調査研究を推進するとともに、文化保護団体の育成による保護体制を確立します。
- c 発掘された遺物や収集された資料の適正な管理・保存のため、電子データ化を進めるとともに、村ウェブサイトで公開するなど、村民が利用しやすい環境を整備します。

③ 伝統文化の保存・伝承

- a 伝統的な風俗習慣、伝統行事等の伝統文化の保存を図るため、映像・画像等による保存を進めます。
- b 伝統文化の継承を図るため、保存団体育成や後継者確保を支援します。
- c 村民が主体となって、地域の食文化や伝統技術等生活・産業文化を調査・研究する活動等を促進し、民俗資料等の収集・保存等、村の歴史を活かしたむらづくりを進めます。
- d 本村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を整備・保存し、それらの資料を活用した郷土学習・研究活動を推進します。

村誌は、発刊から年数が経過しているため、補遺を行い村誌の補遺編の発刊に向け調査・研究を行います。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	文化施設が充実し、 文化的環境が整っている	17.3%	16.0%	18.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	村の文化や歴史に 触れた件数	—	2,020件/年	2,200件/年
		※年間の郷土館利用者数、文化財刊行物頒布数 及び貸出数、村ウェブサイト閲覧数の合計		
	文化団体連絡協議会 登録団体数	36団体	29団体	33団体
		※団体数		

基本目標3 安全・安心に暮らせる村

施策3-1 防災・消防対策の充実



現状と課題

本村は、過去において甚大な地震災害はないものの、伊那谷断層帯小黒断層が河岸段丘上を南北に走っており、地震が発生すれば甚大な被害が予測されます。また、発生が予測されている東海地震や、東海・東南海・南海地震が連動した南海トラフ巨大地震等、大規模地震や近年多発している豪雨災害など自然災害への備えとして「災害に強いまちづくり」が必要になっています。

まず、各家庭での対策として建物の耐震化が重要になりますが、特に、建築基準法で耐震化が義務づけられた昭和56年（1981年）以前の建物について現状を把握し耐震改修を進めていく必要があります。

次に、道路等のインフラにおいても、高度経済成長期に構築された橋梁等には耐震性を欠き老朽化しているものがあるため、定期点検が義務づけられました。このことから、平成23年度（2011年度）に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」以外の橋梁全てについても5年に1度点検し修繕等をしていく必要があります。また、災害発生時にいち早く緊急車両等が通行できるよう、道路管理者として、関係機関との連携を図っていかねばなりません。

さらに、本村には自然災害発生の危険箇所として、段丘の周辺地域を中心に急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所があり、滝ノ沢川・栃ヶ洞沢川が土砂災害危険箇所に、大泉川・大清水川が土石流危険渓流に指定されています。近年の災害の特徴として、集中豪雨による土砂災害が全国各地で発生しており、本村でも、土砂災害特別警戒区域等が指定されていることから、危険区域、危険箇所の周知と避難の確立が急務となっています。

「自主防災組織」が村内12地区全てで設立され、平成18年（2006年）7月豪雨災害以降、地域における防災体制は年々強化されています。また、本村では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用や防災行政無線のデジタル化を図り、迅速な情報の伝達に向けた体制を整備しました。

常備消防及び救急業務は上伊那広域消防の管轄となっていますが、社会環境の変化（高齢化、核家族化等）を背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においては、団員の不足による消防力の低下が懸念されています。

このため、常備消防・救急体制のさらなる充実強化や消防団の充実、地域での消防力の強化、「南箕輪村地域防災計画」・「南箕輪村国民保護計画」に基づき、村及び防災関連機関、村民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

施策の方向

地域防災力の体制強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。
また、地域防災の要となる関係組織の充実・強化に努めます。

施策の体系

3-1 防災・消防対策の充実

(1) 防災・消防体制の充実

(2) 救急体制の確立

施策

(1) 防災・消防体制の充実

① 「地域防災計画」の見直しと防災体制の整備

- a 「災害対策基本法」や国の「防災基本計画」、「長野県地域防災計画」等の関係法令、計画と整合性を図りながら、村の防災対策の根幹である「南箕輪村地域防災計画」について適宜適切な見直しを図ります。
- b 災害時に迅速な対応を図るため、「避難勧告等に係る発令の判断基準」、「職員災害初動対応マニュアル」、「業務継続計画（BCP）^{※47}」を見直し、加えて、新型コロナウイルス等の感染症対策を含めた「避難所開設運営マニュアル」等の作成を進めます。
- c 「減災」の理念のもと、避難所指定している関係機関との連携を図るなど、より実践的な防災訓練の実施等により、防災意識の高揚を図ります。
- d 大規模自然災害から村民の生命財産を守り、本村の継続的成長を実現するために「南箕輪村国土強靱化地域計画」を策定し「事前防災・減災」に取り組みます。

^{※47} 業務継続計画（BCP）：行政機関が、事故や災害などの事象に遭遇した場合に、行政機関として許容できるレベルで重要なサービスを住民に提供し続けるための実行計画（書）を指す。

② 自主防災組織の充実

- a 各地区において防災士を育成するとともに、出前講座の活用等により、自主防災組織の機能の強化を図ります。また、より実践的な訓練や研修が行えるよう支援します。
- b 自主防災組織連絡協議会において各地区自主防災組織間の連携強化を図ります。
- c 各家庭での防災意識の向上を図り、自主防災組織を中心とした「地域防災力」の向上につなげます。

③ 施設・機材等の整備

- a 指定避難所や避難路となる道路等の段差の解消等、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- b 各地区自主防災組織と話し合いながら指定緊急避難場所^{*48}の確保を進めるとともに、村民への周知を図ります。
- c 「南箕輪村地域防災計画」に基づき、防災用資機材や指定避難所に必要な備品の適正な整備を図ります。また、住宅地の増加に対応した消火栓、防火水槽等の消防水利の確保等を図ります。
- d 自主防災組織や各家庭に対し、防災用資機材や非常食料品の確保を促進します。
- e 防災拠点として位置づけられている大芝公園について、多様な利用者を踏まえた、公園全体の防災機能の充実、強化を図ります。
- f 役場（災害対策本部）や地区避難所、大芝公園等の防災拠点を結ぶ情報通信システムを検討し、大規模災害時の非常通信手段の確保を図ります。
- g 地区避難所や防災拠点施設における防災情報の提供や避難者の情報収集に役立てるＩＣＴの活用を検討します。
- h 村内各所に設置した雨量計を活用し、迅速な情報収集と災害への初動体制の確立を進めます。

④ 耐震化の推進

- a 指定避難所の耐震化は完了しており、その他の公共・公益建物の耐震診断の実施と耐震性の向上、橋梁等の道路施設の定期点検による計画的な耐震性の確保、上水道施設の耐震性・防災性の強化を図ります。
- b 一般住宅では旧建築基準法に基づき建築された住宅(昭和56年(1981年)5月以前の建物)の耐震診断を実施するとともに、耐震補強工事の対象となる住宅について広報やDM等により耐震化を促進します。
- c 耐震補強補助事業を行うとともに、対象の拡大等の検討や利用促進に向けて周知を図ります。

^{*48} 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれのある場合にその危険から逃れるための避難施設。

⑤ 危険箇所等の周知

土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩落危険箇所等について、防災マップや出前講座、広報紙等により周知します。

⑥ 応急体制の確立

- a 災害に関する情報伝達のため、要配慮者への配慮に留意して、防災行政無線やメール配信等多種多様な媒体の活用と防災行政無線の難聴地域の解消を図ります。
- b 災害の種類に応じた指定緊急避難場所・指定避難所について周知するとともに、指定避難所については、避難時に対応した設備の充実を図ります。また、要配慮者に対応できる避難所の指定や周知を促進します。
- c 災害時に避難施設を円滑に運営できるよう、新型コロナウイルス等の感染症対策を含めた「避難所開設運営マニュアル」に基づき、自主防災組織と協働した避難所開設訓練等を実施します。
- d 災害時に関係機関と連携できるよう、避難行動要支援者名簿の整備と個別計画の作成を図るとともに、災害時住民支え合いマップ等による地域での避難支援体制の確立を図ります。
- e 役場（災害対策本部）の機能が失われるような災害時に、災害対策本部機能が確保できる施設の一つとして、防災研修センター（仮称）を活用し、災害時における運営体制の確立を図ります。

⑦ 消防団・赤十字奉仕団の充実

- a 消防団の処遇改善や体制づくりを進め、消防団員等の確保を図るとともに、地域ぐるみで消防団・赤十字奉仕団を育成していきます。
- b 各種訓練や講習会の実施により消防団・赤十字奉仕団の技術向上を図るとともに、災害時に、より効果的な対応ができるよう、消防団・赤十字奉仕団と自主防災組織との連携強化を進めます。

⑧ 「南箕輪村国民保護計画」の見直しと体制整備

「南箕輪村国民保護計画」の見直しとともに、有事に備え、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を活用した警報の伝達、避難の指示・誘導、救援の指示・実施、武力攻撃災害への応急措置、住民生活の安定と応急復旧等を実施する行動計画の作成を進めます。

（2）救急体制の確立

① 広域消防の体制強化

上伊那広域消防において、効率的で効果的な救急体制と消火・防災体制が強化されるよう、さらなる情報共有と連携強化を進め、住民サービスの向上に努めます。

② 自動体外式除細動器（AED）※⁴⁹の周知と活用

自動体外除細動器（AED）が設置されている公共施設等の周知を図るとともに、緊急時の迅速かつ的確な活用に向けて、講習等により使用方法の普及を促進します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	防災対策が整っている	22.9%	25.9%	27.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	防災に関する出前講座開催数【戦略】	2回/年	10回/年	12回/年
		※年間の防災に関する出前講座開催数		
	防災士養成人数【戦略】	13人	25人	32人
		※防災士人数（累計）		

※⁴⁹ 自動体外式除細動器（AED）：心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

施策3-2 交通安全対策・防犯体制の充実



現状と課題

村内の交通事故は人身事故・物損事故件数、傷者数とも減少してきていますが、まだ多い状況です。交通事故の発生を防止するため、警察署、交通安全協会等、関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、村民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー等の交通安全施設やグリーンベルト等の整備を進めてきました。

しかし、幹線道路の整備、充実に伴い、交通事情も変化してきており、スピードの出しすぎなどによる重大事故が多発する傾向にあります。また、高齢ドライバーに起因する事故も多くなっています。

全ての村民が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域において交通安全意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、危険箇所への交通安全施設等の整備を進める必要があります。

防犯については、近年、子どもが犠牲となる事件や特殊詐欺事件が多発し、村内においても不審者事例の発生や、空き家等が見受けられるなど、地域全体での防犯活動への取り組みが必要となっています。

社会環境の変化や核家族化等により、地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、防犯部を中心に行政区や学校、事業所等との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化を進めていく必要があります。

施策の方向

警察を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、村民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

施策の体系

3-2 交通安全対策・防犯体制の充実

(1) 交通安全対策

(2) 防犯体制の強化

施策

(1) 交通安全対策

① 道路環境の整備

交通事故分析に基づき、交通事故が発生しやすい交差点の改良や歩道の整備、交通安全施設の充実を図ります。また、重大事故が発生しそうな箇所にはゾーン 30^{*50} の指定など安全対策を図ります。

② 交通安全活動の推進

- a 子どもや高齢者への交通安全教室の開催等、交通安全教育の充実を図ります。
- b 学校・地区・PTA 等の関係機関と連携し、「通学路交通安全プログラム」^{*51} による通学路の安全対策を推進します。
- c 交通安全協会や安全運転管理者協会の活動を支援し、地域の交通安全運動の活性化を図ります。

(2) 防犯体制の強化

① 地区防犯体制の強化

- a 南箕輪村防犯協会との連携を強化し、“見せる防犯”のひとつとして、青色回転灯装備車を活用するなど犯罪発生防止に努めます。また、見守りボランティアの拡充に努め、子ども見守りパトロール等、村民との協働による安心安全なむらづくりを促進します。

^{*50} ゾーン 30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制をすること。その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する車の抑制等を図る生活道路対策をいう。

^{*51} 通学路交通安全プログラム：南箕輪村通学路安全推進協議会で策定した、関係機関が連携して通学路の安全確保に取り組むための基本的な方針。

- b 犯罪が起きにくい村にするため、空き家やたまり場等の解消、防犯灯の適正な配置等により、危険箇所の解消を進めます。また、防犯カメラの設置についても検討を行います。
- c 犯罪等の抑止につながるみなみみのわメールメッセンジャーの登録者の増加を促進するとともに、メール配信、防災行政無線等を活用した情報の提供を継続して行っていきます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	交通事故防止対策が 充実している	16.4%	19.0%	20.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
	交通事故件数	470件/年	377件/年	370件/年
		※長野県警察交通統計		
	交通事故死亡者数	0人/年	1人/年	0人/年
		※長野県警察交通統計		
活 動 指 標	交通安全教室 実施回数	8回/年	19回/年	20回/年
		※保育園～高齢者までの交通安全教室の年間の開催回数		
	シートベルト着用率	98.8%	99.0%	100.0%
		※年2回交通安全運動期間中に実施しているシートベルト調査		

施策3-3 消費者対策の充実



現状と課題

高度情報化社会の中で、インターネットの普及は目覚ましく、商品取引といった消費生活にも大きく影響しています。

消費者が商品・サービス等を受け取る方法あるいは取引形態も様々で、複雑化・多様化しており、消費者が取引に必要な知識や契約条件の理解を十分に持つことが難しい状況になっていることから、インターネットや電話といった、顔の見えない相手との取引による悪質商法や詐欺事件の被害を受けることが増えてきています。

そのため、村民一人ひとりが悪質商法や詐欺事件の被害を受けないように自ら進んで必要な知識を習得し、必要な情報を自ら収集する等の「自立した消費者」となるよう、消費者教育や情報提供等の啓発活動をより一層推進することが求められています。

一方、消費者の行動が及ぼす影響面を考えたとき、その消費によって「人・社会」「環境」「地域」に影響を与えていないかといったことなどを考え、より良い消費行動を行うことが求められています。

施策の方向

消費者保護に関する啓発等を行うとともに、環境に配慮した消費行動についての啓発活動及び小・中学生の児童・生徒を対象に消費者教育を推進し、自立する消費者の育成に努めます。

また、より細やかな相談対応や情報提供を行います。

施策の体系

3-3 消費者対策の充実

- (1) 消費者意識の啓発
- (2) 消費者教育の充実
- (3) 相談体制の充実

施策

(1) 消費者意識の啓発

- a 悪徳商法や詐欺事件の被害を未然に防ぐため、特に知識や経験の不足や、判断力が十分でない若年層や高齢者に対し、消費者被害防止のための啓発活動を実施します。
- b 高齢者の集う様々な機会をとらえ、出前消費者講座を実施し、被害にあわないためのアドバイスや被害にあった場合の対応を関係機関等と連携してサポートします。
- c 学生、新成人等若年層を対象として、パンフレット等を通じて、消費者トラブルに関する具体的な被害事例や予防策等の情報提供に努めます。
- d 持続可能な社会の実現に有効な概念のひとつであるエシカル消費^{※52}を住民に促進する情報提供等、啓発活動を実施します。

(2) 消費者教育の充実

インターネットの普及により、誰でも簡単に商品取引ができる社会となる中、小・中学生の児童・生徒を対象に、自ら責任を持った判断のできる自立した消費者となるよう育成に努めます。

(3) 相談体制の充実

- a 様々な消費者問題に迅速に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実を図ります。
- b 日々新たに巧妙化、悪質化する詐欺の手口に対応するために、常に新しい情報を収集し、県消費生活センター、警察署、法律家等専門的な関係機関と連携できる体制を整え、迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。
- c 相談窓口や相談体制について、広報紙等を活用して周知していきます。

※52 エシカル消費：「人・社会」、「環境」、「地域」に配慮した消費行動を行うこと。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	消費生活に関する 相談体制が充実している	51件/年	58件/年	60件/年
		※年間の消費生活年間相談件数		
活動 指標	消費生活に関する 広報回数	15回/年	20回/年	20回/年
		※年間の広報紙掲載、出前講座等開催回数		
	消費生活講座 参加者数	120人/年	267人/年	300人/年
		※年間の消費生活講座参加者数		

基本目標4 産業と観光の振興で活気を生む村

施策4-1 商工業・サービス業の振興



現状と課題

本村の商業立地は国道153号沿線や中央自動車道伊那インターチェンジ周辺に店舗が分布していますが、商店街が形成されるまでに至っていません。国道153号伊那バイパスの整備により、現在の国道153号沿線にあった商店が廃業・流出しています。

この対策として、村や県の制度資金あっせん、利子補給、保証料補助等の支援策を進めていますが、今後増え続けるであろう買い物弱者対策も急務になっています。

最近では、インターネットやテレビによる通販が高齢者から若い人にまで普及するなど、消費者の買い物に対する選択肢が広がり、個人商店における店舗販売の衰退に拍車をかけています。

また、伊那市、箕輪町の商圈に組み込まれ、近隣市町村の大型店との競合が激しくなっており、村民の地元購買率は低く、個人商店では後継者の確保が困難な状況にあります。

企業誘致については、昭和37（1962）年から、北殿・田畑・北原に工業団地を整備するなど、積極的に工場誘致を進めてきており、電機（弱電関連）、機械、金属等の研究開発型の先端企業が立地しています。

しかし、新規企業の誘致については、若者の定住と所得の向上をもたらすものと期待される一方で、景気の変動や製造業を中心とした外国への工場移転等により、企業誘致の環境は厳しいものになっており、なお一層の努力が求められます。

このため、商工会との連携のもと、村民の要求を満たす商店個々の経営の近代化、サービスの向上、既存企業の事業拡大、近代化に向けた支援はもとより、農林業と商工業が連携した取り組みが必要となっています。

施策の方向

活力がみなぎり、魅力ある産業環境づくりを進めるため、商工会と連携し、新型コロナウイルス等の感染症拡大による課題・リスク・取組みに配慮しながら、商工業の活性化を図ります。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の事業拡大を促進します。

施策の体系

4-1 商工業・サービス業の振興

- (1) 商業ゾーンの形成
- (2) 商工業経営の支援
- (3) 既存企業の支援
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 工業ゾーンの形成
- (6) 起業家・ベンチャー企業の育成

施策

(1) 商業ゾーンの形成

① 主要道路沿線の商業ゾーンの形成

- a 県道伊那箕輪線・伊那インター線沿線に商業ゾーン形成を誘導します。

賑わいの創出や地域経済の活性化と安定した雇用の場の確保に向け、県道伊那箕輪線・伊那インター線沿線で大規模開発が可能な用地を中心に商業施設等の立地・集積に努めます。

- b 伊那谷や木曽谷を巡る観光ルート形成に伴い、土地利用構想・方針に従って人を集める観光商業ゾーンの形成を検討します。

② 空き店舗等の有効活用

商工会やその他関係機関と連携し、国道153号沿線及び集落内の空き店舗等を活用し、買い物弱者にやさしい魅力的な地域の商店づくりを商工会等と検討します。

(2) 商工業経営の支援

① 融資制度の充実

村制度資金の有効活用策に向け改善を図り、利用の促進を図ります。

② 企業振興支援の充実

企業振興事業補助を商工業・サービス業者等に幅広く行います。

③ 商工業の活性化

- a 商工会や関係機関と連携し、進出企業や既存企業の把握に努め、販路拡大のため補助・支援を行います。
- b 生産及び販売等、地域内事業者の連携による生産販売体制の構築に取り組んでいきます。

(3) 既存企業の支援

① 村の融資・補助制度の充実

- a 商工会や関係機関と連携し、企業の新商品開発や新分野進出意向等の把握に努め補助・支援を行います。
- b アンケート調査を実施するなど、新型コロナウイルス等の感染症拡大等による影響を含め、既存企業の経営状況や村に対するニーズを把握し、適切な支援に結びつけていきます。

② 国・県等との連携

国・県等と連携し、各種支援策の紹介を行うとともに、村の支援策との連携を図り、新商品開発や新規事業進出、技術革新・IT化・DX^{※53}の推進、再生支援、雇用・人材育成、ゼロカーボン^{※54}の推進、経営安定等、既存の地域企業の高度化と経営基盤の強化を促進します。

③ 農林業等との連携促進

- a 農林業や観光等地域その他産業との連携を促進し、多様化する消費者ニーズに対応した商品の開発や生産技術の向上を促進します。
- b 農林業との連携を図りながら、既存企業の技術・製品等を活生かした起業化を支援し、進出企業の地域への定着化を促進します。

④ 人材確保の支援

- a 地域産業を支える人材の確保に向けて、若者や女性・退職者の就職支援に取り組みます。また、U・I・Jターンの促進のために、移住に対する支援やインターネット等を通じた積極的な情報発信等を進めます。

※53 DX：「デジタルトランスフォーメーション」の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

※54 ゼロカーボン：二酸化炭素排出実質ゼロのこと。

- b 商工会・その他の関係機関と連携し、若者や女性、退職者等が時代の変化に対応した職業知識・能力を高められるよう、ＩＣＴ学習や接遇研修等、幅広い学習機会を提供し、人材の育成を図るとともに、再就職支援や地域産業活性化等に取り組みます。

(4) 企業誘致の推進

① 誘致用地の確保

- a 商工会・その他の関係機関と連携し、国道 153 号沿線の空き店舗等を把握するとともに、国道 153 号伊那バイパス・伊那インターのアクセス道路周辺の土地利用情報を整理・提供するなど、企業誘致を検討していきます。
- b 北原工業団地の拡大予定地の誘致を図ります。

② 優良企業の誘致

- a 食品・農業関係も含め、村の特産品づくりも視野に入れた企業情報の収集と誘致を図ります。
- b 誘致した企業と既存の企業が開発等において相互に連携できる体制づくりを推進していきます。

(5) 工業ゾーンの形成

① 既存工業団地の拡大

既存工業団地に隣接する用地の調査を行うなど、工業団地拡大の実効性を検討していきます。

(6) 起業家・ベンチャー企業の育成

① 起業意向の把握と人材育成

- a ワークショップや学習・研究グループ活動等を通し、地域資源の見直しと評価を行い、起業・創業の芽の把握に努めます。
- b 商工会や関係機関と連携し、地域産業の従事者やＵ・Ｉ・Ｊターン希望者、既存の企業の退職者等の中から、起業の意向を持った人材の把握を行い、創業支援事業等を活用して人材育成を図ります。

② 起業の支援

- a 商工会と連携し、国・県制度の活用や創業支援事業、村の融資・補助制度を有効に組み合わせた活用方法等を紹介・あっせんし、新企業の育成を図ります。
- b 村の利点を生かし、スピードと小回りのきく、多様な支援策を検討します。
- c 地域の特長を取り入れた、オンリー・ワンを目指す企業の育成を支援します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	製造品出荷額等【戦略】 (4人以上の事業所)	596億7573万円	765億円 (平成30年度)	900億円
		※年間の村の製造品出荷額		
活 動 指 標	企業振興補助金 交付事業所数【戦略】	12社/年	16社/年	18社/年
		※年間の交付事業所数		
	村・県制度資金 申請件数【戦略】	73件/年	67件/年	80件/年
		※年間の申請件数		
	就労情報への アクセス数【戦略】	—	22,735件/年	24,000件/年
		※年間の村就労情報ウェブサイトへのアクセス数		
	就労に必要な学習会の 開催数【戦略】	—	3回/年	4回/年
		※年間の就労に必要な学習会の開催数		
	女性のための研修制度 開催数【戦略】	—	7回/年	7回/年
		※年間の女性のための研修制度開催数		

施策4-2 農林業の振興



現状と課題

本村の農業は、伊那土地改良区幹線水路を利用した下段水田地帯、西天竜幹線水路を利用した中段水田地帯と西部畑地かんがいによる上段畑作地帯とに大きく分けられます。

下段水田地帯は住宅、商工業の進出により宅地化が進行し、中段水田地帯では水稻作が主体で転作作物も多様となっており、西部畑作地帯では酪農と飼料作物の作付け、果樹・野菜栽培や水耕栽培（イチゴ、メロン）等の施設園芸が行われています。しかし、いずれの地域においても農業従事者の高齢化、後継者不足が進行しています。

そのような中、村では村内一農場を目指し、平成23年（2011年）に農事組合法人まっくんファーム（以下「まっくんファーム」）が設立され、作業受委託を中心に活動を行っており、村の農業の担い手の中心として位置づけられています。

今後ますます作業受託や直営面積の増加が予想されますが、まっくんファームにおいても作業従事者の高齢化が進んでいるため、まっくんファームの組織強化や、将来的には農業関係諸団体や各地区の営農組合で構成されている営農センターを中心に、「南箕輪村人・農地プラン」による中核的経営体、認定農業者等多様な担い手の育成が必要です。

また、「南箕輪ブランド」を確立するためにも、村の資源を生かし、他業種との連携を図りながら6次産業化を推進するなど、積極的に産業振興に取り組む必要があります。

山林については、本村の林野面積は2,330haで総面積の56.8%を占めています。民有林面積は2,226ha、うち人工林面積は1,664haであり人工林率は74.8%となっています。現在は、木材の需要減少と価格低迷等により放置林化が進んでいます。

里山では、補助事業を導入しながら集落周辺の面的な間伐を進めています。また、農地や森林の持つ水源かん養や多面的機能に着目し、さらに保全に努める必要があります。

施策の方向

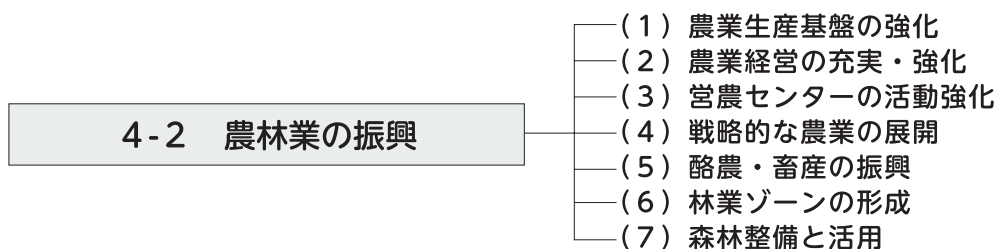
農地については農業の担い手の高齢化等による担い手不足対策として農地利用の集積化が必要となっているため、法人化されたまっくんファームのさらなる組織強化を推進します。また、担い手と兼業・高齢農家等が相互の営農を補完し合い、地域の農業が継続していくことを目指します。

担い手については人・農地プランに位置づけられる中核的経営体、認定農業者に加え、農業に意欲を持つ若者や元気な高齢者の参画を促すなど、多様な新規就農者の発掘、育成、支援を推進します。

また、6次産業化による産業振興に取り組み、安全・安心な食料の確保と環境の維持改善、「南箕輪ブランド」を目指す農産物の生産、加工・販売を進めます。

快適で美しい農村づくりと、農地や森林が持つ水源かん養、山地災害の防止機能等の多面的機能に着目した農地保全と計画的な森林整備を図るとともに、木材の有効活用に向けた取組みを目指します。

施策の体系



施策

(1) 農業生産基盤の強化

- a 「南箕輪村農業振興地域整備計画」に基づき、都市的土地利用との調整を図りながらスプロール化を抑制し、積極的に優良農地の保全と農業地域の景観の維持を図ります。
- b 生産性の高い優良農地の集積化の促進を図ります。また、各土地改良区において実施する水路改修に対して補助を行います。

- c 農用地の利用状況の把握に努めるとともに、まっくんファームや認定農業者等担い手と協調する中で集団化栽培を目指し、ブロックローテーション^{*55}化等効率的な農地利用を図ります。
- d 総合的な営農支援対策による作付の促進、市民農園、観光農園としての活用等、耕作放棄地の解消と発生防止により地域環境の保全に努めます。
- e 農地の多面的機能の維持・増進を図るため、地域住民が共同して取り組む地域活動等に対して支援に努めます。

(2) 農業経営の充実・強化

① 担い手の育成・支援

- a 生産性の高い、魅力ある農業経営の実現を図りながら、後継者や新規就農者に対する研修機会や各種団体との交流の機会を設けるなど、国の新規就農給付金を活用しながら新たな農業の担い手の育成・支援に努めます。
- b 本村の農業を支える認定農業者の育成・支援を図るため、「南箕輪村人・農地プラン」の実質化や農地中間管理事業を活用し、効率の良い農地の集積や農作業の受委託業務を推進し、積極的なコスト削減と担い手意識の醸成を図ります。
- c 農用地の高度利用に向け、営農類型^{*56}の確立を図り、担い手の育成強化を促進します。

② 農業経営の近代化・法人化促進

- a 農業近代化に向けて、スマート農業^{*57}の検討を進めることで、機械・設備の整備、パソコン導入等による情報化、経営指導・研修の充実等を図り、農業経営の効率化を促進します。
- b 農家経営の安定化や機械化促進に向け、実効性のある農政関連の各種資金融資・補助制度の整備充実を促進するとともに、情報発信と活用促進に努めます。
- c 農業経営規模拡大、作業効率の向上、担い手高齢化等に対応し、農作業の機械化を促進するとともに、村営農センターと協調し作業の安全に対する意識の高揚を図り、農作業事故防止に努めます。

③ ゆとり農業の推進

- a 農業就業者の高齢化、退職者による就農の増加等に対応し、高齢者の生きがいとしての農業の果たす役割を積極的に評価し、農作業の負担軽減・効率化を図るため、営農類型の開発を農業農村支援センターと調査検討します。
- b 農家労働に果たす女性の役割の重要性を認識し、家族協定の締結推進、女性の体力や志向に適した作物の振興と営農支援体制の確立に努めます。

^{*55} ブロックローテーション：集団転作の手法で、圃場をいくつかのブロック（区画）に分け、毎年転作を実施するブロックをローテーションさせていく方式。農家の公平性確保と転作作物（麦、大豆、そば等）の生産性向上に役立つ。

^{*56} 営農類型：自然環境や地域の特性等を考慮し、村に適合した営農形態を類型化したもの。

^{*57} スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

- c 高齢者や定年退職者、女性等が農業で働くことに魅力と生きがいを持てるようなシステムづくりとともに、農林畜産物加工品の研究・開発と生産、直売所での販売等も促進します。

(3) 営農センターの活動強化

① 南箕輪村営農センターの活動強化

基盤整備推進や営農指導、担い手育成、特産品開発に重要な役割を果たす南箕輪村営農センターの活動強化を図ります。さらに、まっくんファームを中心とした一村一農場を推進していきます。

② 農業関係機関や大学・企業等との連携強化

- a 農業者と密接に関わりながら、優良農地確保、営農指導や集落営農組織育成、生活指導等に重要な役割を果たしている農業農村支援センター、農業開発公社、農業委員会、農業共済、上伊那農業協同組合（JA上伊那）等の関係組織との情報交換や事業連携の強化に努めます。
- b 農業生産や特産品開発の技術面での支援を図るため、信州大学農学部、上伊那農業高等学校、村内外の企業との連携を図り、農家・営農組織、村民との情報交換や共同研究・研修の促進等に努めます。

(4) 戦略的な農業の展開

① 戦略的農業の調査・研究

「南箕輪村農と食の審議会」での調査審議を柱に戦略的な農業展開についての調査・研究、計画づくりを進めます。

② 販売体制の強化

- a 新たな市場開拓を戦略的に展開するために、上伊那農業協同組合（JA上伊那）等の農業団体や信州大学農学部、上伊那農業高等学校等の教育機関、観光協会、商工会等他業種の団体と連携し、都市の消費者ニーズ等、マーケットデータの体系的な収集及び分析を行い、6次産業化の推進を図ります。
- b 作物の品質の向上と均一化、安定供給を促進するとともに、共同選別・共同販売体制の整備に努めます。

③ 消費者との提携の促進

- a 消費者団体やグループ、流通業者等と提携を図り、有機栽培・特別栽培農産物の生産等、環境保全型農業の促進を図るとともに自然環境の改善と健康で安全安心な食生活の実現を目指し、地産地消を進めます。
- b 消費者ニーズの把握と都市消費者との交流を図りながら、生産者・消費者にとって安全安心で顔の見える農業の確立を目指します。

- c インターネット等を利用し、農業者同士や消費者との交流の活発化を図り、多品種少量生産・販売等、新しい生産・販売手法の展開を促進します。

④ 「南箕輪ブランド」の特産品づくり

- a 「健康、安全、安心」をキャッチフレーズとする「南箕輪ブランド」の特産品の開発・生産・情報発信・販売を促進します。また、そのために推奨品認定制度を有効に活用していきます。
- b 農産物の加工・販売に取り組む「大芝高原味工房」の経営改革を進め、自主的な活動を支援するなど、「南箕輪ブランド」の手づくりで味わいのある特産物づくりを推進します。ブランド米「風の村米だより」の作付け及び消費・販売の拡大を図ります。

(5) 酪農・畜産の振興

① 酪農・畜産経営の安定化

- a 酪農・畜産の安定生産と経営の健全な発展を図るため、市場の動向に的確に対応するとともに、生産性の向上、生産体制の整備等経営基盤の強化を図ります。
- b 豚熱（CSF）や牛海綿状脳症（BSE）、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の生活に重大な影響を及ぼす感染症の情報収集に努めるとともに、各種疾病の発生予防のため、防疫体制の強化を図ります。
- c 畜産農家の生活支援を図るため、ホームヘルプサービス体制の継続支援に努めます。

② 糞尿処理対策

地域の環境汚染防止と地力の維持向上を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、経営の安定化に配慮しながら、家畜排せつ物を資源化し耕畜連携を図ります。

(6) 林業ゾーンの形成

- a 森林の多面的な機能の発揮に向けて、「南箕輪村森林整備計画」の基本方針のもと、それぞれの区分の特性に応じて森林の保全と活用を図ります。
- b 国土の保全、水源かん養、環境保全、生物多様性の適正な管理、森林の公益的機能の維持・増進を目指し、今後の森林整備の在り方や新たな森林管理システム等の検討を行いながら、森林所有者への森林整備の説明を行っていきます。

(7) 森林整備と活用

① 森林整備事業の導入

「南箕輪村森林整備計画」に基づき、森林所有者からの要望や整備が必要な森林については積極的な事業導入を図ります。大芝村有林については、松くい虫等の被害対策を踏まえ、「大芝村有林森林整備基本計画」を見直すなど森林整備を進めます。

② 森林資源の有効活用

- a 地域間伐材を有効利用するため、薪、木質ペレット、木炭等のバイオマスエネルギーの活用や木製品への活用等について、情報提供を図ります。
- b 公共施設への地元産木材利用や、バイオマスエネルギー導入に努めます。
- c 飛地について、信州大学との共同調査を進めながら有効な森林資源の活用を図ります。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	耕作放棄地の面積【戦略】	11.1ha	9.5ha	8.6ha
		※農地パトロールの結果確定値		
活動指標	中核的経営体が地域の農用地に占める面積のシェア【戦略】	50.9%	52.7%	65.0%
		※実績値(中核的経営体の農地経営面積/村全体の農地面積)		

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	地域の農地を有効活用し、農業発展のための担い手の確保	72人	95人	95人
		※担い手数		
	認定農業者数【戦略】	45人	37人	44人
		※認定数		
	新規認定就農者【戦略】	2人(第4次後期中)	5人(第5次前期中)	5人(第5次後期中)
		※就農者数(総合計画期間中に新規認定した人数)		

施策4-3 観光の振興



現状と課題

本村の観光資源としては、大芝高原（道の駅、信州大芝高原みんなの森、スポーツ施設、大芝の湯、大芝高原味工房、大芝湖、キャンプ場等）を中心に、権兵衛峠（ハイキング）、経ヶ岳（登山、トレイルランニング）、沢尻不動尊（寺社参詣）等の多彩な観光資源があります。

また、本村は中央自動車道伊那インターチェンジがあり、権兵衛トンネルの開通に伴い、伊那谷～木曽谷観光ルートの入口に位置するという有利な立地条件を有しています。

しかし、これらの魅力ある観光・交流資源は、季節により活用されない時期があり、年間通じて安定した観光客の確保が必要となっており、また、自然志向・健康志向の高まりや癒しを求めるニーズも増大しています。

このため既存観光・交流資源の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、体験型観光、通年型の観光地づくり、交流人口・関係人口の増加に向けた多面的な取組みを村一体となって進めていく必要があります。

施策の方向

交流人口・関係人口の増加と地域活性化に向け、ポストコロナ時代の新しい未来を構築するため、「新たな日常」に対応した、多様でこだわり志向の強い観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

施策の体系

4-3 観光の振興

- (1) 大芝高原の整備と活用
- (2) 広域観光ルートの確立
- (3) 新しい南箕輪村の魅力開発

施策

(1) 大芝高原の整備と活用**① 大芝高原の魅力化**

- a 信州大芝高原の各種計画に基づき、大芝高原のより一層の充実を図ります。
- b 森林の持つ“癒し効果”を活用した健康増進やリハビリテーション等の森林セラピーといった体験型観光サービスの充実に向けた体制づくりを促進します。
- c 公園内の案内看板は、意匠の統一等観光客にわかりやすい案内システムの整備を図ります。
- d 「大芝高原味工房」を拠点に、地域農業と連携した「南箕輪ブランド」の特産品の開発・販売を促進します。
- e 大芝高原まつりの魅力化を図るとともに、大芝高原全体の施設や自然を活かし、観光協会と連携した観光イベントや農林業体験等、南箕輪村の個性を打ち出した観光を促進します。
- f 長期滞在やワーケーション、個人、団体客に対応できる滞在施設の充実を検討します。
- g 老朽化の進んでいる施設やふれあい交流センター等大芝高原内施設の維持修繕やバリアフリー化等を計画的に行い、観光客の誘致に努めます。
- h 大芝高原周辺を観光・スポーツ、各種イベント等を幅広く通年有効利用できる場所にしていきます。

② 大芝高原施設の利用促進

- a 高齢者等が利用しやすいように、大芝高原への交通手段を充実します。
- b 大芝高原内の複数施設を気軽に利用しやすくなるような仕組みに構築していきます。

③ 大芝高原の販売機能の強化

- a 大芝高原内の販売店の魅力化を図ります。
- b 大芝高原と合わせて、村内店舗等の情報発信を行い、村内観光拠点や広域観光ルートの立ち寄り拠点作りを推進します。

(2) 広域観光ルートの確立**① 伊那谷～木曽谷観光ルートの形成**

- a 伊那谷や木曽谷を巡る観光ルートの確立に向けて、SNS の活用、村ウェブサイトや観光パンフレット等による情報発信の充実を図ります。
- b 旅行代理店等に、伊那谷～木曽谷観光ルートに、大芝高原や観光農園での体験、健康観光イベント等を含めた企画を働きかけます。
- c 木曽谷の観光関係機関との連携・協力を促進します。

② 上伊那の観光ルートの確立と広域観光の推進

(一社)長野伊那谷観光局や北部観光連絡協議会と協調し、中央自動車道伊那インターチェンジを基点とした上伊那の観光ルートの確立や北部3町村の連携を進めていきます。

(3) 新しい南箕輪村の魅力開発

① 南箕輪村らしい地域資源の追求

- a 商工会や観光協会等の関係団体と連携し、南箕輪村に眠る素材の発見（再認識）と新しい南箕輪村の良さの創出（開発）を目指します。
- b 観光協会・信州大学農学部・上伊那農業高等学校や村内商工業者・農業者等と連携して、新たな地域資源の商品化や観光資源としての活用等、6次産業化を促進します。
- c 経ヶ岳バーティカルリミット等南箕輪村らしい地域資源の活用に取り組み、経ヶ岳及び権兵衛峠への誘客を促進します。

② 観光農業の促進

- a 観光と農業が連携し、米・野菜・果樹等の作物を活用した観光農園の整備を促進します。
- b 南箕輪村独自のブランド特産品の開発・生産・販売等、6次産業化を促進します。また、地域のニーズ、消費者志向にあった農産物の加工・販売を促進します。

(4) 観光協会を軸とした観光の促進

観光協会事業に対する支援や連携を図りながら観光振興を促進します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	大芝高原の利用者数 【戦略】	616,435人/年	599,472人/年	620,000人/年
		※年間の大芝高原内施設利用者数		
活 動 指 標	観光PRイベント開催回数 【戦略】	11回/年	24回/年	24回/年
		※年間の開催回数		
	「ふるさと名物」商品化件数 【戦略】	—	8件	14件
		※「ふるさと名物」認定商品件数（累計）		
	経ヶ岳・権兵衛峠を活用した イベントにおける登山者数 【戦略】	—	1,600人/年	2,000人/年
		※年間の経ヶ岳・権兵衛峠を活用したイベント登山者数		

基本目標5 住みやすい環境づくりを進める村

施策5-1 道路・交通網の充実



現状と課題

本村の道路は、広域高速交通網として、松本・長野 / 東京方面と名古屋方面を結ぶ中央自動車道が南北を貫いており、伊那市との境に伊那インターチェンジがあります。そして「リニア中央新幹線の開業計画」に伴い、より広域的な道路網整備の検討が進められつつあります。

広域道路網として、国道153号が中段東部を、国道153号バイパスが下段を南北に走り箕輪町・伊那市と結んでいるほか、国道361号が上段南部を東西に走り伊那谷と木曽谷を結んでいます。

県道吹上北殿線、同伊那北殿線は広域的な国県道からの分岐・分散の重要な路線ですが、未整備区間では、車のすれ違いや歩行者の安全確保が困難な状況です。また、県道伊那箕輪線は中段を南北に走り箕輪町・伊那市と結んでいます。消防広域化等により、路線の重要性が高まっています。村道6号線は村内を東西に貫く重要幹線道路であり、国道153号バイパスとの連絡が切望されます。

村民の生活を支える村道は、地区計画等により道路改良が進められていますが、周辺事情等により緊急車両の通行等に支障をきたしている路線もあります。また、橋梁や道路舗装等の老朽化が進んでおり、定期点検やインフラ長寿命化計画等に基づき、計画的に修繕していく必要があります。

公共交通については、JR飯田線が村東部を南北に走っているほか、バス路線（村内巡回バス（まっくんバス）、伊那本線、西箕輪線）が設定されており、村民の足として重要な役割を担っています。今後、バス路線はもとより、新しい技術やサービスの研究を進めながら、利便性の向上に努めていく必要があります。

施策の方向

広域的アクセスの向上と村内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、村全体だけでなく、広域的な交通網や交通需要等を把握し、村内道路網の長期・計画的な整備を行うとともに整備済み道路の適正な維持管理を行います。また、公共交通に対しては、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じて少しでも安心して利用できるようにするとともに、公共交通機能の利便性の向上に取り組めます。

施策の体系

5-1 道路・交通網の充実

(1) 道路網の整備

(2) 公共交通機関の充実

施策

(1) 道路網の整備

① 道路整備計画の推進

国・県・広域連合と連携して、中長期にわたる「上伊那地域幹線道路網構想・計画書」に基づき道路整備計画を推進します。

② 幹線道路の整備

- a 県道吹上北殿線、同伊那北殿線の未整備区間の整備を促進します。
- b 村内幹線道路の機能を高めるために、上伊那地域幹線道路網構想・計画に基づき隣接自治体及び上伊那広域連合と連携協力し実現を目指します。
- c 都市計画道路は、優先順位の高い路線から整備の検討をしていきます。
- d 幹線道路の整備にあたっては、地元地区と十分に協議します。

③ 生活道路の整備

- a 安全で快適な生活環境の確保に向けて、地区との協働により、道路幅員の拡幅や側溝の整備、老朽化した舗装の修繕等、生活道路の整備を図ります。

- b 市街地・集落・通学路等、歩行者が多い区間の歩道の整備や段差解消、また、グリーンベルトやイメージハンプ^{* 58}による安全対策等歩きやすい道づくりを推進します。
- c 道路の維持・管理・補修について、住民参加型の道路管理手法を取り入れます。
- d 狭い踏切道が多く、歩行者や車の通行に支障があるので、踏切道の拡幅に努めます。

④ 橋梁の修繕計画

橋梁の定期点検と「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁への補修を検討します。

⑤ 道路の環境整備

主要幹線道路の沿線に樹木等の環境整備を進めるとともに、沿線の村民との協働により美化緑化活動を実施します。

(2) 公共交通機関の充実

① 鉄道交通の充実

- a 交通の利便性の向上に向け、村の玄関口としてＪＲ各駅の周辺環境整備等を進め、ＪＲに対しては踏切の拡幅等を要望します。
- b 村内の駅前公衆トイレや駐輪場の適切な維持・管理により、鉄道利用者の快適性と利便性を向上させるとともに、ＪＲ飯田線活性化期成同盟会とも協力し、ＪＲ飯田線の利用促進活動を行います。

② バス交通等の確保・充実

- a 公共交通については、近隣市町村との連携を図ることで、効率性や利便性の向上につながる面があります。新しい技術やサービスの研究を進めながら、公共交通の充実を目指し、また、現在あるバス路線については、運行維持のための支援を行います。
- b 福祉移送サービスをはじめ、児童・生徒や高齢者、障がい者等交通弱者が利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- c 地域公共交通会議の意見を踏まえ、生活の足を確保する交通手段として、まっくんバス運行を基本としながら、路線バス、スクールバス等を含めた、利便性の高い交通システムを整備します。

^{* 58} イメージハンプ：道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたもの。ドライバーに注意を促し、自動車の速度を落とさせるために設ける。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	バス等の公共交通機関の利便性	11.4%	12.9%	14.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	まっくんバス利用者数	15,775人/年	13,220人/年	14,000人/年
		※年間の乗車人員数		

施策5-2 住宅・公園・緑地の整備



現状と課題

本村の公営住宅については、「南箕輪村営住宅等長寿命化計画」に沿って維持管理を行っています。が、少子高齢化、核家族化により、急増する個人所有の空き家対策も課題となりつつあります。

都市公園である大芝公園については、各種スポーツ施設やキャンプ場、遊具や遊歩道、大芝荘、大芝の湯、大芝高原味工房等を整備し、多くの人たちの憩いの場となっています。また、信州大芝高原みんなの森は森林セラピーロードとして認定されており、スポーツ施設や大芝高原味工房に併設した森の交流施設や足湯等とともに健康づくりの場となっています。

近年、公園施設の老朽化が進んでおり、大芝公園等の都市公園は「南箕輪村公園施設長寿命化計画」に沿って維持管理を行っています。今後は、公営住宅の適正管理、民間優良住宅の建設、身近な公園・緑地の整備促進を考えていく必要があります。

墓地、火葬場については、生活環境との関係で開設には配慮が求められる一方、村民にとってどうしても必要な施設です。また、墓地経営することはその性質上、永続性、非営利性が求められておりますので、法律によって自治体若しくは宗教法人に限られています。

最近では少子化、核家族化が進み、家制度の意識も希薄化しており、墓地の無縁化も懸念されつつあります。現状でも永代使用ができないという理由により、年間10件ほどの返還事例があり、その経営管理は容易ではなく、新たな墓地公園の整備は慎重に検討しなければならなくなっています。

施策の方向

潤いのある生活環境と安全で良好な住環境の実現に向けて、住宅地の整備、高齢化に対応した住宅の整備、身近な公園・広場・緑地の整備と活用等を促進します。

現在の墓地公園の適切な経営維持を基本として、それを大幅に超える需要が見込まれる場合は、墓地の無縁化を防ぐため、合葬式墓地^{*59}等の新しい利用形態の導入も含め、墓地公園整備に取り組みます。

施策の体系

5-2 住宅・公園・緑地の整備

- (1) 住宅・宅地対策
- (2) 村民の憩いの場の創出
- (3) 緑の環境保護と創出
- (4) 墓地公園の適正配置と適切な維持管理

施策

(1) 住宅・宅地対策

① 村営住宅の適切な維持管理の推進

村営住宅の安心安全な入居環境づくりを進めるとともに、「南箕輪村営住宅等長寿命化計画」に沿った適切な維持管理を推進します。

② 安全で快適な住宅・住環境の整備

生活道路や公園の整備、下水道の適正な維持管理整備、家並み景観の向上、公開空地（オープンスペース）の確保、「南箕輪村景観計画」に従った快適で安全な居住環境づくりを進めます。また、民間事業者との調整、協議等により、適正な住宅地開発を促すことで、効率的に社会基盤を整備します。

③ 住宅のバリアフリー化の促進

保健・医療・福祉部門と建築家・工務店・住宅メーカー等が連携し、誰もが安全に日常生活を送ることのできるバリアフリーの住まいづくりを促進します。

^{*59} 合葬式墓地：個々に墓石を建立せず、遺骨を共同で埋葬する形式の墓地のこと。

④ 空き家対策

空き家バンクへの登録を推進し、村内の空き家等の有効活用などへの支援を行い、空き家等の適切な管理、利活用を促進していきます。

(2) 村民の憩いの場の創出

① 公園の充実

- a 地域住民の要望をもとに、身近に利用できる公園や広場、子どもの遊び場としての小規模の公園の整備を、地域住民と協働しながら検討します。
- b 公園管理については、主に地元区等、地域住民で行っていますが、さらに村民の自主的な管理を促進します。
- c 老朽化していく公園施設の維持・管理・更新について、地域住民と協議しながら整備していきます。
- d 誰もが安心して利用できるよう、遊具の安全対策等安全・安心な公園環境づくりとユニバーサルデザイン化を進めます。

② 市民農園の整備

村民の余暇活動の充実、癒しやふれあいのある農業体験を推進するため、現在のふれあい農園の充実、また、耕作放棄地化した農地の活用など、ニーズに応じて市民農園の拡大を図ります。

③ 経ヶ岳と権兵衛峠の整備と魅力創出

登山者が気持ちよく登山できるよう、登山道の環境整備や誘客の促進、情報発信に努めます。

(3) 緑の環境保護と創出

① 大芝高原の維持管理と活用の推進

- a 大芝高原内の施設については、指定管理者と協議しながらニーズに合った適正な維持管理に努めます。
- b 癒しの森として大芝高原を活用できるよう、関係部署が連携し、活動メニューづくりや森林を案内できるスタッフの育成を図ります。
- c 「大芝村有林森林整備基本計画」の見直しを図り、松枯れの間伐や大芝森林材の利用拡大の仕組みづくりを検討していきます。
- d ボランティアの育成を図り、大芝高原の自然とふれあう機会を拡充するため、各種観察会や自然体験会、野遊び講座等を村民と協働で開催します。

② 信州大芝高原みんなの森の充実

森林協議会や各種団体、県と連携して信州大芝高原みんなの森をさらに魅力あるものにします。

③ 緑化推進活動

- a 道路や堤防、公共公益施設等の緑化を進めるとともに、工場・作業所・住宅等の緑化を促進します。

- b みどりの少年団や地域緑化活動を推進するため、森林ボランティア等の活動や人材育成支援を行います。

(4) 墓地公園の適正配置と適切な維持管理

① 墓地公園の維持管理と新規造成の検討

- a 墓地公園について利用者負担を求め、適切な維持管理に努めます。
b 住民要望等ニーズを把握した上で、墓地公園の新設を含めて検討を行います。

② 火葬場の利用

火葬については、引き続き伊那市、駒ヶ根市等の火葬場を利用します。

③ 適正な墓地経営の許可

墓地経営の申請が提出された場合は、環境、状況等十分に検討し、適正に許可、不許可の判断をします。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	ゆったりと過ごせる公園等がある	36.7%	39.6%	41.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	松くい虫被害 枯損木処理本数	—	145本/年	250本/年
		※年間の枯損木処理本数		
	市民農園面積 【戦略】	0.2ha	0.3ha	0.3ha
		※ふれあい農園の面積		
	〈再掲〉経ヶ岳・権兵衛峠を 活用したイベントにおける 登山者数 【戦略】	—	1,600人/年	2,000人/年
		※年間の経ヶ岳・権兵衛峠を活用したイベント登山者数		

施策5-3 水循環・水環境の整備



現状と課題

水は基本的に『降水⇒土壌水⇒地下水⇒地表水（河川・湖沼）⇒海洋（⇒蒸発⇒降水）』という循環系を形成しています。

水環境は水質・水量・水生生物・水辺地といった水に関わる重要な環境要素によって構成され、良好な保全・整備が求められています。

本村の生活用水は村営水道のほか、神子柴簡易水道と伊那市営水道によってまかなわれており、普及率は99.9%です。村営水道では給水量の約87%を長野県上伊那広域水道用水企業団から受水しており、水質、水量の確保、安定化が図られています。

引き続き各種水道施設等の更新、水質管理体制の強化を図り、ライフラインとして村民の生命・都市機能の維持と安定供給に努めます。

また下水道については、農業集落排水が公共下水道に統合され、面整備もほぼ完了しています。今後は施設の維持管理を中心に、「公共下水道ストックマネジメント^{*60} 修繕・改築計画」に沿った長寿命化対策を図りながら、下水道への接続等を促進して、公共用水域の水質改善や自然環境の保全に役立てるとともに、生活環境の改善に努めます。

河川においては、未改修部分や老朽化等により傷みの激しい箇所がみられます。効率的な治水利水のためにはしっかりとした水環境の整備が必要です。

施策の方向

安全で良質な水の安定供給と快適な居住環境を確保するため、各種計画をもとに水資源の確保や水質の保全、上下水道事業の推進や水循環・水環境の整備等を図ります。

^{*60} 公共下水道ストックマネジメント：下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

施策の体系

5-3 水循環・水環境の整備

- (1) 水資源の利用と保全
- (2) 上下水道の整備充実
- (3) 河川・水路の整備と活用
- (4) 治山・治水

施策

(1) 水資源の利用と保全**① 水源の保全**

- a 水源の保全とかん養のため、広域的に関係機関や村民と連携しながら、源流地帯の森林の保全・育成を図ります。
- b 水源の汚染を防止するため、定期的な水質検査を行うとともに、監視・保護体制の整備・強化・村民への公表に努めます。

② 水質汚濁防止の推進

- a 下水道への接続や合併浄化槽の設置等を促進します。
- b 河川への環境負荷を低減するため、家庭で手軽にできる生活排水対策、下水道の適正な使用方法についての普及を図ります。
- c 水質汚濁防止法、村条例等に基づく工場・事業者等に対する指導と、法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。
- d ゴルフ場や農地への農薬・化学肥料の使用を可能な限り抑制するよう働きかけます。

③ 水資源の有効活用の促進

水道施設の効率化と節水意識の高揚を図ります。

(2) 上下水道の整備充実**① 安全で豊富な水の供給**

- a 漏水を防止し、水を有効に利用するため、関係機関の各種工事を念頭に連携を図りながら「経営戦略」に沿って老朽管の更新を進めます。
- b 地震災害等に備え、水道施設の耐震化、非常用水源の確保、施設の管理図面や台帳等の二重保存・データ化、給水車・給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化を進めます。

- c 事務・事業の一層の効率化を図るとともに、必要に応じて適正に料金等を見直し、経営の健全化を図ります。

② 下水道事業の推進

- a 公共下水道の面整備はほぼ完了しているので、引き続き公共下水道への接続を促進するとともに、「ストックマネジメント計画」に沿った下水道管渠及び浄化センターの修繕改築工事を進めます。
- b 下水道等集合処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- c 下水道事業の「経営戦略」及び「ストックマネジメント計画」に沿って、経営の健全化と効率化を進めます。

(3) 河川・水路の整備と活用

① 未改修河川の整備

- a 一級河川の未改修部分について、引き続き県に整備を要望します。
- b 準用河川の適切な維持管理を図るとともに、計画的な改修整備を検討します。
- c 河川の改修にあたっては、多自然型工法の採用等、自然環境・景観に配慮し、潤いのある親水空間の整備を推進します。

② 用悪水路の改修整備及び維持管理

必要に応じて用悪水路の改修を進め、適切な維持管理体制の整備を図ります。

③ 親水空間の充実

- a 河川管理について、地域住民と協働して適正な管理を図るとともに、村民の河川愛護の取組みを支援・促進します。
- b 水質の汚濁防止の取組みを促進するとともに、水辺の自然環境・景観の保全・創造、遊歩道や親水公園の整備等、親水空間の整備・活用を促進します。
- c 村民グループの先進的な取組みと努力で維持されている「田畑半沢ホタルの里」、「不死清水（しんずらしみず）」等の、村民の自主的な取組みを支援・促進します。

(4) 治山・治水

山林の保全に努めるとともに、急傾斜地の崩壊や土石流等の危険箇所における防災対策事業の促進と村内2箇所の霞堤への逆流時における対策について検討を進めるなど、治山・治水対策の充実を図ります。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	水道の整備が進んでいる	56.3%	51.7%	57.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	管路耐震率	8.3%(平成28年度)	9.5%	10.6%
		※「上水道事業経営戦略」の耐震管更新工事計画による		

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	下水道の整備が進んでいる	57.1%	53.3%	58.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	下水道普及率【戦略】	99.80%	99.84%	99.90%
		※生活排水処理状況調査		
	水洗化率【戦略】	84.5%	92.6%	95.5%
		※水洗化率実績調査		

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	自然が豊かで潤いがある	76.8%	78.0%	80.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	河川愛護活動の実施回数【戦略】	11回/年	12回/年	12回/年
		※年間の河川愛護活動の実施回数		

施策5-4 情報化社会の構築



現状と課題

情報通信技術（ＩＣＴ）が発達することに伴い、生活の中でのネットワーク利用は急速に拡大しています。村においても電子申請サービスなどの行政手続きのオンライン化を進めており、マイナンバーを利用した各機関との情報連携を推進し、行政の手続きの効率化・村民の利便性の向上を図るとともに、重要な個人情報扱うことから、併せて情報セキュリティの強化の対策を行っています。

行政情報の発信については、住民が必要とする情報を効果的に配信することが重要ですが、スマートフォンの普及増加に伴い、SNS を利用する人も相当数あり、行政情報を受ける側の形が変わってきています。発信の形態も多様な手段を活用する取り組みが必要です。

村では、ＩＣＴを活用した行政情報発信の充実を図るよう努めています。

伊那ケーブルテレビジョン（株）の専用チャンネルにおいては、村の広報番組を放送するとともに音声合成機能のある文字情報の放送も行い、視覚障がい者にも配慮した情報発信を行っています。さらに、防災情報など緊急性の高い情報については緊急割り込み放送により情報伝達を行っています。

村ウェブサイトは、その内容や検索機能の充実に努めています。年齢・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、村ウェブサイトを利用しやすくするための規格となるウェブアクセシビリティはＡＡを達成しており、高齢者や障がい者にも利用しやすくなっています。また、メール配信サービスを活用し、登録者に火災・防犯・災害の緊急情報や入札関係情報や、イベント等の村からのお知らせ、保育園・学校の情報の迅速な提供を行っています。

施策の方向

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した行政サービスの利便性向上を推進するとともに、誰もが安心・安全な電子情報の利活用ができる環境の整備を促進します。

施策の体系

5-4 情報化社会の構築

- (1) 行政手続きのオンライン化の推進
- (2) 情報セキュリティの強化
- (3) 情報網の拡充
- (4) 情報提供の充実・促進

施策

(1) 行政手続きのオンライン化の推進

- a 「ながの電子申請サービス」などを活用し、行政手続きの簡素化、住民の利便性向上を図ります。
- b マイナンバーカードの取得を推進し、行政サービスの向上を図ります。

(2) 情報セキュリティの強化

- a サイバー攻撃に耐えうるシステムを構築します。
- b 情報セキュリティに関する職員教育を強化します。

(3) 情報網の拡充

- a 民間企業による高速・超高速情報網の整備を促進するとともに、伊那市有線放送農業協同組合や伊那ケーブルテレビジョン（株）を活用した新たな情報ネットワークについて研究します。
- b 防災や福祉分野等の行政情報の迅速かつ的確な伝達のために、情報通信基盤の利用を推進します。
- c 観光、地域ブランド商品等の宣伝・販売についてはインターネットを利活用し、産業の活性化や地域振興に結びつけます。
- d 主要施設において無線 LAN を利用できる環境整備を推進していきます。

(4) 情報提供の充実・促進

- a 村ウェブサイトの即時性を活かし、行政情報や議会情報の迅速な提供を図ります。
- b 電子メールを使った行政情報の提供を推進しながら、適宜配信に努め、メール配信サービス登録者の増加を図ります。
- c 村のイメージアップと住民活動の活性化、産業の振興等のために情報の積極的発信を促進します。
- d SNS の活用等、情報発信ツールの拡充を検討します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	公共の場で、インターネット 環境が充実している	—	12.8%	14.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動 指標	村ウェブサイトへの1月 あたりのアクセス件数	8,477件	14,278件	19,000件
		※月間平均の実績値		
	メール配信 サービス登録数	3,400件	5,717件	6,500件
		※実績値（その年の総数）		

基本目標6 自然と共生する魅力あふれる村

施策6-1 循環型社会の形成



現状と課題

平成15年度(2003年度)から上伊那広域連合で取り組んでいるごみ処理有料化制度実施に伴い、ごみ全体の排出量は減少しています。

最近では、古紙類の資源化ルートが確立されたことにより、民間事業者が独自に店頭にて古紙回収を開始しており、村民は排出しやすい事業者の店頭に持ち込んでいることも排出量減少の一因となっています。

しかしながら、可燃ごみに含まれる紙類の資源化、生ごみのリサイクル化(堆肥化)への取組みによるごみの減量化が課題として残っています。

また、新ごみ中間処理施設(上伊那クリーンセンター)の開始に伴い分別方法が一部変わり、資源プラスチックが燃やせるごみとして排出される傾向がみられます。

村内には不法投棄が依然として見受けられ、村民のモラル向上のための継続した啓発・広報活動が必要です。

施策の方向

循環型社会のさらなる推進に向け、ごみの排出量抑制や資源化率の向上、し尿の適正処理、環境美化等を推進します。

施策の体系

6-1 循環型社会の形成

(1) ごみ処理対策

(2) し尿処理対策

施策

(1) ごみ処理対策

① ごみの排出量の抑制と資源化率の向上の推進

- a ごみの排出を抑制し、資源化率を向上させるため、4 R の広報促進やごみの組成調査を行い、ごみの実態を把握します。
- b 分別を徹底するため、広報等啓発活動や村民向けの出前講座の充実、学校教育での環境学習の推進など循環型社会形成に向けた意識の啓発に努めます。なお、ごみの分別、搬出等の際は、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に配慮するよう広報します。
- c 家庭ごみを減量するため、広報等による生ごみの削減啓発や継続的な生ごみ処理機設置に対する補助を行います。

② ごみ処理広域化における分別・排出方法の研究

ごみの分別ルール遵守が後退することのないよう、上伊那全市町村とともにごみの排出量抑制や資源化率の向上の研究をします。

③ 不法投棄の防止

村内パトロールを実施し、モラル向上に向けて看板設置、広報紙による広報、メール配信等による啓発活動を行います。早期発見、迅速な対応に努めるとともに、悪質なケースにおいては、県や警察署と連携して対応します。

④ 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理が行われるように、県等と連携して必要な処置を講じます。

(2) し尿処理対策

ストックマネジメント計画に沿った公共下水道施設等の長寿命化を図るため、適正な維持管理を行います。また、し尿等を処理している伊那中央衛生センター（伊那中央行政組合）が老朽化しているため更新を行い、衛生的なし尿処理体制の維持・管理に努めます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成 果 指 標	ごみの収集や資源の 回収が進められている	55.7%	58.1%	59.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活 動 指 標	ごみ1人1日排出量 (家庭系)	454g/人/日	417g/人/日	400g/人/日
		※ごみ1人1日排出量		
	生ごみ処理機設置世帯数 (補助金交付件数)	476戸	623戸	713戸
		※設置世帯数(累計)		
	ごみの資源化率 (家庭系)	21.9%	15.2%	18.8%
		※上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画による		

施策6-2 自然環境の保全・活用



現状と課題

近年、地球温暖化の影響と思われる地球規模の異常気象が頻発しており、多くの被害が発生しています。村では地球温暖化対策を推進するため令和2年（2020年）6月5日に気候非常事態宣言を行いました。

この地球温暖化をはじめとする環境問題から、公共用水域の汚濁等の身近な環境汚染まで、様々な環境問題に取り組んでいくためには、住民意識の向上を図りながら、村と村民一人ひとりとが協働のもとに、一緒に取り組んでいく必要があります。

また、自然環境の保全・二酸化炭素排出削減のためには、省エネルギー政策の推進と積極的な再生可能エネルギーの利活用が重要な役割を担っています。

里山においては、間伐期を迎えながら手が入らない部分が見られます。また、松くい虫被害量が増大しており、今後も被害の拡大が懸念されます。飛地においては、県の治山事業により間伐、山腹工事が実施され、また、村では森林の里親促進事業等による森林整備が進められていますが、なお間伐期を迎えながら未整備の部分も多く残っています。

施策の方向

自然とともに、安心して快適に暮らせる村を目指し、環境行政の推進に努めます。また、令和32年（2050年）、二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指し、有効な施策を検討します。

施策の体系

6-2 自然環境の保全・活用

（1）環境行政の推進

（2）緑の保全と活用

施策

(1) 環境行政の推進

① 「環境基本計画」の推進

「環境基本計画」に基づき、村民・事業者・行政が協働して取組みを進めます。

② 地球温暖化対策の推進

- a 村が行う事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するために、「南箕輪村地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組みを推進します。
- b 脱炭素社会の実現のために、県や他市町村とも協力し村民・事業所への啓発活動など村が率先して地球温暖化対策に取り組みます。

③ 環境の保全に関する条例に即した施策の推進

- a 環境の保全に関する条例や関連条例等に基づき、自然環境の保全、生活環境の保全、水環境の保全あるいは公害の防止に向けて、時代に即した施策を推進します。
- b 野焼きや農地のたい肥処理等、住民意識の相違からくる苦情がなくなるよう村民の相互理解を深めます。
- c 定期的な水質検査、大気調査を行い、監視・保護体制の整備・強化を図ります。
- d 工場・事業所等に対して水質汚濁防止法、村条例等に基づく指導と法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。
- e 住民グループの先進的な取組みと努力で維持されている「田畑半沢ホタルの里」、「不死清水」等における、村民の自主的な取組みを支援します。

④ 新エネルギー導入の推進と研究

「地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギー施設の導入を推進しながら、関連しておこりうる新たな環境問題を研究し、対策に取り組みます。

(2) 緑の保全と活用

① 森林整備・保全の充実

- a 貴重な水資源と森林資源を抱える飛地については、国・県の治山事業を活用しながら適正な保全と維持管理を図ります。
- b 「大芝村有林森林整備基本計画」の見直しを図り、松枯れの間伐や大芝森林材の利用拡大の仕組みづくりを検討していきます。

- c 私有林は、国や県の補助金に該当する事業や森林環境譲与税、森林づくり県民税を利用しながら、森林整備の促進を支援します。
- d 経ヶ岳等の飛地は、信州大学との共同研究を進めながら森林整備の促進と資源の活用を図ります。
- e 森林の保全に向けて、間伐材の片づけを行う森林ボランティアの育成を図ります。

② 里山の保全と活用

かつては里山として親しまれてきた各地域の平地林、段丘林を保全し、有効活用するために、森林整備計画に基づく整備を促進するとともに、森林整備等に関する相談体制の充実を図ります。また、村木であるアカマツを大切に守り育てるため、松くい虫被害対策を進めるとともに、赤松材の活用拡大を図ります。

③ 自然学習の推進

学校教育・社会教育等を通じた環境教育・自然体験学習を推進し、村民の自然環境保全意識の高揚を図ります。

④ 自然保護

国から「生物多様性保全上重要な里地里山」の指定を受けた田畑・大芝地区を中心として、村民の協力による自然観察、自然体験や環境教育等を通して村民の自然環境保全意識を高め、生物多様な地域の保全を図ります。

また、保全活動について、村民に広報していきます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	騒音・振動・悪臭・大気汚染等の公害問題が少ない	55.0%	53.0%	56.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	温室効果ガス排出量	1,009t-CO ₂ /年	1,053t-CO ₂ /年 (平成30年度)	1,002t-CO ₂ /年
		※年間の村の公共施設（指定管理施設除く）の温室効果ガス排出量		
	公害苦情処理件数	59件/年	41件/年	40件/年
		※年間の処理件数		

施策6-3 景観の整備・形成



現状と課題

美しい景観は、本村の貴重な資源であり、自然環境の保全と合わせて豊かな暮らしに欠くことのできない財産です。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地方自治体も増えてきています。

本村は平成27年（2015年）4月に景観行政団体へ移行し、景観計画の全面施行により景観の保全に努めています。また、南原区では景観形成住民協定が締結され、無秩序な開発を防いでいます。

今後は、村民の理解と協力のもと、自然景観や街並み景観の保全に努め、美しい景観を形成していく必要があります。

施策の方向

快適で美しい村の景観形成を図るとともに、村民の合意に基づき、本村特有の自然景観や田園・山並み等の景観と共生する街並みの保全と計画的な景観づくりを進めていきます。

施策の体系

6-3 景観の整備・形成

- （1）景観の保全（面の景観）
- （2）景観の保全（軸の景観）
- （3）景観の創生

施策

(1) 景観の保全（面の景観）

本村特有の自然景観や田園・山並み等と共存する街並みは貴重な景観資源となっているため、村民や関係機関と連携をとりながら、「南箕輪村景観計画」の地域区分である「山地・森林地域」、「田園地域」、「住宅地域」、「商工業地域」等地域の特性を活かした景観の保全・形成に努めます。

(2) 景観の保全（軸の景観）

村には、「河川」、「段丘」、「沿道」といった「軸」の景観があり、様々な「面」の景観を通して連なり、特色ある景観を作り出しています。景観の保全・育成が必要な地域がさらに魅力あるものとなるよう、景観形成に努めます。

(3) 景観の創生

景観形成村民団体や三風の会^{*61}等と連携して、後世に残したい景観の創生に努めます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	田園風景等の景観がよい	64.1%	63.1%	65.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	景観計画区域内における 届出内容の適合率	—	100%	100%
		※届出のあった行為のうち、景観形成基準に適合している率		
	啓発活動回数	0回/年	2回/年	2回/年
		※景観講演会、まちなみウォッチング、広報活動等		

^{*61} 三風の会：伊那谷の生きた遺産として「風土・風景・風格」を継承するため、産官学、住民がチームとなって「三風の会」を発足。現在、伊那西部広域農道をモデルライン「伊那谷風土記街道」に設定し、必要な看板については、三風モデルのデザインマニュアルに沿ったものの統一を目指している。

基本目標7 協働と満足度の高い行政経営を進める村

施策7-1 参画・協働の推進



現状と課題

本村では、むらづくり委員会や各種審議会等、行政計画の策定への住民参画を推進しているとともに、地区計画策定への住民参画を推進しています。

他団体との協働については、村内に総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」があり、社会体育・地域文化の面で大きな役割を果たしています。

また、広報紙や村ウェブサイトを中心とする広報活動を推進するとともに、各種計画策定時のアンケート調査の実施等の広聴活動を行っています。さらに、村ウェブサイトの各ページから問合せや提言ができ、また、役場と図書館で「村長への手紙」の投函が誰でもできるようになっています。

南箕輪村情報公開条例、南箕輪村個人情報保護条例のもと、村の保有する情報の情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しているほか、多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。

今後は、これらの取組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなむらづくりの仕組みとして定着するよう、村民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の方向

村民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のむらづくりを目指します。

施策の体系

7-1 参画・協働の推進

- (1) 住民参画の推進
- (2) 広報・広聴活動の充実
- (3) 情報公開の推進
- (4) 住民団体、ボランティア等の育成・支援

施策

(1) 住民参画の推進

- a 村民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員の一般公募、ワークショップ等の仕組みや制度を活用します。
- b 村民がむらづくりに主体的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを進めます。

(2) 広報・広聴活動の充実

- a むらづくり活動の支援につながるよう、広報紙や村ウェブサイト・CATVの村番組の内容充実を図ります。
- b 政策・施策に村民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報媒体を活用した意見聴取、各種アンケートの実施や説明会、各種団体における広聴活動等、村民からの情報収集を積極的に進めます。
- c 村民から寄せられた意見・提言について、真摯に検討し回答するとともに、回答結果の公表についても検討します。

(3) 情報公開の推進

村民への説明責任を果たし、村政運営の透明性の確保を図るため、村の保有する情報の公開に関する条例及び個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

(4) 住民団体、ボランティア等の育成・支援

- a 多様な村民団体・ボランティア・NPO法人等各種住民団体の活動を育成・支援し、村民が自主的・積極的に活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- b 一人でも参画できる体験的なボランティア活動から、団体等に所属しながら恒常的に取り組むボランティア活動、さらに、イベントへの参画やむらづくり全般に係る活動まで、幅広いボランティア活動機会の充実に努め、内容について広報等で周知していきます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	地域活動への住民参加の機会がたくさんある	16.6%	18.4%	19.0%
		※村民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率		
活動指標	除雪ボランティアの登録者数【戦略】	110人	133人	140人
		※登録者数		
	<再掲> 福祉ボランティアの登録者数	328人	343人	370人
		※登録者数		
	<再掲>まっくん支え愛事業 ボランティア登録者数	—	61人	70人
		※登録者数		

施策7-2 地域コミュニティの育成



現状と課題

本村には12の区があり、それぞれに「組」が組織され、住民活動の基本単位となっています。各区には、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館等が整備されて様々な地域活動が行われる一方、村から行政事務の委託を受けています。村では、区から要望を受け地区実施計画を策定し、区と行政とが協力し地域整備を進めています。

しかし、近年、人口の増加、核家族化、生活様式の変化等により、「区」・「組」組織に加入しない世帯が増えており、ごみ問題等の地域環境への取組みや、行政からの情報伝達（村広報紙の配布等）、コミュニティ活動等への参加の面で加入者と未加入者との間に不公平感が出てきており、また、村民の生活意識への変化によるコミュニティ活動の低下傾向は否めず、いかにして活性化していくかが課題となっています。

住みよい地域や豊かさを感じられるコミュニティは、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む村民が地域活動への参加等を通して、お互いを尊重し合い、助け合いながら心をふれあうことによって生まれます。

村民一人ひとりの輝きを原動力として地域のつながりを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

地域の連携や郷土意識の継承による魅力あるコミュニティの形成に向け、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組みを支援します。

施策の体系

7-2 地域コミュニティの育成

- (1) 協働によるむらづくり
- (2) 地域の活性化支援
- (3) 地域間交流の推進

施策

(1) 協働によるむらづくり

① 協働のむらづくりの推進

「自助・共助・公助」を基本とした、協働のむらづくりを推進します。

② 区・組への加入促進

- a 区や組への加入を促進するための地区の取組みを支援します。
- b 住民異動手続き時に役場窓口で区・組への加入を促すとともに、役場業務の様々な機会を捉えて加入を呼びかけます。

③ 多様な住民間交流の促進

村や区の行事・イベント・ボランティア活動等の機会を活用し、村民間の交流、世代間の交流等、多様な住民間の交流を促進します。

④ 地区間の連絡・調整の強化

村全体の課題や地区を越えた課題に各地区が協力して取り組めるよう、区長会等を開催し、地区間の連携を促進します。

(2) 地域の活性化支援

① 地区計画づくりと事業の実施

各地区が主体的に計画的な地域づくりを進められるように、「地区計画」を策定し、協働で事業を実施していきます。

② コミュニティ活動の活性化支援

- a コミュニティ活動を活性化するため、各地区での自主的な活動に対し必要に応じて助成を行います。地域づくりのための講演会・研究集会等の開催を支援するなど、村民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- b 地域づくりに関する積極的な情報提供を行います。

c 村職員の地区担当制を設け、地区の課題や問題の解決に関する相談や助言、地区計画等の行政文書作成の支援や、地区と村行政との連絡・調整を行います。

③ 地域づくりの推進

- a 地域づくり活性化のための活動の紹介等を行います。
- b 地域に暮らす様々な知恵・技術を持つ人たちの協力を得て、世代間を超えた地域活性化への取組みを推進していきます。
- c 移住者が、新たな地で不安を抱くことなく、生活を始められるための体制づくりと地域での受け入れ態勢の整備を図ります。

(3) 地域間交流の推進

① 市町村提携の検討

大規模地震災害等に備え、同じ被害圏に属さない市町村との受援協力体制を構築します。また、交流人口・関係人口の増加に向け、姉妹都市提携を検討します。

② 多様な交流の促進

- a 農産物等を介し、農業団体以外の団体との多様な交流を促進します。
- b 村の魅力を県外に発信し、村を知ってもらう取組みを行い、観光交流人口の増加を目指します。具体的には、フラッグフットボールや経ヶ岳バーティカルリミット等の全国規模の大会を開催し、県外の方たちとの交流を図る機会をつくります。また、継続的に村と関わっていきたいと考えてもらえるような仕組みを構築し、関係人口の増加にも取り組みます。

③ 積極的な情報発信

村の活性化につなげるため、村のイメージキャラクター「まっくん」の活用や、村ウェブサイト等、様々な媒体を使った積極的な情報発信をします。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	むらへの愛着度 (18歳以上の村民) 【戦略】	78.8%	79.1%	80.0%
		※住民アンケートで「愛着を感じている」と回答した率		
	持ち家世帯の区加入率 【戦略】	89.1%	88.8%	90.0%
		※加入率		

施策7-3 人権尊重・男女共同参画の推進



現状と課題

本村では、昭和58年(1983年)3月村民憲章の理念に基づき、「人権尊重の村」宣言を行い、村民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会づくりのため、学校・地域・家庭の連携を図る中で人権教育を推進してきました。

しかし、少子高齢化や急速な情報社会の発展等の社会情勢の変化により、これまでの人権課題に加えて、新たな差別や虐待、いじめなどの人権問題に取り組む必要が出てきました。

そこで、今までの取組みに加え、人権教育を推進する関係機関・団体等との連携を一層深め、新たな人権課題を含めた人権問題全般の解決に向けた教育や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

また、男女共同参画においては、少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、女性の社会参加はさらに重要性を増しています。

今後も、すべての村民が希望する働き方や暮らし方を選択でき実現できるように、研修会や啓発活動を通じて村民の男女行動参画意識の向上を図ると共に、さらに幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

施策の方向

全ての人の人権を尊重する人権感覚を持つ村民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。新型コロナウイルス等の感染症に関連しては、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が行われないよう啓発に努めます。

また、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、「南箕輪村男女共同参画行動計画」に基づき、意識づくりや環境づくりを進めます。

施策の体系

7-3 人権尊重・男女共同参画の推進

(1) 人権教育の推進

(2) 男女共同参画の推進

施策

(1) 人権教育の推進

① 人権の視点に立った行政

職員研修を通じて職員の資質向上と人権意識の高揚を図り、人権視点に立った村行政を推進します。

② 人権教育・啓発

村民一人ひとりが多様な人権課題について正しい理解と認識を持ち、日常生活の中で具体的な行動や実践につながるよう、学校・地域・家庭・企業・職場など様々な場面を通じて、人権教育・啓発を推進します。

③ 人権相談・支援

人権擁護委員や関係団体と連携し、当事者の相談に丁寧に応じながら、適切な相談先へつなげます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画意識の向上

「南箕輪村男女共同参画行動計画」に基づき、研修会や啓発活動等を通じて、村民の男女共同参画意識の向上を図ります。また、学校・地域・家庭等の様々な場面を通じて、世代や社会環境に応じた男女共同参画に関する教育活動を推進します。

② 男女共同参画の環境づくり

a 全ての村民が希望する働き方や暮らし方を選択でき実現できるように、子育てや介護のための社会支援の充実を図り、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに努めます。また、村内の企業・事業所に対して、女性の活躍推進法に関わる情報を提供する等、連携して取り組むことができる環境づくりに努めます。

b あらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性リーダーの育成、審議会等への女性の登用率の向上を図る取組み等を推進します。

③ 男女共同参画に関わる相談・支援

a 配偶者等による暴力（DV）をはじめ、男女共同参画に関する村民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

b 男女が共に輝ける南箕輪村を目指して事業を実施するとともに、男女共同参画推進団体「パートナーシップ南みのわ」の活動を支援します。

目指す指標

達成度を測るための指標		当 初 (平成25年度)	現 状 値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果指標	審議会委員の女性比率	32.9%	22.2%	30.0%
		※地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用率		
活動指標	人権・男女共同参画に関する 研修会・講演会等の開催数	3回/年	3回/年	3回/年
		※年間の研修会・講演会等の開催数等の開催数		

施策7-4 行政経営の推進



現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、村民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められているとともに、「南箕輪村創生総合戦略」の推進が必要となっています。

また、責任ある質の高い行政サービスを実現するためには、高度化、多様化する村民ニーズや時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効果的、効率的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。

今後は、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や地方分権の推進による事務・権限の増大等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

また、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、南箕輪村第5次総合計画実施計画のもと、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上等行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

施策の方向

村民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、常に事務事業の効率化に取り組み、また、国が進める社会全体のデジタル化を踏まえながら、スマート自治体^{*62}の実現に向け、行政サービスの向上に努めます。同時に、Society5.0の実現に向けたDXの推進やSDGs達成に向けた取り組みなど、新たな社会の流れを研究しながら進めます。

^{*62} スマート自治体：人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なカタチで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体を指す。

施策の体系

7-4 行政経営の推進

- (1) 人口ビジョンに基づく地域戦略の推進
- (2) 柔軟な組織体制の確立
- (3) 広域行政の推進
- (4) 健全財政の確立
- (5) 行政評価システムの確立と行政サービスの向上

施策

(1) 人口ビジョンに基づく地域戦略の推進

- a 村の持続的発展のために、人口ビジョンに基づく総合戦略について、重要業績評価指標（KPI）^{※63}の実現を目指して、「雇用の創出」、「新しいひとの流れづくり」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域づくり、安心な暮らしの確保、地域と地域の連携」等のテーマをもとにきめ細かな取組みを進めます。
- b 人口減少社会の中、地域コミュニティや地域経済を維持していくためには、村民も移住者も末永く居住したくなる村を目指して、様々な取組みにより住民満足度の向上を図り、急激な人口減少を抑え、人口を維持していくことを目指します。
- c 村への移住を希望する人々に対し、村の様々な情報を発信するとともに、住居や就職などのサポート体制の充実を図り、村への移住・定住を促進します。
- d 村の魅力を発信することで、村への理解を深めてもらい、村との関わりを持つ人々（「関係人口」）を増やす取組みを行います。取組みにあたっては、新型コロナウイルス等の感染症の拡大を契機に認識が拡大しているテレワークなどを視野に入れながら進めます。「関係人口」を増やすことで、地域の担い手不足の解消や本村への移住へとつなげていきます。

※63 重要業績評価指標（KPI）：目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに最も適していると思われるものが選択される。KPIは継続的に測定・監視され、その向上のために日々の活動の改善が行われる。

(2) 柔軟な組織体制の確立

- a 政策目標や戦略プロジェクト等を、効果的・効率的に実現するために、必要に応じて弾力的な組織の運営を図ります。
- b 効率的な行政サービスを実現するため、必要に応じて組織編成の見直しを行います。また、AI・RPA^{*64}等新たな情報技術の活用により業務改善の検討や実現可能な組織体制の研究を進めます。
- c 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、テレワークができる環境づくりやリモートでの研修体制の確立を図るなど、効率的な働き方を研究し推進します。
- d 職員の改革・改善意欲を高めるために、職員からの提案を採用・活用し、施策決定の迅速化と業務の合理化を図ります。

(3) 広域行政の推進

① 広域行政事業の推進

- a 現在、広域連合や一部事務組合で実施している情報処理、ごみ処理、介護認定、消防等の事務事業について、引き続き広域的に取り組めます。
- b 関係市町村と連携し、一部事務組合のあり方と効率良い運営方法について検討します。

② 広域連携の強化

- a 産業・観光・福祉・医療・教育・防災・土地利用等、圏域全体で協力・協調して取り組むべき課題については、近隣市町村との連携を強化して取り組めます。
- b リニア中央新幹線開通を見据えた取組みとして、広域的な幹線道路等の整備について「上伊那地域幹線道路網構想・計画書」に基づく事業推進を図ります。
- c 事務の広域化等について検討します。
- d 定住自立圏構想に基づき、経済や生活の結びつきが強い近隣自治体との連携を深めながら、圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住の受け皿の形成に努めます。

(4) 健全財政の確立

① 計画的な財政運営

- a 「中期財政計画」を作成し、計画的な財政運営に努めます。
- b 「選択と集中」の原則に立ち、各種事業の適切な評価と厳正な選択を行いながら、財源の重点配分に努めます。

^{*64} RPA：Robotic Process Automation の略。コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術。

② 財源の確保

- a 南箕輪ブランド商品の開発等新たな地域産業の振興、起業支援や企業誘致等、自主財源の安定確保に向けた取組みを積極的に進めます。
- b 財産収入及び使用料等については、適正価格の把握に努め引き続き財源確保を図ります。
- c 広報紙・村ウェブサイト等の活用拡大に向けた広告収入の確保策について検討します。
- d 期限内納付と取扱手数料の支出の抑制を図るため、口座振替の利用を促進します。
- e 電話催告や税徴収員と連携した訪問催告を早期に行い、滞納の未然防止に努めます。また、納税資力がありながら納税しない滞納者に対しては、差押等の滞納処分を強化するとともに、困難事案は長野県地方税滞納整理機構に移管し、効率的・効果的な徴収を行うことで収納率の向上を図ります。
- f 税・料金・使用料等の賦課や徴収の適正処理に努めます。公平かつ公正な賦課・徴収のため、課税担当係と収納担当係が連携して税収確保に取り組めます。また、生活困窮や多重債務等の問題を抱えた滞納者については、担当課と連携を図り、生活再建を優先に、具体的な解決方法を検討します。
- g ふるさと納税制度による寄付金確保のため、地場産返礼品の拡充を図ります。また、個人の寄付者へのPRや企業への寄付に関する働きかけ等を検討します。
- h 各事業の実施にあたり国県補助金や交付税措置のある起債を活用し、村の財政負担の軽減を図ります。

③ 歳出の節減

- a 事務事業及び組織編成等、行政組織運営全般の点検、見直しを行い、無駄のない歳出執行に努めます。
- b 指定管理者制度の導入による業務委託の推進や、住民参加による自助、共助の推進による経費の節減に努めます。
- c 「公共施設等総合管理計画」及び各公共施設の個別施設計画に基づき、公共施設の長寿命化を図り、公共施設に係る事業費コストの削減と計画的な施設の修繕によるライフサイクルコスト（建設費と維持管理・撤去を含めた総費用）※⁶⁵の削減に努めます。
- d 行政としての必要性や費用対効果の観点から、補助金全般について見直し整理・統合、終期の設定や定期的な見直しをするとともに、補助金の活用実績等を精査するなど補助金の抑制に努めます。

※⁶⁵ ライフサイクルコスト（建設費と維持管理・撤去を含めた総費用）：企画・設計から始まり竣工、運用、耐用年数の経過により解体処分されるまでを生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。生涯費用ともよばれる。

(5) 行政評価システムの確立と行政サービスの向上

- a 事務事業の内容をチェックし、改善につなげるための行政評価制度を推進します。また、より効果的な制度となるよう、必要に応じて改善します。
- b 行政評価に基づき、事務事業の効率化を推進します。
- c 人材育成や、専門研修等職員資質向上のための研修を実施し、時代のニーズに即したサービスの充実と向上を図ります。また、新型コロナウイルス等の感染防止のため、リモートでの研修も積極的に推進していきます。

目指す指標

達成度を測るための指標		当初 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	将来目標値 (令和7年度)
成果 指標	今後の定住意向 (18歳以上の村民)【戦略】	88.2%	85.7%	89.0%
		※村民アンケートで「住み続けたい」と回答した率		
活動 指標	移住、定住情報への アクセス数【戦略】	—	6,485ユーザー /年	6,500ユーザー /年
		※年間の移住定住サイトユーザーアクセス数		
	出会いイベントの 開催数【戦略】	2回/年	0回/年	2回/年
		※年間の婚活イベントの開催数		

SDGs(持続可能な開発目標)の施策別一覧

基本目標	施策	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ・産業化・イノベーション
		1 貧乏をなくす	2 食糧を確保し飢餓をなくす	3 健康と福祉を強める	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーをみんなに	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの基盤を強める
1 健やかに生きいき暮らせる村	1-1 村民の健康づくりの推進	●	●	●	●	●				
	1-2 地域福祉の充実	●	●	●	●					
	1-3 高齢者福祉の充実	●		●	●					
	1-4 障がい者福祉の充実	●		●	●				●	
	1-5 社会保障の充実	●		●		●				
2 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村	2-1 子育て支援の充実	●	●	●	●	●				
	2-2 学校教育の充実	●		●	●	●				
	2-3 生涯学習の推進	●		●	●	●				
	2-4 青少年の健全育成			●	●	●				
	2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進			●	●					
	2-6 文化・芸術活動の推進				●					
3 安全・安心に暮らせる村	3-1 防災・消防対策の充実									
	3-2 交通安全対策・防犯体制の充実			●						
	3-3 消費者対策の充実		●		●			●		
4 産業と観光の振興で活気を生む村	4-1 商工業・サービス業の振興				●	●	●		●	●
	4-2 農林業の振興		●		●	●	●		●	●
	4-3 観光の振興			●	●		●		●	●
5 住みやすい環境づくりを進める村	5-1 道路・交通網の充実								●	●
	5-2 住宅・公園・緑地の整備			●	●		●		●	●
	5-3 水循環・水環境の整備			●	●		●	●		●
	5-4 情報化社会の構築				●	●				
6 自然と共生する魅力あふれる村	6-1 循環型社会の形成						●	●		●
	6-2 自然環境の保全・活用			●	●		●	●	●	●
	6-3 景観の整備・形成									
7 協働と満足度の高い行政経営を進める村	7-1 参画・協働の推進			●		●				●
	7-2 地域コミュニティの育成					●	●		●	
	7-3 人権尊重・男女共同参画の推進	●		●	●	●			●	
	7-4 行政経営の推進	●				●				

不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	施 策	基 本 目 標
10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを創出しよう	12 持続可能な消費と生産を促進しよう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能なように利用しよう	15 陸上生態系を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能なように利用しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
●	●	●				●	●	1-1 村民の健康づくりの推進	1 健やかに生きいき暮らせる村
●	●					●	●	1-2 地域福祉の充実	
●	●						●	1-3 高齢者福祉の充実	
●	●					●	●	1-4 障がい者福祉の充実	
●	●					●	●	1-5 社会保障の充実	
●	●	●				●	●	2-1 子育て支援の充実	2 次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村
●	●	●	●				●	2-2 学校教育の充実	
●	●	●	●			●	●	2-3 生涯学習の推進	
●	●						●	2-4 青少年の健全育成	
	●						●	2-5 スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	●						●	2-6 文化・芸術活動の推進	
	●		●				●	3-1 防災・消防対策の充実	3 安全・安心に暮らせる村
	●					●	●	3-2 交通安全対策・防犯体制の充実	
	●	●					●	3-3 消費者対策の充実	
	●	●	●		●		●	4-1 商工業・サービス業の振興	4 産業と観光の振興で活気を生む村
	●	●	●		●		●	4-2 農林業の振興	
	●	●			●		●	4-3 観光の振興	
	●	●					●	5-1 道路・交通網の充実	5 住みやすい環境づくりを進める村
	●	●	●		●		●	5-2 住宅・公園・緑地の整備	
	●	●	●		●	●	●	5-3 水循環・水環境の整備	
●	●	●				●	●	5-4 情報化社会の構築	
	●	●	●	●			●	6-1 循環型社会の形成	6 自然と共生する魅力あふれる村
	●	●	●	●	●		●	6-2 自然環境の保全・活用	
	●						●	6-3 景観の整備・形成	
●	●	●				●	●	7-1 参画・協働の推進	7 協働と満足度の高い行政経営を進める村
●	●	●			●	●	●	7-2 地域コミュニティの育成	
●						●	●	7-3 人権尊重・男女共同参画の推進	
●	●		●			●	●	7-4 行政経営の推進	

総合戦略施策一覧

「総合計画 後期基本計画」と「総合戦略」の施策の関係性

基本目標 1 立地特性を生かした職住近接のむらづくり

- 基本方向
- 産業の魅力向上と商工業の活性化による雇用の場の創出
 - 近隣市町村との雇用連携及び支援
 - 南箕輪ブランドによる産業振興と担い手の育成
 - 多様な働き方を視野に入れた支援

総合戦略施策		本計画施策
施策1 商工業・サービス業の振興による雇用の創出		
1) 商工業・サービス業の安定・拡大を図る経営支援	空き店舗の有効活用への支援	⇔ 施策4-1(1)
	商工業経営の支援のための制度資金等の充実	⇔ 施策4-1(2) 施策4-1(3)
	地域企業の高度化と経営基盤の強化のための融資・補助制度の充実	⇔ 施策4-1(3)
	地域産業を支えるための人材確保への支援	
2) 企業誘致の推進	商業ゾーン・工業ゾーンを形成するための土地利用誘導	⇔ 施策4-1(4) 施策4-1(5)
	商工会、その他関係機関と連携した企業用地の確保	⇔ 施策4-1(5)
	企業情報の収集と優良企業の誘致	⇔ 施策4-1(4)
3) 起業家・ベンチャー企業の育成	商工会や関係機関と連携した起業意向の把握と人材育成への支援	⇔ 施策4-1(6)
	起業を支援するための「創業・ベンチャー支援制度」と村の融資制度を組み合わせた支援制度の充実	
施策2 魅力的な農業経営の確立		
1) 地域営農システムの充実・強化	農業生産基盤の強化のための優良農地の集約化支援	⇔ 施策4-2(1)
	認定農業者の育成、農作業の受委託業務等、新たな農業の担い手育成への支援	⇔ 施策4-2(2)
	効率のよい農業経営を目指す農業の近代化・法人化への支援	
	営農センター活動強化への支援	⇔ 施策4-2(2) 施策4-2(3)
	生産性向上や特産品開発等、信州大学農学部、南信工科短期大学校、上伊那農業高等学校、村内企業との連携への支援	⇔ 施策4-2(3) 施策4-2(4)
2) 戦略的な農業の展開	6次産業化の推進のためのマーケティング調査の実施	⇔ 施策4-2(3)
	産学官連携による6次産業化の推進への支援	⇔ 施策4-2(4)
	環境保全型農業、地産地消への取り組み支援	
	農業者同士や消費者との交流支援	
	新しい生産、販売手法展開への支援	
	南箕輪ブランドの特産品づくりや情報発信への支援	
施策3 移住者や女性の就業支援		
1) 企業等 人材確保の支援	企業、団体、県、上伊那地域の市町村と連携した人材確保等の取り組み	⇔ 施策4-1(3)
	U・I・Jターン者への就職情報などの発信	
	インターンシップや就労に必要な学習機会の提供などによる就職支援	
	就職準備合宿など、若者人材を確保する仕組みの構築	
2) 女性の就労支援	仕事と子育てを両立しやすい就労環境整備への支援	⇔ 施策2-1(1) 施策2-1(2)
	子育て世代の女性の就職を促すための研修制度への支援	⇔ 施策4-1(3)

基本目標2 若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり

基本方向

- 住宅・宅地が取得しやすく魅力ある住環境づくり
- 移住・交流に係る情報発信とサポート体制の充実
- 南箕輪村の魅力創出と都市圏との交流の促進
- 地元出身学生の帰郷への取組み
- 地元大学生の定着

総合戦略施策		本計画施策
施策1 安全で快適な住宅・住環境づくり		
1) 住宅・宅地対策	村内での住宅情報や周辺情報など様々な情報発信と相談体制の充実	⇔ 施策5-2(1) 施策7-4(1)
	民間事業者との調整による乱開発防止等の取組みの研究	⇔ 施策5-2(1)
	公共施設等総合管理計画に基づく住宅等の適正な維持管理の推進	⇔ 施策5-2(1) 施策7-4(4)
	生活道路、下水道の適正な維持管理・整備等による安全で快適な住宅・住環境の創出	⇔ 施策5-1(1)
2) 村民の憩いの場の創出	住民協働による公園の魅力向上への取組み	⇔ 施策5-2(2)
	村民の余暇活動の充実等を図るための市民農園の整備・拡大への取組み	
施策2 村内移住・定住・若者帰郷の推進		
1) 情報提供の充実・促進	移住・定住に関わる情報の一元的な発信への取組み	⇔ 施策7-4(1)
	情報発信における様々なメディア対応、SNSの活用	
	県、他市町村の取組みとも連携し、市町村域を越えた情報発信や移住相談窓口の設置を支援するなど、広域単位での官民一体となった移住・定住促進への取組み	⇔ 施策7-4(1) 施策7-4(3)
	集落支援員による多様なニーズに対応した住宅情報の集積と提供	⇔ 施策7-4(1)
	定住自立圏形成協定の締結による、空き家の利活用・バスによる行政区域間縦断路線の運行・こども館の活用による子育て支援等への取組み	⇔ 施策7-4(3)
	空き家バンクの活用	⇔ 施策7-4(1) 施策7-4(3)
2) 移住・定住への支援	移住者と地元住民による移住を支援するサポーターの組織化	⇔ 施策7-4(1)
	Uターン者を受け入れる地域づくりの推進	⇔ 施策7-2(2) 施策7-4(1)
	多様な住民間交流イベント、コミュニティ活動等への支援	⇔ 施策7-2(1) 施策7-2(2)
	区・組への未加入者の加入促進への取組み	⇔ 施策7-2(1)
施策3 南箕輪の魅力開発とブランドづくり		
1) 大芝高原の活用推進	大芝高原の魅力化の推進	⇔ 施策4-3(1)
	大芝高原施設の利用促進	
	癒しの森として活用するための調査・研究、施設整備	⇔ 施策5-2(3)
	関係機関との連携による信州大芝高原みんなの森の魅力向上	
2) 新しい南箕輪村の魅力開発	経ヶ岳パーティカルリミットなど南箕輪村らしい地域資源の活用への取組み	⇔ 施策4-3(3)
	経ヶ岳及び権兵衛峠の登山者の誘客促進	⇔ 施策5-2(2)
	観光農業の促進への支援	⇔ 施策4-3(3)
	生産性向上や特産品開発等、信州大学農学部、南信工科短期大学、上伊那農業高等学校、村内企業との連携への支援	
	地域おこし協力隊との協働による「ふるさと名物」商品化への取組み支援	⇔ 施策4-2(4) 施策4-3(3)
	村の魅力向上・情報発信を牽引する観光協会、商工会等の体制の強化	⇔ 施策4-3(3) 施策4-3(4)
3) 交流人口・関係人口の創出・拡大の推進	既存イベントの見直しと新たなイベントの企画・開催への支援	⇔ 施策4-3(2)
	体験交流・滞在交流への素材提供への取組み	⇔ 施策4-3(4)
	周辺市町村との連携による周遊観光圏の形成などの観光連携の取組み	⇔ 施策4-3(2)

基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり

基本方向

- 出産・子育てへの多面的でニーズに応えた支援
- 落ち着いて学校生活を送れる環境づくりときめ細やかな教育の実現
- 様々な活動を通じた地域ぐるみの子育て

総合戦略施策			本計画施策
施策1 妊娠出産・子育て支援の充実			
1) 母子保健の充実	妊娠出産、育児に関する切れ目のない相談・支援体制の充実	⇒	施策1-1(2)
	食育を含めた小児生活習慣病予防教育等への取組み		
	不妊治療についての情報提供と治療費助成		
2) 地域ぐるみの子育て支援	家庭児童福祉相談の機能強化、子育て教育支援相談室等、養育・育児に関する相談機能の充実	⇒	施策2-1(1)
	子育て支援拠点「こども館」の機能の充実		
	保育園や子育て支援団体等関係機関の連携強化による地域で子育てを支える体制の整備		
	子育て支援施設の活用と保護者同士の交流機会の拡充への支援		
3) 保育の充実	子育て支援に取り組む人材の発掘・育成	⇒	施策2-1(2)
	保育園絵本読み聞かせの推進		
	総合的・計画的な子育て支援の推進		
	保護者の就労形態の多様化に応じた保育サービスの充実		
	様々な体験を通じた保育内容の充実と保育士の資質向上への取組み		
4) 結婚の支援	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすこと等ができる放課後の居場所づくり	⇒	施策7-4(1)
	多様な出会いの場の創出と結婚相談への取組み		
出会いから結婚まで支援する世話人やサポーターの育成			
施策2 教育の充実			
1) 就学前教育の充実	子育て支援グループ等との連携による多様な学習機会の充実	⇒	施策2-2(1)
	子どもや村民の交流拠点としての「こども館」の機能の充実		
	家庭と保育園・幼稚園と小学校との連携強化		
2) 義務教育の充実	児童・生徒数の増加に対応するための学校教育施設・設備の整備・充実	⇒	施策2-2(2)
	小学校・中学校の少人数学級等の推進		
	通学路安全プログラムを基本とした通学路等の安全確保の取組み		
	基礎学力、感性を養う学習等の充実		
	健康と体力の増進を図るための食育の推進		
	「生きる力」「社会生活での自立」に向けた教育の充実		
	「総合学習の時間」を通じた社会体験を取り入れた学習機会の充実		
	英語学習やICTを活用した個性や自主性をのばすキャリア教育の推進		
	郷土愛を醸成するための、郷土に対する理解や愛着を持てる学習の推進		
3) 就学への支援	地場農産物の利用による地産地消の推進と安全・安心な給食への取組み	⇒	施策2-2(2)
	中学校における地域企業への理解を深めるための職場体験等の取組み		
	就学困難な児童・生徒への経済的な支援		
	外国籍児童・生徒への教育支援の推進		
4) 地域に開かれた学校づくり	遠距離通学対策としてのスクールバスの運行の継続	⇒	施策2-2(2)
	学校を使つての地域連携イベントの開催の推進		
	保護者や村民の参画による開かれた学校づくりの推進		
ボランティア等による、学校・家庭・地域が一体となった子どもを育てる体制の整備			

5) スポーツ活動の推進	子ども・若者のスポーツ・レクリエーション活動、スポーツイベント等への支援	⇒	施策2-5(1)
	村民のライフステージに合わせたスポーツイベントの情報提供	⇒	施策2-5(1) 施策2-5(2)
	総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」の活動支援	⇒	施策2-5(1)
	スポーツ・レクリエーション団体等の育成・強化、活動への支援	⇒	施策2-5(1)
6) 文化・芸術活動の推進	各種団体と連携した子ども・若者の文化・芸術活動への参加支援	⇒	施策2-6(2)
	学校教育や文化講座等による文化財・伝統文化研究の促進	⇒	施策2-6(4)
	村主催文化・芸術イベントの開催	⇒	施策2-6(2)
	文化・歴史の継承に取り組む地域団体への支援	⇒	施策2-6(1)
施策3 移住者や女性の就業支援（再掲）			
1) 企業等人材確保の支援	企業、団体、県、上伊那地域の市町村と連携した人材確保等の取組み	⇒	施策4-1(3)
	U・I・Jターン者への就職情報などの発信		
	インターンシップや就労に必要な学習機会の提供などによる就職支援		
	就職準備合宿など、若者人材を確保する仕組みの構築		
2) 女性の就労支援	仕事と子育てを両立しやすい就労環境整備への支援	⇒	施策2-1(1) 施策2-1(2)
	子育て世代の女性の就職を促すための研修制度への支援	⇒	施策4-1(3)

基本目標 4 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり

基本方向

- 安心して住み続けることのできる防災・減災の地域づくり
- 村民と行政との協働による地域活力の再生
- 地域コミュニティの育成
- 豊かな自然環境と景観を保全する地域の創造

総合戦略施策		本計画施策
施策1 自然災害に強い地域づくり		
1) 防災・消防体制の充実	地域防災計画の適時、適切な見直しの実施	⇒ 施策3-1(1)
	村民に継続して行政サービスを提供するための業務継続計画の適時、適切な見直しの実施	
	防災・消防体制の充実	
	自主防災組織等の機能の強化の支援	
	自主防災組織ごとの防災士配置の支援	
	消防水利の確保等、防災関連施設・機材等の整備	
	住宅を含めた民間施設等の耐震改修の促進	
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用による警報の伝達、避難の指示、誘導等、情報提供体制の確立	
2) 災害に強い建物・ライフラインの構築	避難所、ライフライン等の耐震化の推進	⇒ 施策3-1(1) 施策5-3(2)
	防災マップの周知・徹底への取組み	⇒ 施策3-1(1)
	一般住宅耐震化の促進	
施策2 参画・協働の推進と地域コミュニティの育成		
1) 協働によるむらづくり	「自助」「共助」「公助」を基本とした協働のむらづくりの推進	⇒ 施策7-2(1)
	各種委員会等への住民参画の推進	⇒ 施策7-1(1) 施策7-1(2)
	男女共同参画の推進・支援	⇒ 施策7-3(1) 施策7-3(2)
	除雪ボランティアへの支援	⇒ 施策7-2(1)
	住民団体、ボランティア等の育成・支援	⇒ 施策2-3(1) 施策7-2(1)
	ICTの活用による安心な暮らしの支援	⇒ 施策5-4(1) 施策5-4(3)
2) 地域コミュニティの育成	計画的な地域づくりを進めるための「地区3か年計画」の策定	⇒ 施策7-2(1)
	地域づくり活性化のための活動紹介等への取組み	⇒ 施策7-2(2)
	地域に暮らす経験者の知恵・技術等の支援を受けた地域活性化への取組みの推進	
施策3 自然環境に育まれるむらづくり		
1) 自然環境の保全・活用	森林整備、保全活動の支援	⇒ 施策6-2(2)
	里山の保全と活用の促進	
	「総合学習の時間」を通じた自然学習の推進	
2) 河川・水路の活用	親水空間の整備と活用の促進	⇒ 施策5-3(3)
	河川愛護の取組み促進、支援	
	田畑半沢を愛する会等の自主的な取組みの支援	
3) 景観の活用	景観計画の地域区分である「山地・森林地域」、「田園地域」、「住宅地域」、「商工業地域」等地域の特性を活かした景観の保全・形成の推進	⇒ 施策5-3(3) 施策6-2(1)
	景観の保全・育成が必要な地域がさらに魅力あるものとなるための景観形成の推進	⇒ 施策6-3(1)
	景観形成村民団体や三風の会等と連携した、後世に残したい景観の創生	⇒ 施策6-3(2)
	三風の会の統一デザインの活用等、伊那西部中部広域農道沿道等の景観形成を通じた誘客を促進する取組み	⇒ 施策6-3(3)

総合戦略数値目標・指標一覧

基本目標	施 策	数値目標・指標名		当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	目 標 令和7年度 (2025年度)
1 立地特性を生かした 職住近接のむらづくり		数値目標1	製造品出荷額（4人以上事業所）	596億7573万円	765億円（H30）	900億円
		数値目標2	事業所数（事業内容不詳を含む）	622事業所（H26）	614事業所（H28）	638事業所
		数値目標3	従業員数（村内企業の従業員数）	6,807人（H26）	6,893人（H28）	7,018人
	施策1 商工業・サービス業の振興に よる雇用の創出	KPI 1	〈再掲〉製造品出荷額 （4人以上事業所）	596億7573万円	765億円（H30）	900億円
		KPI 2	企業振興補助金交付事業所数	12社/年	16社/年	18社/年
		KPI 3	村・県制度資金申請件数	73件/年	67件/年	80件/年
	施策2 魅力的な農業経営の確立	KPI 4	耕作放棄地面積	11.1ha	9.5ha	8.6ha
		KPI 5	中核的経営体が地域の 農用地に占める面積のシェア	50.9%	52.7%	65.0%
		KPI 6	認定農業者数	45人	37人	44人
		KPI 7	認定新規就農者数 （期間中の新規認定者数）	2人	5人	5人
	施策3 移住者や女性の就業支援	KPI 8	就労情報へのアクセス数	－	22,735件/年	24,000件/年
		KPI 9	就労に必要な学習会の開催数	－	3回/年	4回/年
		KPI 10	女性のための研修制度開催数	－	7回/年	7回/年
2 若者定住と郷土愛の醸成に よる帰って来たいむらづくり		数値目標4	住民基本台帳人口	14,890人	15,641人	15,900人
		数値目標5	社会増減	転入>転出	転入>転出	+45人/年
	施策1 安全で快適な住宅・ 住環境づくり	KPI 11	下水道普及率	99.80%	99.84%	99.90%
		KPI 12	水洗化率	84.5%	92.6%	95.5%
		KPI 13	市民農園面積	0.2ha	0.3ha	0.3ha
	施策2 村内移住・定住・ 若者帰郷の推進	KPI 14	移住、定住情報への ユーザーアクセス数	－	6,485ユーザー/年	6,500ユーザー/年
		KPI 15	持ち家世帯の区加入率	89.1%	88.8%	90.0%
	施策3 南箕輪の魅力開発と ブランドづくり	KPI 16	観光PRイベント開催数	11回/年	24回/年	24回/年
		KPI 17	大芝高原の利用者数	616,435人/年	599,472人/年	620,000人/年
		KPI 18	経ヶ岳・権兵衛峠を活用した イベントにおける登山者数	1,000人/年	1,600人/年	2,000人/年
		KPI 19	「ふるさと名物」商品化件数	－	8件	14件

基本目標	施 策	数値目標・指標名		当 初 平成25年度 (2013年度)	現 状 令和元年度 (2019年度)	目 標 令和7年度 (2025年度)
3 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり		数値目標6	合計特殊出生率 (期間・5年平均)	1.64	1.77	1.91
		数値目標7	〈再掲〉住民基本台帳人口	14,890人	15,641人	15,900人
	施策1 妊娠出産・子育て支援の充実	KPI20	切れ目のない支援のための連携会議 (子育て世代包括支援センター)	新規設定	8回/年	12回/年
		KPI21	乳幼児健診受診率	95.9%	99.4%	99.5%
		KPI22	登下校見守りボランティア登録者数	98人 (H30)	169人	200人
		KPI23	ノーテレビ・ノーゲームデーの 促進実施保育園数	1園 (H30)	1園	5園
		KPI24	出会いイベントの開催数	2回/年	0回/年	2回/年
	施策2 教育の充実	KPI25	体験学習実施時間数	27時間/年	39.8時間/年	40時間/年
		KPI26	キャリア教育・郷土教育実施時間	15時間/年	21.0時間/年	20時間/年
		KPI27	わくわくクラブ会員数	1,441人	1,511人	1,600人
		KPI28	スポーツ施設利用者数	118,261人/年	130,065人/年	130,000人/年
	施策3 移住者や女性の就業支援 (再掲)	KPI29	〈再掲〉就労情報へのアクセス数	－	22,735件/年	24,000件/年
		KPI30	〈再掲〉就労に必要な学習会の 開催数	－	3回/年	4回/年
		KPI31	〈再掲〉女性のための研修制度 開催数	－	7回/年	7回/年
4 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり		数値目標8	むらへの愛着度 (18歳以上の村民)	78.8%	79.1%	80.0%
		数値目標9	今後の定住意向 (18歳以上の村民)	88.2%	85.7%	89.0%
	施策1 自然災害に強い地域づくり	KPI32	防災に関する出前講座開催数	2回/年	10回/年	12回/年
		KPI33	防災士養成人数	13人	25人	32人
	施策2 参画・協働の推進と地域 コミュニティの育成	KPI34	除雪ボランティアの登録者数	110人	133人	140人
	施策3 自然環境に育まれる むらづくり	KPI35	学校教育での自然学習時間	25時間/年	22.5時間/年	15時間/年
		KPI36	河川愛護活動の実施回数	11回/年	12回/年	12回/年

第4期むらづくり委員名簿（平成29年5月10日から令和2年5月9日まで）

会 長	宮原 袈裟夫	久保区推薦
会長職務代理	千 菊夫	南殿区推薦
委 員	小板橋 紀光	中込区推薦
委 員	穂高 正俊	塩ノ井区推薦
委 員	福澤 豪	北殿区推薦
委 員	松澤 純一	田畑区推薦
委 員	原 文明	神子柴区推薦
委 員	山田 茂	沢尻区推薦
委 員	梶村 隆志	南原区推薦
委 員	横道 正博	大芝区推薦
委 員	原 孝壽	大泉区推薦
委 員	足立 芳夫	北原区推薦
委 員	春日 啓子	村長指名
委 員	唐澤 顕匡	村長指名
委 員	唐澤 喜廣	村長指名
委 員	小林 幸代	村長指名
委 員	関口 なおみ	村長指名
委 員	内藤 良昭	村長指名
委 員	中川 博夫	村長指名
委 員	平嶋 菜美	村長指名
委 員	三澤 澄子	村長指名
委 員	小松 恒輝	公 募
専門委員	上野 謙二	日本郵便南箕輪郵便局
専門委員	唐木 敏秀	上伊那農業協同組合南箕輪支所
専門委員	小山 敏彦（平成30年3月31日まで）	アルプス中央信用金庫南箕輪支店
専門委員	伊藤 裕之（平成30年4月1日から）	アルプス中央信用金庫南箕輪支店
専門委員	竹内 智彦	八十二銀行南箕輪支店
専門委員	小松 和雄	連合上伊那地域協議会
専門委員	伊藤 秀男	伊那ケーブルテレビジョン
専門委員	真子 浩	不動産鑑定士

敬称略

令和元年度南箕輪村第5次総合計画に関するむらづくり委員会開催の経過

開催日		内容
第15回	令和元年12月3日	○村民アンケートについて ○第5次総合計画前期基本計画の達成状況について
第16回	令和2年1月28日	○第5次総合計画前期基本計画の検証について
第17回	令和2年2月19日	○第5次総合計画前期基本計画の検証について

第5期むらづくり委員名簿（令和2年6月1日から令和5年5月31日まで）

会 長	足立 芳夫	北原区推薦
会長職務代理	富岡 順子	村長指名
第1部会（健康・福祉・行政）		
部 会 長	三澤 澄子	村長指名
委 員	小林 耕一	田畑区推薦
委 員	長尾 章夫	神子柴区推薦
委 員	丸山 聡	沢尻区推薦
委 員	伊澤 武善	南原区推薦
委 員	杉本 善彦	村長指名
委 員	穂高 貴志	村長指名
専門委員	山本 ゆかり	上伊那農業協同組合南箕輪支所
専門委員	上野 謙二	日本郵便南箕輪郵便局
第2部会（教育・文化・安全・安心）		
部 会 長	大井田 佐江子	村長指名
委 員	加藤 直樹	塩ノ井区推薦
委 員	水 もえみ	大芝区推薦
委 員	原 孝壽	大泉区推薦
委 員	足立 芳夫	北原区推薦
委 員	唐澤 実	村長指名
委 員	千 菊夫	村長指名
専門委員	井澤 孝光	八十二銀行南箕輪支店
専門委員	稲田 久人	伊那ケーブルテレビジョン
第3部会（産業・観光・環境）		
部 会 長	富岡 順子	村長指名
委 員	堀 高明	久保区推薦
委 員	小坂橋 紀光	中込区推薦
委 員	福澤 豪	北殿区推薦
委 員	唐木 茂人	南殿区推薦
委 員	唐澤 喜廣	村長指名
委 員	北澤 博仁	村長指名
専門委員	伊藤 裕之	アルプス中央信用金庫南箕輪支店
専門委員	種田 英剛	連合上伊那地域協議会
専門委員	真子 浩	不動産鑑定士

敬称略

令和2年度南箕輪村第5次総合計画後期基本計画及び南箕輪村創生総合戦略に関するむらづくり委員会開催の経過

開 催 日		内 容
第1回	令和2年6月23日	○会長選出 ○委員会の運営について ○今後のスケジュールについて
第2回	令和2年7月28日	○会長職務代理の選出
第3回	令和2年8月25日	○第5次総合計画後期基本計画（検討案）について
第4回	令和2年9月15日	○第5次総合計画後期基本計画（検討案）について【部会検討】
第5回	令和2年9月29日	○第5次総合計画後期基本計画（検討案）について【部会検討】
第6回	令和2年10月13日	○第5次総合計画後期基本計画（検討案）について【部会検討】
第7回	令和2年10月27日	○第5次総合計画後期基本計画（検討案）について【全体検討】

南箕輪村第5次総合計画
【後期基本計画 令和3年度～令和7年度】

発行年月日：令和3年3月

発 行：南箕輪村（地域づくり推進課）

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地1

TEL：0265-72-2104

E-MAIL：kikaku-c@vill.minamiminowa.lg.jp



「南箕輪村イメージキャラクター まっくん」